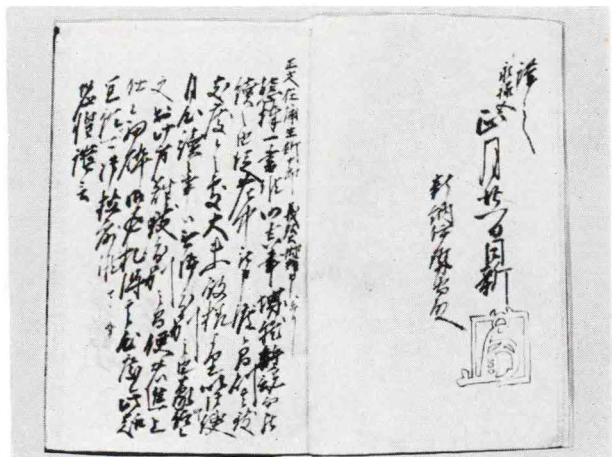


鹿兒島県史料

旧記雜録後編

題
字

鎌 鹿
田 児
要 島
人 知
事



序

このたび、鹿児島史料「旧記雑録後編」（全五巻）を刊行することになりました。これまで刊行してまいりました「旧記雑録追録」（全八巻）と「旧記雑録前編」（全二巻）が好評のうちに完結いたしましたので、引き続き後編を刊行するものであります。

旧記雑録は、伊地知季安・季通父子の努力によって、筆写収集された、鹿児島県の歴史に関する一大史料集であります。殊にひさしく刊行が待望されておりました後編は、時代的には弘治元年（一五五五）より寛永二十一年（一六四四）に至る九〇年間の薩摩藩の記録であります。島津氏の三州統一と九州征圧、朝鮮出兵、関ヶ原合戦など、未刊の史料を数多く含むものであります。いまここに、本書が刊行されることによって、多くの人々に利用され、鹿児島県史についての研究が一層深められますならば、わたくしの幸いとするとところであります。

本県では、「旧記雑録」のほかに、「忠義公史料」（全七巻）と「西南戦争」（全三巻）を刊行し、「斉彬公史料」（全三巻）を継続刊行しております。併せて御活用されるようお願い申し上げます。

このたびの刊行にあたり、出版を許諾された東京大学史料編纂所、また終始御指導をいただきました顧問・委員の先生方、その他御協力いただきました方々に、深く感謝の意を表します。

昭和五十六年一月

解題

鹿兒島県維新史料編さん所による鹿兒島県史料刊行事業の一つとして、「旧記雑録」後編の刊行が開始されることになった（刊本五巻の予定）。

後編は底本の冊数一〇二冊、収載史料の年代は、弘治元年（一五五五）から寛永二十一年（一六四四）に至る九〇年たらずである。

「旧記雑録」前編・後編・追録のそれぞれの巻数と収載史料年代は、前編四八巻が長久二年から天文二三年に至る五一四年、後編一〇二巻が弘治元年から寛永二十一年まで九〇年、追録一八二巻が正保二年から明治二八年まで二五一年である。後編は収載史料の年代範囲の点では、「旧記雑録」各部分のうちでもっとも短い。しかし、これは逆に考えれば、各年度あたりの史料数が三部分のなかで後編がもっとも多いことを示している。いいかえれば、後編は「旧記雑録」のなかでもっとも濃密な部分であるということが出来る。弘治元年から寛永二十一年までといえば、島津氏の戦国大名としての発展期から幕藩制領主（近世大名）として、その藩政（制）を整備確立する期間までを含んでいるのであって、薩摩藩の藩体制上の特異点として著名な門割制度・外城制度・郷土制度・身分制度（宗門改制度）は、いずれもこの時期に歴史的原由を求められるのである。すなわち、後編は「旧記雑録」各部分のなかで、もっとも濃密な部分であると同時に、南九州地方を研究対象とするものにとつて史料の豊富な部分であるといえるであろう。

さて、今回発刊の刊本第一巻には底本の巻一～巻十五が収められ、年代的には戦国大名期に属する。収録史料数は一四六九点である。このうちに現在までにすでに公開された史料が何点かあるが、そのうち「家久君上京日記」と

「上井覺兼日記」をはじめに取り上げる。

前者の内容については、『九州史料叢書』一八に「近世初頭九州紀行集」があり、その「解題」(前九州大学文学部教授、現在成城大学教授、新城常三氏)に詳しいので関係部分を転記する。

一 中書家久公御上京日記○島津家編
集所旧蔵

天正三年(一五七五)島津家久の上洛、伊勢参官などの道中記で、居城薩摩串木野を発ち、陸路北上、豊前彦山参詣のため、かなり迂回をして小倉に到り、それより乗船、瀬戸内海を東行している。帰路は、日本海から九州西岸を船で、南下しているが、このコースを採ったものは、この前後珍らしい。當時島津氏及びその家臣の間には伊勢参官への願望がきわめて強く、島津氏は作戦支障の理由をもって、これを押えていた。この家久の参官は、その実例の一つであるが、家臣の中には、その随従に便乗して、念願を果たそうとするものが多かった(上井覺兼日記、天正二年十一月九日、同十二日、天正三年二月三日)。本紀行記の原本は未だ見當らず、写しとして現在少なくとも三点が知られている。私(新城教授……筆者註)が本書のため用意しておいたものは『薩藩旧記』に収められた『家久君上京日記』であった。しかるに昨年(昭和四一年……筆者註)五味克夫氏(鹿児島大学法文学部教授)が玉里文庫本の同名書を『鹿児島県史料拾遺』の一部として謄写印刷された。その後石井進氏(東大文学部講師)の聯(連)絡により、より良質な『中書家久公御上京日記』(島津家編輯所旧蔵本、東大史料編纂所現蔵)の存在を知った五味氏は、同書と玉里文庫本との正誤表を作成された。なお玉里文庫本は、薩藩旧記本とほぼ同質のものである。

以上の如く、五味氏の苦心により、玉里文庫本の外島津家編輯所旧蔵本『中書家久公御上京日記』の大体も明らか

にされた今日では、本紀行集を本書の中に収録する意義はやや薄らいで了った。しかし、これは質量ともに九州紀行記中の最高峯をなすものであるから、とくに五味氏の諒解を得て、島津家編輯所旧蔵本を紹介することにした。

(後略)

後者の「上井覚兼日記」は上・中・下三冊に分けて、『大日本古記録』の一部として東京大学史料編纂所編纂のもとに、岩波書店から刊行されている(上は昭和二十九年三月二十日刊、中は昭和三十年十二月二十日刊、下は昭和三十年六月二十九日刊)。もっともこの刊行以前から『大日本史料』第十一編の各冊には、「上井覚兼日記」を引用してある。同書の「解題」は、「一、記主の略傳、二、日記の傳來、三、日記の形態、四、日記の題名、五、伊勢守心得書」の五項目から成り、八頁にわたる長文であるから、随意摘記することにする。

二、日記の伝来の項に、

本日記の自筆原本は舊薩摩藩主島津家(當主鑑康氏)の所蔵で、すべて二十七冊が二箇の杉製朱塗蓋箱中に分納せられてゐる。そのいつ頃島津家の蔵に帰したものであるかは詳かでないが、寛政・享和年間に薩摩藩の儒者山本正誼が主任となって編纂した藩史『島津國史』に用ゐられたものが、同藩國史館所蔵の『覺兼日史』と題する写本(冊十九)であったのを始め、同藩関係のその他の編纂書にも直接本日記の原本を使用したと思はれるものゝ皆無であることゝ、原本の表紙その他に間々明治初年頃の菜書きを加へられてゐること、及び現在原本を納めた前記木箱を包んである鬱金色の木綿風呂敷に「諏訪」と記されてをり、それが明治年代のものであること等より考へれば、恐らくは明治に入ってからのことと属するのであらう。(後略)

とあり、

三、日記の形態の頃に、

島津家所蔵の本日記原本の格納箱中には、外表紙に『伊勢守日記一（廿八）』といふ題簽の付されたもの二十八冊と、『伊勢守心得書』といふ題簽の付されたもの一冊と、併せて二十九冊が納められてゐる。但し日記の第七冊に當てられてゐるもの（題簽『伊勢守日記七』）は、実は覺兼の日記ではなくして、他記（『伊地知駿河守日記』等）とほぼ同類の、天正四年正月祝礼のことを記した取次日記）の混入したものであつて、彼の日記は全二十七冊である。これらは全部粗質の楮紙を用ゐてゐるが、紙数は勿論判型等も不揃ひである。（中略）本日記の冊分けは、年若しくは月の替り目によらず随時に改冊せられてをり、甚しきは一日の條を前後の兩冊に分つたところさへもある。但しその覺兼自身の所作たることは、それぞれに外表紙の存すること（三と十三の
みは無題）、冊尾に餘白を存し、自署・花押またはその他の自筆記載の存すること、及び各冊首に日付のみでなく年月も記入されてゐること等によつて明かなところで、丁数の僅かなものに就いても例外ではない。（中略）本日記の記載は覺兼三十歳の天正二年八月一日に始まり、四十二歳の同十四年十月十五日に至る前後十三年間に亘つてゐるが、そのうち天正三年は五月から十月までを飲み、四年は僅かに二十日間程の分を存するに過ぎず、五年から十年十月までの間は全く脱落してゐる。このやうに飲失が甚しく、前後十三年に亘るとはいふものゝ、実は天正十年十一月から同十四年十月までの約四箇年のものが、その主要部分（冊数に於て約三分の二、分量に於て約四分の三）を占めてゐる。

覺兼の日記起筆が果していつの頃からであつたかは詳かでないが、恐らくは現存第一冊の天正二年八月一日よりは少しく遡るものであらう。彼が登庸せられて義久の奏者の役に就いたのが、天正元年その二十九歳の年であるから、恐らくはその頃から書き始めたものではないかと想像される。そしてそのことは、都城市島津久厚氏所蔵の写

本『上井覺兼日帳』等の第一冊(天正二年八月九月記)の扉に『上井覺兼日帳写 一』といふ内題が見られることから推察せられるところである。次に天正三年五月以後の甚しい断絶は、無論首部に相當する部分と同様、後の散佚と見るべきものであらう。また現存最後の冊は天正十四年十月十五日、覺兼が兵を率ゐて大友氏征伐のため豊後に出陣する日の條で断たれてゐるが、こゝは恰もその冊の終りにも當つてゐる上に、実は彼はこれまで陣中に在つても曾て日記の筆を廢さなかつたばかりか、筑前岩屋城攻めに奮戦し鉄炮疵を受けて後退したやうな際でさへ、床中になほも筆を執り續けてゐることから考へても、特に豊後入のやうな重要な際に筆を断つたとは考へ難く、必ずやこの後にも、なほ幾冊かの日記を書續けたものと想像される。従つて今に存するところは、恐らくはもとの分量の半ばにも足りないものであらう。

とある。

一次史料の公刊は以上の二点であるが、この他に江戸時代の成書である『島津國史』の刊行がなされている。「旧記雜錄」各冊には「國史」として各該当年次の首めに同書が引載されていて、その利用は後編のみに限らない。同書については、『新刊島津國史』に原口虎雄氏(前鹿児島大学法文学部教授)の「解題」が存するのでそれに拠りたい。

『島津國史』は、『島津世家』(郡山遜志撰進、紀伝体)を改選して編年体に編成したものであるが、伝蔵(山本正誼)みずからも史料を索搜し、かつまた、長命にして、博覽強記の祖父勘右衛門その他から得た多くの聞書を加えてつくつたものである。(中略)『島津國史』は、平田純正以來歴代の史官らの努力の成果が、山本伝蔵によつて總結集されたところの、最も信憑性の高い正史である。むろん古今東西の官撰正史なるものが内包する通弊をもつてはいるが、往時の人々の意識、史学水準としては最高のものである。それなるが故に、薩藩史を論ずる際には、

誰もがひとしく先ず本書をひもどくのである。今日においても、たとえば嘉吉附庸（琉球を足利義教から島津氏が嘉吉年間領國としてもらったという説）のような薩摩藩琉球征服の口実などを訂正すれば、もともと島津家の原史料に拠るだけに、極めて正確なものである。

本書は明治三十八年七月三十日日附で、青色表紙和本十冊として、島津家編集所から刊行されたが、現在ではおおかた失われて入手難に陥っていた。このたびは（昭和四十七年十二月）これを洋B5判一冊にまとめて再刊することにしたが、可及的に原版の趣を留めるよう配慮した。（後略）

『島津國史』の他に後編収載史料で活字化された江戸時代の成書に、薩藩の書ではないが「日向記」がある。同書は『史籍雜纂』一（明治四十四・五年刊、國書刊行会、昭和四十九年復刻）に収められていて、その「緒言」に、

一、日向記十三卷 日向飢肥太守伊東氏の家乗にして、初め永録年（マコト）間家土落合兼朝之を編次し、天正十八年落合伊賀入道之を増補し、其後又海老原為誠・田丸信成等之を潤飾したるを、寛永初年に至りて葛山散人卜翁居士といふ者更に之を増補改訂したるものなり。鹿兒島原平部良俊氏藏本を謄写せるものに據れり。

とある。

以上で後編収載史料のうちで、刊行されたものについての大体について述べたが、以下に本巻収載史料のうちで注目すべきものを二、三採り上げる。

まず比較的分量の多いものとして「山本氏日記」がある。これについては原編集者の次の識語がある。

右軍記と題し、蒲生士松下源五左衛門の家ニ藏ル所ノ、宝永八年ニ寫タル古本アリ、世ニ所謂山本日記ハ虫ノ爲ニ切レ、或前後乱レテ讀ヘカラサル所多シ、此ハ古本ニシテ實ニ二ツナキ全本ナルヘシ、今茲弘化三年夏四月、蒲生

士長谷場某が假テ寫載置もの也、平季直（旧記雜錄後編一）六九号、以下同じ）

さて同書は弘治元年二月から同三年三月までの蒲生攻めに関する戦闘記録であるが、あしかけ三年におよぶ毎日の記事があるわけではなく、記事のある日は一六三日に過ぎない。記載の欠けた月は弘治元年の十月・閏十月、同二年の四月・七月・八月であり、一ヶ月のうちで一、二日しか記載のない月は弘治二年九月・十月、三年一月である。おそらく農繁期に戦闘行動がなかった為であろうか。記事のなかで注目すべきものをあげると左の如きがある。

一 廿四日、山川へ蒲生之者唐船乗候て、十人來候ヲ打つめ候よし、使僧以頼娃殿被申上候、（後略）（二七号）
（弘治元年五月）

すなわち、頼娃氏と島津氏が同盟関係にあった事、「唐船」に乗って山川に着岸した蒲生衆十人は倭寇であろうと考えられる事、後期倭寇の成員が薩隅沿岸の住民のみでない事などが知られるのである。

なお、この史料を「山本氏日記」と呼称するのは如何なる理由によるのか不明である。季安が見たところの蒲生士松下氏藏本は、単に「軍記」表題を有するのみであって、本「日記」の記主と考えられる「山本氏」なる人物については何等知るところはない。本「日記」：「於岩劔御合戦之刻之事」（前編卷四十八、刊本二二七五二号）・「日州御発足日々記」（九四八・一〇四一・一〇四二号）・「日州新納院高城耳川合戦日記」（一〇四七・一〇五六号）等の諸記録がほぼ同様の文体であり、最後の「日州新納院高城耳川合戦日記」が「大友退治日記」・「耳川合戦日記」の異称をもち、間々「河上左近将監日記」・「河上久朗日記」と呼称され、河上久朗に仮託されていることを考えると、本「日記」も「山本氏」に仮託されたものではなからうか。

つぎに従来我々が知らなかった事実を示す史料として、底本卷十四に収める「条々」（一三二〇号）なる史料を掲げる。

「御文庫廿二番箱四卷中」「義久公御譜中案文有之トアリ」

条々

一山川湊之儀、先規御祈所歴然之条、不違其筋諸公役可有丁寧事、

一唐土・南蠻船着岸之時者、則於鹿兒島被遂相談可然事、

一至寺社家并地下人、或遺恨等、或雖有咎、堅被達公儀、明鏡之沙汰肝要之事、

但忽可被打果程之爲罪人者、不可及懸合欵、

「御譜ノ朱カキ」

「天正十一年」

「朱カキ」

「頼娃殿山川地頭定之節、從老中被遺候案文也」

右の史料は武野要子氏著『藩貿易の研究』（昭和五十四年刊ミネルヴァ書房）に於てすでに島津氏の対外貿易とのかかりについて述べられているのであるが、（同書第二部第五章第二節「島津氏の山川港支配」）なお若干の問題もあると考えられるので、敢てここにとりあげる次第である。

「条々」は対外直轄貿易港（南蛮・中国貿易港）を有した戦国大名島津氏について、従来の大名像―九州の覇者―より一層具体的なイメージを提供してくれるのであるが、「条々」には差出所・宛所・年紀を欠いている。このことに対する原編者の配慮が、「御譜ノ朱カキ天正十一年」以下の家譜（「島津氏世録正統系図 義久第一」）の朱註を採用せしめたのであろう。結論的にいってこの朱註は正当であり、現在までのところこれを否定する史料は発見されていない。

第一条は、頼娃氏に対して山川がすでに頼娃氏の領主権外存在（御料所＝大名直轄領）であることを再確認し、

旧領主にして地頭となった久虎の恣意なからんことを求めたものである。

第二条は、中国船・南蛮船が山川港に入港した時の措置であり、それは鹿兒島（島津氏）と相談の上で喫べきこと（処理される）を規定している。

第三条は、山川の「寺社家井地下人」に対し遺恨をもち、或は犯罪行為を加えるものがあっても、いいかえれば山川で紛争が生じた場合、紛争の当事者に対し地頭久虎の有する検断権を即時的に行使することについての制限である。紛争が起こっても地頭の一存で処理せず、鹿兒島（公儀）との「懸合」の上で「明鏡」の処理をなすべきことを命じている。但し、これには許容条件が示されている。犯罪事実が明白であり、事件の処理に緊急を要する場合にはこの限りでないというものである。

「条々」の大意はほぼ右の如くであろうが、このような地頭権限の制約、第一条唐人・南蛮人との交渉権（交易権）の制約、第三条地頭検断権行使の制約は何を意味するか。第一条は自己のかつての旧領に地頭として臨んだ頼娃久虎に対して、外城山川よりの公役を異儀なからしめん為のものであり、第二条は着岸した外國船との交渉・交易を大名自身が直接に把握することである。対外交渉権の行使を出先機関にまかせきりにせず、常に権力自身が自己の掌中に把握することは島津氏のみならず、中央権力（秀吉・家康等）の場合も顕著である。第三条は前述のように地頭の検断権行使の制限であり、いいかえれば大名領主権の基本的部分に対する制約であって、ひいては外国人に対する刑事上の特権を承認することにもつながる。すなわち、第三条は大名領主権の自己制約である。以上のような内容をもつ「条々」に關係ありと考えられる史料が、巻十四に収められている。（二三二二条）

「正文在顯娃左京」「義弘公御譜中ニ在リ」

「牛王」

天爵起請文之事

連々御取置之段、以神文被顯之候、祝着之至難盡筆紙候、扱者對久虎爲拙子不可存疎略候、若此旨於相違者、

(神名略)

天正十一年癸未

二月十日

兵庫頭

忠平(花押)

顯娃(久虎)左馬助殿

御返報

右の忠平起請文によって(前書および脇付)、天正十一年二月十日以前に久虎から島津氏宛の起請文提出があり、それに対する返書が右の忠平起請文であることが判明する。

顯娃氏・島津氏間において、或内容の事柄が相互誓約されたといえるであろう。顯娃久虎提出の起請文は今見ることを得ず、両者間で誓約された事は具体的に知り得ないのであるが、久虎が誓約した事柄は、島津氏にとって「難盡筆紙」い程の「祝着」であり、久虎が行なった「連々御取置」は、島津氏が久虎に期待した所と合致したのである。前引「条々」第一条に、「先規御料所歴然之条」とあるから、山川に対する顯娃氏の領主権喪失(山川直轄化)

と「顯娃殿山川地頭定之節」とは同時ではない。山川は直轄化されてから、暫くの間は明所(江戸時代に地頭の存在しない外城を斯く呼称する。「伊作諸役人帳」であって、その後多数の候補者のなかから、旧領主であった久虎が外城山川の地頭に「定」ったのである。今は遺存しない久虎起請文は、彼が旧領山川の地頭に就任した時に提出されたものではなからうか。彼が島津氏に対して誓約した事柄は、通常の地頭職就任に際しての誓約に比すれば、異常な

内容を含んでいたであろう。かかるが故に久虎に対して、特に忠平起請文が与えられたのであらうと考える。通常、家臣の役職就任の際の提出起請文に対して、主君からの返しの起請文が与えられることはない。然らば久虎起請文の異常性とは如何なる内容のものであらうか。

まず、第一にそれは島津氏にとって、積極的にプラス→利益をもたらす事柄である。忠平は前記起請文の中で、「難盡筆紙」「祝着之至」とのべている。

第二に島津氏(大名)にとっての利益は、同時にその家臣である山川地頭頼娃久虎にとっての損失である。従って、久虎起請文における誓約内容は、旧領山川の地頭成に当って自己(地頭としての)の権限を制限するものであったと考えられる。とするならば、「条々」と今は遺存しない久虎起請文の内容は、ほと同じであらうと考えられる。恐らく島津氏は久虎に対して、より直接的な山川の管理権を要求し、久虎はそれに応じたのであらうと思われる。島津氏の意図するところは何であり、またそれをめぐる国内(九州)の政治状況は如何であらうか。

今ここでこの問題を論ずるには、もはや国内史料の枠を超えて、外国史料(キリシタン史料)の利用におよばねばならないという史料的制約もあり、この場での論述は不適當であるのでこれで止めたい。

最後に一言つけ加えると、天正十二年の島原合戦も南蛮貿易の観点から、その原因等を見直す必要があるのではなからうか。

(桑波田 興)

例言

一 本書は、東京大学史料編纂所所蔵の島津家本（伊地知季安・季通自筆原本）「後舊記雜錄」を底本とし、巻一から巻十五までを収めて、「鹿児島県史料旧記雜錄後編 一」として刊行するものである。本書に収載した文書の年代は、弘治元年から天正十二年までの三十年間である。

一 底本に欠脱した一部の文書・記録・記事を、鹿児島県立図書館所蔵本から採録増補した。

一 底本に省略されている連歌は、「島津氏世録正統系図」などより補充し、上井覺兼日記の省略部分は、「伊勢守日記」より補充し、補充部分は▽△で示した。

一 収載された文書について、原文書や影写本がある場合にはそれにより修正したが、いちいちそのか所は示さなかった。

一 文書・記録・記事を通じ、底本の順序に従い、通し番号を文首に付した。重出する文書にも番号を付し、重出の旨を注記して本文を省略した。

一 文書・記録・記事の内容が数種にわたる場合には、小番号を付した。

一 巻末に文書目録をかかげた。

一 刊行にあたって文書の体裁を、おおよそ次のように統一した。

イ 文書の所在などを示す原注は一字下げて首部におき、この原注や文書中の異筆・補筆は、「」（墨書）、「」（朱書）で囲んだ。

- ロ 合点は、頭または右肩に「ㄣ」（墨）、「ㄣ」（朱）で示した。
- ハ 文書の年月日・差出・宛所の位置などは、底本の体裁にあわせてある程度の統一をした。
- ニ 書状の封じ目は、底本にあわせて「ノ」や「メ」を併用した。
- ホ 花押は（花押）とし、適宜に人名を傍注した。
- ヘ 端裏書・付紙などは、「」で囲み、右肩にその旨を注記した。
- ト 文書・記録・記事には、適宜に読点「、」および並列点「・」を付した。
- 一 原文の磨滅虫損は、字数を推して□又は□を以て示し、解説困難な字は■又は■にして（ヨメズ）と注を付した。
- 一 原文の抹消は、その文字の左側に「く」を加えて、右側に書き改めた文字を記した。
- 一 頭注や行間の書きこみは、底本の体裁にあわせたが、頭注の長い場合はその位置を示し、関連か所の文末にまとめた。
- 一 人名・地名には適宜に傍注を付したが、原注と区別するために（ ）で囲んだ。
- 一 原文中の返り点や送り仮名などは原則として省略し、仮名文書に付されていた底本の原注は、一部を残して省略した。
- 一 欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。
- 一 漢字は原則として底本の用字に従い、改める場合はなるべく正字を使用するが、底本の文意をそこなわないものは、一部当用漢字新字体を使用した。

一 異・略・俗体文字は、大部分を普通の字に改めたが、一部底本の用字に従い、併用したものもある。

一 変体仮名などは、現行の平仮名に改めた。

一 当時一般に使用された用字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

陳(陣) 蜜(密) 諷方(訪) 麿(鹿兒) 飛彈(驛) 太輔(大) 狼籍(藉) 百性(姓)
玄番(蕃)

旧記雜錄後編 一 目次

口	繪	一
序	文	一
解	題	二
例	言	一三
目	次	一六
卷一	弘治 元（一五五五）年——同	三（一五五七）年 （忠良公・貴久公・義久公・義弘公）	一
卷二	永祿 元（一五五八）年——同	四（一五六一）年 （忠良公・貴久公・義久公・義弘公）	五五
卷三	永祿 五（一五六二）年——同	九（一五六六）年 （忠良公・貴久公・義久公・義弘公）	一〇一
卷四	永祿 一〇（一五六七）年——同	一一（一五六八）年 （忠良公・貴久公・義久公・義弘公）	一六〇
卷五	永祿 一二（一五六九）年——元龜 二（一五七二）年	（貴久公・義久公・義弘公）	二〇九
卷六	元龜 三（一五七二）年——天正 元（一五七三）年	（義久公・義弘公・久保公）	二六〇
卷七	天正 二（一五七四）年	（義久公）	三二四
卷八	天正 三（一五七五）年——同	四（一五七六）年 （義久公・義弘公）	三九三
卷九	天正 四（一五七六）年——同	五（一五七七）年 （義久公・義弘公）	四八一
卷一〇	天正 六（一五七八）年	（義久公・義弘公）	五三二

卷一一	天正 六（一五七八）年	（義久公・義弘公）	五七六
卷一二	天正 七（一五七九）年—同	八（一五八〇）年	（義久公・義弘公）
卷一三	天正 九（一五八一）年—同	一〇（一五八二）年	（義久公・義弘公）
卷一四	天正一一（一五八三）年	（義久公・義弘公）	七四七
卷一五	天正一二（一五八四）年	（義久公・義弘公）	八四〇
文書目録			九六九

(表紙)

忠 良 公	自 弘 治 元 年
貴 久 公	至 同 三 年
義 久 公	
義 弘 公	

後 舊 記 雜 錄 卷 一

(原寸竪二四・三センチ 横一六・七センチ)

1

〔國史〕卷十 大中公 貫明公

弘治元年乙卯、是年十月改元弘治、自九月以前猶是天文二十四年。春正月二十三日、

遣兵襲北村壘、遇伏而敗、公與 貫明公及又六郎歲久

救之、歲久力戰被創、據大中公舊譜、黃套軍記、島津支流系圖、北村壘遺墟在蒲生郷地頭館西北二十三町有餘、係歲久、公之第三子也、據島津、二十八日、北原氏兵侵

北村、據大中公舊譜、三月二日、大隅軍健與平松軍戰於帖溝邊、黃套軍記

佐別府川、同上、別府川在帖佐、加治木接界處。八日、肝付兼盛統加治木・溝

邊・日當山・長濱之衆、擊帖佐郷山田、斬敵二十三人、

同上、山田本屬帖佐、其後分置山田郷、今稱始羅郡山田。二十七日、右馬頭忠將率隅州兵、

屯岩野原、將攻帖佐本城、遣軍健四五人、致師而還、帖

2

〔貫久公御譜中〕

佐兵追之、忠將與左兵衛尉尚久共擊敗之、追至高尾城、

據大中公・貫明公舊譜、島津支流系圖尚久一流譜、黃套軍記、高尾城在帖佐城大手口。夏四月二日、帖佐本

城・新城・山田諸壘兵士夜潰、遂取其地、同上公將伐

蒲生氏、九日、禱宮內八幡宮、探籌決之、二十七日、復

禱八幡宮、亦如之、據大中、公舊譜、秋七月二十五日、蒲生範清與

澁谷氏共、攻帖佐新城、右馬頭忠將・樺山幸久等、自本

城來救、與帖佐・鹿兒島・加世田等兵共、擊破蒲生・澁

谷軍、獲東郷將監・白濱二郎四郎、範清等引去、據大中公套軍記、蒲生十郎兵衛系圖、九月、伊東義祐擊餓肥、破壞南郷三百町廬

舍、遂攻目井城、陷之、新納尾張守忠正・忠正子河內守

忠照死、據豐後彌四郎家藏文書、原書此事在明年九月、今從島津支流系圖新納氏譜、島津內膳家譜、此年九月、伊東氏攻目井浦島、與此微異、忠正、新納氏支庶也、據島津支流系圖、原書新納忠正、久吉五世孫、實久庶長子曰尾張守久吉、

忠正、久吉五世孫、實久庶長子曰尾張守久吉、冬十月二十三日改元、據和實久庶長子曰尾張守久吉、是歲琉球王尚清卒、

據琉球國王世譜

蒲生北村之卒有通志於我軍中者、潛云、我欲逆戈而來屬

旗下、請定日時發衆兵、聞之則堅其約、而弘治元年乙卯

正月廿二日、貫久及嫡男義久發於鹿島、到於吉田、翌日

所以發向軍來也、何圖彼敵懷異心、輒以運陰計、我軍雖

戰不利、而敗走焉、弟子丸播磨某者返馬、即以戰死矣、

厥外指宿丹後・敷根源八兵衛・福崎次郎三郎・濱田後藤

兵衛・春山太郎三郎・小野某、知覽之卒名越・池井等共

戰死也、貴久聞數輩之遂戰死、宛如失左右手、而不勝哀

矜之情、乃奮出於戰場、以思報之、義久亦同助勢勉之至

矣乎、古之良將視卒之傷、而若己之傷、是之謂乎、三男

又六郎歲久禪正大綱
久慶之祖、雖曰年少、力戰不止、而乃被傷矣、

島津右馬頭忠將率大隅之騎步、而走到西原、陳弓矢、使

步卒與凶徒戰、而後各相退矣、

弘治元年正月廿八日、北原之賊徒到溝邊之地、與我之士

卒挑戰、于時大隅之士卒馳到其戰場、放鐵炮殺敵六人、

又以太刀討捕一人也、

3 「左衛門督歲久譜中」

蒲生北村敵人有通意於 太守軍中者、而密云、吾逆戈亡

蒲生來欲歸 太守、請發向軍衆於我城、其約實堅、由是

弘治元年乙卯正月廿二日、 貴久主 義久主引卒軍衆、

發於吉田赴於其地、何圖敵人懷偽謀、以將待我兵之至悉

屠殺之、我軍盡筋力雖防戰不利忽敗、弟子丸播磨守・指

宿丹後守已下勇士共十人遂戰死矣、丁此之時、歲久亦挑

戰之際被傷、實十九歲也、

4 「川上左近將監久朗譜中」
「朱力半」

「川上因幡守久國自作之文也」

弘治元年正月之比、蒲生何某・菱刈大膳、澁谷黨五家之

族一味與同、對 太守方構矛楯、依之 貴久主 義久主

住居吉田城、同正月廿三日、北村塞番主發使節謂曰、獻

我北村楯、以可屬幕下、廿三夜可舉烽火、當其期可被發

官軍云云、如約期我軍北村之城戶口江押寄所ニ、敵伏兵揚

鯨波圍我軍、破之引退所、入來勇士寺尾左衛門名乘、取

鎗突懸、久朗持長刀挑戰、寺尾鎗久朗長刀柄ニ中ツテ鎗

尖折留ル、寺尾鎗柄久朗長刀切跡有之、慶安三年、左衛門孫
内匠ニ其鎗ヲ乞取

久國所
持也

5 「忠元勲功記」

一弘治元卯正月、右之範清・良重等謀計ニ而、北村之者

共へ申合、降參之筋ニ爲相偽候故、 大中様 貫明様

吉田之様御出馬ニ而、同廿七日、北村江被爲入候處、

賊兵不意ニ起合せ、御勝利無之、則被爲引候折柄、忠

元事者 大中様御太刀相持罷在候得共、賊徒付送坊方(附)

6

「忠元譜中」

として、弟子丸播磨守等取返し討死仕、貫明様猶も被爲及御危難候ニ付、早々忠元駈參、可奉救旨被仰付、則駈參候而討退け殿仕候故、無難ニ被爲引取、別而蒙御感賞爲申由、左候而、此御難儀を北村歸忠与世上申傳由御座候、

弘治元年乙卯正月、蒲生範清・祁答院良重等謀、使北村人僞降、公、二十五日、公及、世子貫明帥兵如吉田、二十七日、舊譜作二十三日進入北村、賊兵竝起、夾而擊之、公師不利、時忠元持御太刀從、公班師、賊等尾擊、弟子丸播磨守等返戦死之、公觀、世子亦危急也、乃命忠元、往爲之殿、忠元奮戰、以躬當敵脱、世子於鋒鏃中、公等大感賞之、

7 弘治元年乙卯正月廿二、屋形様御父子吉田迄有御發足、薩摩之人數出張ス、然ニ敵之本意ハ構不實、可亡慈ヲ籌策ナレハ、味方ノ諸卒敗軍ス、爰弟子丸播磨守ハ、從兼日難遁處ヲ思取ケルニヤ、一足モ不去討死ス、其外指宿丹後守・數根源八兵衛・福崎次郎三郎・濱田五藤兵衛・

8

『箕輪覺書』

益山太郎次郎、知覽衆名越・池井討死ス、此由ヲ聞召、一人之過ヲモ口惜事成トテ、太守様・同義久様軍場へ度々御馬ヲ懸合被助諸勢ヲ、誠哉兵一人之疵ハ大將十所ノ疵トハ、又六郎殿モ乍若年被成働ヲ、既蒙疵ヲ給、同日大隅之軍勢典厩被召列西之原ニ打上リ、箭軍ニテ御開候早、其後廿八日至溝邊、眞幸衆略ヲ成、隅州之人數不移時ヲ續合、敵六人手火矢ニテ射殺、一人討取、「以下未ニ有之」

一其後日々ノ軍アリト云ヘトモ無差事ノ處ニ、蒲生ノ北村ニ有内通者、山下半太夫ト云者ナリ、中途ニ出合相談ス、仍テ弘治元年乙卯正月五日、貴久・義久吉田迄御出在テ、同日、薩摩ノ軍勢其場ニ出張ス、然ニ敵ノ本意ハ不實ヲ構へ、守護方ノ勢ヲ北村へ僞リ引寄せ、蒲生・祁答院ノ者トモ催大勢跡ヲ遮リ爲討、貴久ハ祁答院方ニ忍テ深入シ玉ヒシニ、諸卒皆敗北シテ、及折角ノ間ニ退玉フヘキ様ナシ、爰ニ指宿右馬允御暇申テ立返ル、御舍人ノ竹若丸見次返合テ暫ク防キ矢仕リ打死シケル、其隙ニ貴久退キ玉フ、又弟子丸播磨守兼日ヨリ所難遁

ヲ思ヒ取タル者ナレハ、是モ返合テ討死ス、貴久モ漸ク退キ取玉ヘトモ、慈ハ敗軍也、敵ハ大勢付ケ來リ、左兵衛尉忠辰御馬ヲ引返シ、戰ヒ玉フ、御大事ニ可成ノ處ニ、右馬允ガ子指宿四郎二郎・敷根源八兵衛・福崎二郎三郎・木脇刑部左衛門・貴嶋圖書助・箕句旬ニ作ル、皆效此、舍人助・濱田五郎兵衛・青山太郎三郎、知覽ノ私句記、住人ニ名越・池井等輕一命、横ガケニ切りカクレハ、敵大勢ト見テ後口崩レスレハ、虎口ノ敵ハ漸々歩留ル、其ヨリシテソ引退ケル、又六郎歳久若年ニテ御坐セトモ、名譽ノ働已ニ蒙疵玉フ、慈ノ危キ北村ノ返忠トハ、此事也、同日、右馬頭忠將ハ大隅勢ヲ卒シ、西ノ原ニ馳連キ、陣土ヲカケ散々ニ矢軍シテソ引レケル、其翌日廿八日、北原カ者トモ加治木・溝邊ノ浦ニ野臥ヲカクル、大隅勢不移時馳續キ、敵ヲ追入、已ニ二十餘人打捕、慈モ足輕少々打死ス、

「正文在曾於郡花林寺」

「貴久公御譜中ニアリ」

敬白願文

南無宇津瀨大明神 抑今度出陣之事、妨國務當敵防戰

之企、更非私之所行、然者 神慮御感應之儀、何疑可有之哉、所庶幾者、加員鑑之威力、耀神德之威光、即時懇敵退散、武運長久、息災延命、諸平安穩、殊所發向敵城早速屬手裏者、可奉 御神領寄進也、仍願書如件、

天文廿二年

二月六日

貴久(花押)

10 一乙卯 天文廿四年三月廿七日、守護之人衆帖佐麓ニテ合戰、高尾迄貴上、同四月二日ノ夜、帖佐・山田捨テ退、翌日ヨリ守護格護、同七月廿五日、澁谷・蒲生ノ衆帖佐エ衆使切負テ、東郷將監・白濱ヲ始、東郷衆數多打死、

11 天文二十四年乙卯 十月二十三
日改元弘治

正月十二日、鮫島四郎兵衛 戰死の地詳
かならず

「本文 三月二日帖佐別府川ニ戰ひ、八日帖佐の山田ニ到リ戰死とあり」
三月二日、徳永與市左衛門 加治木の肝村兼盛の郎等にて、帖佐山田に戰死、下の列も同じ、

安田奎之丞・足輕二人、溝邊ニ一人、神崎大藏介 長濱
の、

三月八日
ともあり、

二十一日、勝部主殿助 蒲生横尾口
にて戰死、

二十四日、貴久公記・箕輪日記、皆此日の軍を正月の事とし、或は二十二日とも、或ハ廿七日ともいふ、今蒲生山本氏

か家藏の日記に據れば、此月の 弟子丸播磨守 蒲生北村の人、邪

此日に擊れば、姑く之ニ従ふ、 答院の賊等と偽り

謀て、大中公に掃順す、因て吉田に御出馬 竹若丸 御舎人に 指宿

ありて、公甚た御危難の時返戦して死す、 右馬允 坂ノロニ於て戦死、忠家トあり、敷根源八兵衛・小野

江某・福崎次郎三郎 崎或、家村早左衛門 閏中、濱田五藤

兵衛 日記は市來に濱田名字 益山太郎次郎・濱田五郎兵衛

・青山太郎三郎 或作 春山、春山又次郎 伊集 尾上彌三郎 日記

上次男 鮫島四郎兵衛宗祐・名越某 住人 池井某 上に同

記は知寛衆、高野助次郎 北村殿死とあり、種子嶋番衆 中間、右

衛門大夫殿原 一人、同朋 一人、犬童又十郎 此列ニあり、篠

原刑部丞・重富藤平・本田彌七・飛松左衛門尉 此五人 死の交名に雜り載れ

は、此に置て候考、 本田刑部少輔殿原 一人、有川治部少

輔中間 一人、吉田僧 一人、瀬戸口藤兵衛中間 一人、弟

子丸中間 一人、桑波田肥前中間 一人、三原兵部左衛門

中間 一人、 二十七日、田中掃部兵衛入道珍阿彌 御同朋、或ハ源七左衛

高樋口にて戦死 宮原珍三 あり、帖佐岩坂口にて戦死、野口右

京進 清水 逆瀬川七左衛門 日當山衆なり、七田代助次郎 喜

衆也、衆、上田舎人佐 咲隈 宮原源藤兵衛 加世田、宮原藤兵

衛 源藤兵衛 衛 同人歎、 四月朔日、町田三郎五郎久次 帖佐岩初にて

廿四日、二階堂某 蒲生賊新祐に寇する 時戦死、吉田衆なり、 村田越前殿原 一

人、凡下者 一人 皆吉 田衆、

二十九日、長濱八郎右衛門小者 一人 吉田衆なり、山口にて戦死

七月三日、蓑輪次郎五郎 蒲生賊多く阿麻堤にて寇す、 鹿兒嶋衆なり、

二月分 弘治元年

「山本氏日記」

一拾二日之朝、吉田衆蒲生へつり仕役たくまれ候へ共、

指儀もなし、従是 若殿様吉水まで御歸アリ、

拾五日、吉田衆鼠尾ニ而敵壹人打れ候、本田宗左衛門

高名仕候、

十七日朝、城ヶ崎敵より格取候、

廿四日、加治木春日山へ敵伏候ヲ、二人打取れ候、何

茂有名者也、

三月分

「山本氏日記」

二日、平松の人衆帖佐湊口ニ仕方たくまれにて、敵貳

れ候、

一、吉田衆はるけにて敵壹人打、同馬四足取てのか

れ候、

人打候、梅北向合良方高名仕られ候、是日 若殿様餅田原迄御馬出され候、

六日、吉田衆蒲生畠田にて、敵壹人打候、馬八疋取てのき候、

八日、加治木衆・長濱衆・日當衆(山脱之)・溝邊衆談合にて、邊河にて仕方たくまれ、敵廿三人打候、

拾五日、銀之御陳之坂口ニ被召寄候、御陳太將ハ攝津殿、くハ初ハ三原方、

廿四日、銀之御陳之覽爲ニ、御屋形様御光儀アリ、かくて吉田へ御父子之御馬ヲ入れ候、此日御奉公之人

衆、先吉田衆ニ弟子丸播磨守・敷根源八左衛門方・福島次郎三郎、伊集院衆ニ春山又次郎・尾上次男、市來

ニ濱田名字、谷山ニ指宿右馬允、此外ニ知覧衆貳人、種子島之番衆ノ中間三人、右衛門大夫殿殿原壹人、同

朋壹人、鹿兒嶋本田刑部少輔殿原壹人、有河治部少輔中間壹人、瀬戸口藤兵衛中間壹人、吉田ニ僧壹人、弟

子丸ノ中間一人、桑波田肥前中間壹人、三原兵部左衛門尉中間一人、以上此分ニ而候、此晚 大殿様吉田へ

御光儀アリ、それより馳而平松之如く御光儀アリ、同廿七日、帖佐之四日市ニ而ふし仕方いたされ候、是

ニよつて、同廿六日ハ南方之人數鹿兒島迄被參候、

若殿様ハ廿六日之ひる程より平松へ御光儀あり、鹿兒島衆・南方之衆ハ、さる時より打立て平松へ被參候、

かくて其夜の子の刻より、人數二手分られ候て、壹手をハ帖佐の川口こからすといふ所ニ伏せられ候、一手を

ハもりそのといふむらにふせられ候、吉田の人數をは(候)はきのミ(候)ね(候)ふるの楯の下にふせられ候、御屋形さま御

父者(候)うるを野(候)のふる城の下に御馬をひかゑられ候、同大隅の人數者典(候)既(候)さまめしつれられ候て、以上三草に

ふせられ候、かくて大隅方よりつりての衆廿人はかり、たかひの下をさしとをり候て、みの時計かけいたし候

て、敵三人打のき候處を、敵馳而つゝきあい候て、きり付候處を、平松の人數の草よりふしをき候て、川を

むかひにせきわたし、てきののくへき方をとりきられ候間、てき是を見てむかひの山のことくにけのほり候

處を、大すみのふし草方へよりをこされ候て、そく時ニてき拾人計打取られ候、かくてたかりの口よりせめ

いられ候程ニ、敵もたれ(垂城)きとをたてふせきたゝかふといへ共、御方しきりにたれきとを打破る、うをあはす

るてきをハ打ふせきりふせ、いちの坂をせめのほつて

「日本氏日記」

四月之分 弘治元

たれこしの合戦度々あり、かくて麓の家のこらす放火させられ候、然共二三ヶ所有をへのこされ候、かくて本のことくたひの口のことくひらかれ候處ニ、蒲生つゝきあひあひにて、こゝかしこいくさ合戦あり、此日左兵衛佐殿無比類御合戦めされ候、此日打取れ候てき以上貳拾壹人なり、驍而伊集院大和守殿勝吐氣あけられ候、此日御方ニ越度の人數、加世田ニ先宮原名字の珠三といふとうほう一人、大隅へ清水衆野口名字の人、日當山ニさかせ川名字の人、喜入ニ田代名字の人、以上此分也、手負者所々方に數を不知、

一二日の夜、てき帖佐の本城・新城、同山田の城をすて、那答院のことくのき候のよし、子尅ハかり帖佐の本城の者貳人平松へはせ参り、御左右申候、それよりまつ平松の人數の内に、足はやき人數少々はせつゝき候て、城内ニ被入候、加治木の人數も夜内ニはせつゝき候て、無何事三城御手に参候、御屋形様ハ其比平松ニ御光儀時分ニて、驍而三日の明ほのゝ時分、御馬廻り三百

計ニて、帖佐の本城南の城ニ御坐をなされ候、鹿兒島ニハ其夜の午時計御左右あつて、若殿様御兄弟御三人、御供の人數五百計にて、帖佐の南の城ニ御つきあつて、御祝言御申にて候、又四郎殿さま・典厩さま御同心あつて、其勢三千計にて、三日のひるほと蒲生の城ふもとに御馬をよせられ候て、城わたされへぎの使僧を以て被仰候へ共、蒲生被申候分者、此前より度々のくわんたひのかれかたく存候へハ、城の事者太刀のつかにてわたし可申之由被申候間、それより麓の家のこらす放火させられ候、吉田の人數者松山口ニさしよられ候て、矢いこまれ候て無何事ひらかれ候、此前てき方よりとりかため候中こはの袴、三日のミの時計火をかけにけのき候、驍而吉田衆・鹿兒島衆御番被申候、同三日のさる時如御佳例、伊十院大和守殿太平之時あけられ候、同晩との内(あひ)ときあり、同四日、山田の城御覽のために、御屋形様御光儀あり、此日南方の人數皆々はせつゝき被参候、同五日、しろかねの御陳はらひあり、此日蒲生の松坂の者少々山田のことくくりとられ候、此晩とのみとき有、

同六日、さるの時計ニ 大殿様御意有、同安□さま御
供あり、此日北郷殿より使者被參候、

同七日、さるの時計ニ新柵へ敵百計よせきたり候處を
城衆出合、矢軍あり、かくて指儀もなし、てきのき候
處を、御方しきりニきりつかれ候程ニ、てきもち具足
二三すて候て、あはて、城内ニにけ入候、これによつ
て 若殿様新城の麓迄御つゝきあり、

同八日のひるほど、山田と新城とのさかいにて、蒲生
衆百五十計かけいたし候て、新城のふもとまでつゝき
あり、

同九日、蒲生へ御仕役ために、南方の衆吉田・帖佐ニ
打よられ候、

同十日、蒲生へ御衆遣有へきのよし候て、大隅の人数
者帖佐の麓まで打よられ候へ共、天氣なに／＼しく候
て御とまりあり、此日祢寝七郎殿參上あり、驥而御た^め
めにかゝられ候、

同十一日の朝、敵新柵へよせきたり候へ共、させるき
もなし、此日龍雲寺御つきあり、

同十二日、尾州より御使者有、此日龍雲寺より蒲生へ
使僧被遣候、此日肝付殿被參候、驥而御めにかゝられ

候、此晚 大殿様御寄合あり、御座ニ祢寝七郎殿被參
候、

十三日の朝、新柵へてき寄きたり候、御方少く出合、
矢軍有て、敵ニハ手負あまた見ゑたり、御方ニハ無何
事、此日肝付殿より蒲生へ使僧被遣候、此晚祢寝殿被
參候、驥而御目ニかゝられ候、

十四日の朝、 大殿様鹿兒島のことく御歸宅あり、同
又六郎殿様御供有、此日午時計ニ北郷次郎殿御つきあ
り、驥而此晚御寄合あり、御祝物進上分御太刀一腰・
御馬一疋・鳥目五百疋なり、若殿様ニも此分ニ參候、
此日祢寝七郎殿蒲生の松山口に、我手の衆五拾計にて
矢いこまれ候、

十五日、蒲生より肝付へ使僧有、此日北郷次郎殿御手
の衆三百計にて、蒲生の横尾口にさしよられ候て矢い
くさあり、然共互ニ無何事、

十六日の朝、蒲生より龍雲寺まで使僧被遣候、此日肝
付衆・加治木衆少く相そはれ候て、蒲生の横尾口ニ指
よられ候、てき百計出合候て、殊外のいくさ有て、手
火矢にて敵壹人へふせられ候て、打とゝめられ候、御
方にハ無何事、此日新柵御覽のために 若殿様人数千

計御供にて御出あり、

十七日の晩、祢寢殿・肝付殿へ御寄合有、

十八日、相良殿より使僧被參候、やかて御めにかゝられ候、此日溝邊へてき貳百計にてかけのふし仕候へ、

下と者貳人打てのき候處を、城衆出合つきをくらられ候へ共無何事、御方手負壹人有、驥而越度仕候、これによつて帖佐衆ことくくつゝかれ候、

十九日、若殿様鹿兒島のことく御歸院あり、此日龍雲寺より蒲生へ使僧被遣候、

廿日、蒲生より龍雲寺へ使僧被申上候、此日入來院より肝付殿へ使僧有、蒲生の身くやうに付也、此晚祢寢殿・肝付殿・北郷次郎殿御めにかゝられ候、

廿一日、祢寢七郎殿御暇被申候、此日山田の足輕、蒲生浦にててき一人打取候、

廿二日、山田の足輕貳拾三人梅北方めしつれ候て、御めにかけられ候、此晚北郷殿御宿ニ御光儀あり、御座中半ニ御馬御給にて候、則北郷殿より御馬進上候、

廿三日、北郷殿御暇御申にて候、

廿四日、肝付方へ御一筆被遣候、御使者新納刑部太輔殿・阿多若狹守殿、此日肝付方よりも御一筆被上候、

則御馬一疋進上被申候、此日祢寢殿、種子之番衆三人御暇被申候、此日新柵へ蒲生衆寄來りて、吉田衆三人おちと被申候、一人ハ二階堂殿次男、一人ハ村田越前殿殿原、一人ハ下と者、

廿五日、蒲生衆新柵之野頸にて馬取候て退候、從是御續にて候、

廿六日、帖佐之寺師名へ敵出候、從是 御屋形様御續取候、自其帖佐之新城之覽のために御出あり、此晚新柵之籠迄敵來候へ共、指事なく候、此日鎌田刑部左衛門尉殿帖佐之内城へ罷移られ候、此夜蒲生之あはら家やき候、

廿七日、吉田へ蒲生衆かけ野伏仕候て、吉田衆九人打取候、桑波田主馬・養輪・遠矢方、此外ハ下と者ニ而候、是により候て、 御屋形様 典厩様新柵之ふもと

まで御つゝきあり、此日肝付衆待野伏候へ共無何事候、此日飯島殿より、同名加賀守殿年頭之御祝言申上候、

廿八日、肝付殿假屋へ 御屋形様御光儀にて候、

廿九日、新柵之表野くひの垂まで寄候へ共、城衆ふせかれ候へ共、ことくく手負ニなり候て退候處ヲ、吉田衆つゝきあはれ、松山口迄つきをくられ、敵一人打

取候、此方ニも吉田衆長田八郎右衛門小者一人おちと
ニて候、

卅日、上原長門守新祐へ御使者ニ御遣ニて候、

15 「貴久公御譜中」

弘治元年三月二日、大隅之士卒與澁谷之賊徒、戰于帖佐
別符川、屠殺敵二人矣、同八日、肝付三郎五郎率溝邊・
加治木・日當山・長濱之兵衆、到帖佐之山田、設伏兵斬
獲敵廿三人、于時加治木卒將徳永與一左衛門、安田木工
丞及卒二人、溝邊之卒一人、長濱之卒神崎大藏共戰死也、
弘治元年三月廿七日、發向帖佐、攻入高尾、得敵首者一
百餘員也、同四月二日之夜、帖佐及山田委而去矣、故爲
我之有也、同七月廿五日、澁谷氏與蒲生氏俱謀襲帖佐來、
帖佐守兵發出對之挑戰之際、澁谷氏兵敗、屠殺東郷將監
・白濱氏已下東郷士卒數多矣、同年十二月三日、蒲生之
新祐委而去也、

16 「義久公御譜中」

吉田氏・蒲生氏・澁谷氏・菱刈氏等與同背于太守、由是
弘治元年乙卯之春、築陣於平松城邊侵侮之際、有唯肝付

三郎五郎守加治木城屬守護、動爲敵人所逼迫、會窮困者
多矣、由是同年三月十日、義久使伊集院治部少輔・野村
民部少輔、達當敵退治之籌於三郎五郎、三郎五郎曰、宜
奉幣正八幡宮、請神慮擇吉日、被遂一戰者可乎、兩輩共
往島津右馬頭忠將・樺山安藝守善久、達三郎五郎之言、

忠將聞之怒曰、與其徒不戰而至於覆敗、不如速退治凶徒、
袋弓矢息士卒、同廿七日、欲率軍衆侵帖佐城、薩摩州騎
步屯別符川之南、大隅州之士卒屯岩野原、各議曰、使輕
銳步卒前城下、侵侮凶徒之際、步卒五人忽然拔出於數千
中、而進高樋口、斬敵一人、又虜一人、而退去、於茲帖
佐凶徒追至岩野原、丁此之時、島津左兵衛尉尚久率薩摩
南方阿多郡・川邊郡・知覽郡・頼雄郡・指宿郡・給黎郡・谷山郡・俗云南方、騎步、進向指揮橫断牛
渡地、而斬首敵八人、右馬頭忠將之步卒亦馳來其場、討
殺敵十人、各乘勝競進放火城下、且復攻破城門矣、總是
南方衆兵共不顧死亡、所以盡筋力致軍功也、唯所神社佛
閣之免爲灰燼者、有尚久痛禁之所致耳、弟又四郎忠平・
喜入三郎四郎季久已下一百餘人、岩坂之合戰散火光者無
敢可比倫、尚久馳奔汗馬、所指示之軍功不可勝記、實駭
人之見聞也、同日、清水之士野口右京亮、日當山之土逆
瀬川七左衛門尉、笑隈之士上田舍人佐、給黎之士田代氏、

加世田之土宮原藤兵衛尉・珍阿弥之戰死勇敢可謂美矣、如斯盡筋力挑戰者綿々然、由是凶徒等懼殃禍之及其身也、同年四月二日之夜晚、帖佐及新城・山田城委以逃那答院去矣、是以爲慈父 貴久主之領地、孰不欣抃哉、北郷次郎・肝付河内守・祢寢右近將監父子趨進敬、唱凱歌太平之曲、而散軍也、

17 「左兵衛尉尚久譜中」

弘治元年乙卯三月廿七日、丁攻帖佐城之時、薩摩之軍衆屯別府川原之南、舍兄嶋津右馬頭忠將旗下之兵、發於大隅屯岩野原、各爲謀略、而欲遣輕銳之步卒侵侮敵城之際、輕卒五人抽出於數千之軍中、到於高樋橋口、敵之魁兵一人斬獲、一人虜來矣、於是帖佐之凶徒追至于岩野原、及此之時、尚久引薩摩南方阿多之郡・川邊之郡・知覽之郡・頼桂之郡・指宿之郡・給黎之郡・谷山之郡、俗云甯騎步之軍、爭先馳走、橫遮於牛渡之地、尚久亦手自提大太刀、進於高樋之橋邊、會于持鑼之強敵挑戰、于時家臣山本三河守進來屠殺其敵、而後甲兵競進攻破城門、放火舍屋、雖然神社佛閣不爲灰燼者、尚久痛禁之所致也、今日薩摩之騎步所斬獲之敵首十八イ二十有六、故我軍乘勝、累日侮敵未止、以四月二日之夜晚、棄帖佐及新城・山田城、

而遁去于那答院也、

18 「町田氏庶流系圖」

八郎左衛門忠親 ——— 丹後守久吉

— 三郎五郎

弘治元年乙卯四月朔日、於隅州帖佐岩劔城戰死、年

十九、

新左衛門忠繼

兄戰死、連續當家云々、

永祿十年馬越城戰死、年二十九、

19 「貴久公記」

「天文廿四年」 三月二日、於帖佐別府川ニ、平佐之人衆大隅之足輕取合相働キ、敵二人討取、又八日、肝付三郎五郎以企、

溝邊・加治木・日當山ニ長濱衆到、山田臥陣土仕、敵

廿三人討取、慈加治木ニ德永与一左衛門尉、安田李允、

足輕二人、溝邊ニ一人、長濱ニ神崎大藏越度ス、此軍

以後敵不得絡ヲ、然處ニ、於帖佐別府川之渡、可爲御

仕役之由、三月十日、義辰様爲御使者、伊集院治部少

輔・野村民部少輔加治木ニ渡海シ談合有、此趣ヲ藝州

・典厩ニ有テ披露、從其三郎五郎ヘ以相談、正宮ヘ請御神慮、日限雖御定候、猶以評儀區々以外處、典厩如此儀定之事、更ニ非可指延、頻打立給候間、三月廿七日、帖佐ヘ御働アリ、薩摩之人數者別府川之南、隅州之衆者岩野原ニ各打寄、先足輕五人抽數千人ヲ、高干ノ口ニテ敵一人討取、一人生虜、其儘帖佐衆岩野原ニ追來、其跡牛之渡瀬ヲ平松南方人衆掛切、敵八人討取、隅州之足輕衆指合テ十人討取、從其帖佐麓無殘垂城戸ヲ破リ放火スル事、中ニモ南方人衆碎手ヲ候、寺家ニ不懸火事者、依武衛之下知也、是不背法度ヲ故也、其日嶋津又四郎殿忠平・嶋津三郎四郎殿季久其外百餘人、岩坂之軍無比類候、左兵衛尉殿合戰變會カ勢相同シ、其日清水ニ野口右京、日當山ニ逆瀬川七左衛門尉、咲隈上田舎人、喜入手ニ田代助次郎、加世田ノ手ニハ宮原源藤兵衛、殊御同朋珙阿討死ス、其身之高名ハ雖無計、諸人惜是耳也、仍卯月二日夜、帖佐・同新城・山田柅々ヲ捨、如那答院落行候事、當屋形様・同義辰様天道御武運偏ニ不及凡慮寄特也、則北郷次郎殿・肝付省釣・祢寢父子被走參候、

20

『箕輪伊賀覺書』

一同三月二日、帖佐別府川ニヲヒテ、平松勢ト大隅勢互ニ相戰フ、同八日、加治木三郎五郎加治木・溝邊・日當山・長濱ノ者共ヲ相具シテ、帖佐・山田ニ互ニ陣士ヲカケ、敵數多討取ル、慈ニハ三郎五郎カ郎等徳永与左衛門・安田奎允、長濱ニ神崎大藏、其外雜兵打死ス、同十日ニ左兵衛尉忠辰軍來ヲ催サレ、伊集院治部少輔・野村民部少輔ヲ使トシ、右馬頭樺山安藝守・肝付三郎五郎ニ相談シ、正八幡ヘ伺神慮日限ヲ定メラル、仍テ同廿七日、帖佐ヘ發向セラル、薩摩ノ勢別府川ヨリ寄レハ、大隅勢ハ岩野原ニ打寄、先ツ足輕雜兵共於高干^干口相戰フ、帖佐ノ軍徒岩野原ニ打出ル、慈ノ兵渡瀬ヲ遮ル、敵横カケセラルト見テ色メク処ヲ追入、敵數多打取テ、其儘帖佐ノ麓ヲ追拂ヒ、外垂下柅ヲ攻破リ、思々放火スル、忠辰・忠平・行久其外ノ侍等、岩坂口ノ師無比類コソ覚ヘケル、慈ニ清水ニ野口右京進、日當山ニ逆瀬川七郎兵衛、笑隈ニ上田舎人、喜入手ニ田代宗二郎、宮原源藤兵衛・同朋珙阿弥討死ス、殊ニ珙阿弥其身ノ高名無是非、諸人惜之而已、仍四月二日、帖佐・新城・山田ノ柅ヲ打捨テ、皆那答院ヘ落行ケハ、

北郷讚岐守・根占右近大夫父子・肝付河内入道省釣馳
參り、誠ニ貴久ノ御武運非凡慮所爲トゾ感ジ申シケル、

21 「栲山玄佐日記」

一 其脇薩摩衆ハ帖佐別府川之むかへ、大隅衆ハ岩之嶽に
伏野有、大隅衆敵餘多討取、其儘帖佐麓を被仕破、さ
れハ無幾程帖佐・山田・蒲生新柵迄打捨、祁答院殿山
をこそ亡越けれ、扱此城ニ御屋形様御父子數勢打入、
肝付・祢寢自身被致參上、蒲生新柵ハ吉田衆最前馳籠、
蒲生之近隣をは被取誘、貴久様御舎弟左兵衛尉殿御大
將持之、此刻以安へ西之別府・有川・栲山・邊川を給
也、典厩は此前上井を長吉に被召遣、頃日日當山は猿
渡大炊助御番、蒲生落合以後、日當山東郷を御給と定
云々、

22 「貴久公御譜中」

「在大隅宮内林性坊」

- 一 一圖無事之可爲調義事、
- 一 二圖可爲今分之事、
- 一 三圖弓矢はけますへき事、

一 しら圖可相添事、

「當書なし本まゝ」

23 「公上」

「在大隅宮内林性坊」但御自筆欵」

條々

「文略スルカ」
天廿四「即弘治元年也」
四月九

- 一 就此度弓箭、別而御神慮忝存たてまつる事、
- 一 蒲生之事、任御神慮校量可有事、付御くしの事、
- 一 一ならば可爲陣事、
- 一 二ならば可爲今分事、

24 「貴久公御譜中」

「在大隅宮内林性坊」但御自筆欵」

條々

天廿四「即弘治元年也」
卯廿七

前日就蒲生之儀ニ、御くし申おろし候、重而恐多存候
へとも、御くし申下度候、御祈念之事頼存候外無他候、
一 蒲生之事、此せつくりかへ頻に申かけて可然候ハ、一
くし、

- 一 やへらけ候て可然候ハ、二くし、
- 一 しかたをあひたくミ候て可然候ハ、三くし、

一なをく思案可入候ハ、白くし、

25 「在大隅宮内林性坊」「但御自筆歟」

北原方之事、さし出たきよし被存候様ニ承及候、召出候

て可然候哉、さしのけ候て可然候哉、次以

御くし申下たく候、御祈念頼存候、此前大せつくの立願

致成就候、此度又少せつくの立願可有候、

「即弘治元年也」
天文廿四年四月廿八日

26 「貴久公御譜中」

「正文在曾木廣徳寺」

上洛以來無音、心外覚候、就学文粉骨之儀令推量候、早

く御下向待入存計候、仍雖些少候、麿臍ニ進之候、恐く

謹言、

五月廿七日

貴久(花押)

天理禪師

27 「山本氏日記」

五月分 元年

一 一日、山田衆高寺ニ待野伏候處ニ敵來候、楯二三條追

落れ候、同本城衆待のふし候へ共、何事なし、

一 二日、佐多殿・左兵衛殿駒御上ニて候、此晚蒲生之八

幡之御馬場より、帖佐之本城のこたく光物アリ、此日

串木野多敵よせ來り候へ共、無何事のよし御左右有、

一 三日、法印様御越ニ而、御祈禱之御大般若アリ、此日

伊十院治部少輔殿・新納刑部太輔殿吉田へ御使者ニ被

越候、此日肝付殿へ伊作之野之駒被給候、此日山田之

足輕七人出シ、飯浦ニて敵一人打取候、此夜新柵之麓

より御嘉例の火御ともしニて候、

一 四日、山田へ敵かけ野ふし候て人壹人、馬三疋取ての

き候、

一 五日、新納刑部太輔殿加世田へ御使者被越候、

一 六日、此曉小麥田ニて赤塚方・北村方耳聞ニ出候て、

敵壹人打捕候、相残候二百計伏候之由、注進にて候、

從是 御屋形様新城之麓まで御馬被出候へ共、敵夜内

ニ退候間、無何事御歸候、

一 七日、典厩様日當山へ城御給にて候、

一 八日、北郷殿より念佛寺使僧ニ被參候、おなしく御東

より御使者有、

一 九日、左兵衛尉殿爲「本マ、」代と加治木へ御越有、森兵部一

七御祈禱之御札守上候、

一十日、若殿様より御使者アリ、此日又四郎殿様山田城之覽之ために御出ニて候、

一十一日、喜入野々駒新正八幡へ御祈進候、蒲生より山田へ落人來候之由、以使僧被申上候、此日加世田之法

泉寺庄内へ御使僧ニ被越候、

一十二日、新袴之人衆、蒲生之横尾口之垂三重被取破候へ共、敵不出合候間、指義もなし、此日若殿様吉田

へ御光儀ニて候、

一十三日、伊集院之平等寺泉へ御使僧ニ被越候、此日城崎之袴御とらせにて候、此日歟初三原右京亮、此晚

吉田之ことく、御屋形様御光儀有、

一十四日、吉田へ敵寄來候のよし聞得候て、軍衆ヲ被寄井手之河内、寺山玉子の山ふせられ候へ共、何事なし、

此日典厩様吉田迄御つゝきアリ、

一十五日、祢寢殿より使者被上候、此日若殿様より吉田之若宮へ瀬崎野駒御祈進候、

一十六日、法泉寺庄内より御歸ニ而候、此日谷山之廣徳

寺肝付へ御使僧被越候、

一十七日、城ヶ崎之袴之御番、右衛門大夫殿御番ニて、

岩劔坐主大明神へ一七日參籠之由被申上候、

一十八日、龍雲寺より蒲生へ御使僧被遣候、

一十九日、京都之日吉太夫吉田へめしよせられ、御目にかゝり候、此日福昌寺監寺加世田へ御使僧ニ被越候、

一廿日、從加世田御使僧有、

一廿一日、御屋形様鹿兒島のことく御歸宅有、此日郡山へ落人候之由被申上候、

一廿二日、吉田之わき田へ敵五百計ふし候ヲ、耳聞人衆聞付之御左右申され候、從是若殿様人衆めしつれら

れハ御出候へ共、敵のき取候間、無何事候、此日敵ねすミか尾迄來候、新袴之人衆被出合候へ共、指儀茂なし、此日北郷殿より蒲生之ことく兩使僧被通候、

一廿三日、何事なし、

一廿四日、山川へ蒲生之者唐船乗候て、十人來候ヲ打つめ候よし、使僧以穎娃殿被申上候、此日北郷殿より使

僧ヲ以北原出頭之由被申上候、此日みそへ敵かけの

ふし仕候て、以下の者貳人打候てのき候よし、御左右有、

一廿五日、若殿様吉田衆三百計めしつれ候て、松山口

ニて伊十院大和守殿軍敗アリ、矢合ハ木脇大炊助、

一廿六日、何事なし、

一廿七日、蒲生へ伏仕方たくまれ候へ共、天氣なにくしく候而被留候、此日山田より松坂ニ而、名字者二人打捕候よし、御左右被申候、此晚吉田之くきのうとニかけのふし候へ共、何事なし、

一廿八日、何事なし、

一廿九日、何事なし、

28 「山本氏日記」

六月分元年

一二日、從蒲生新柵へ、山下名字者落候て參候、伊東方より手火矢、塩硝被籠候由申候、此日祢寢之番衆御目ニかゝられ候、

一三日、東侯之足輕十三人にて、入來之はると云村打破候て、敵八人打取候、彼人衆吉田へ參候て、懸御目ニ候、

一八日、ねすミ尾ニ敵出候ヲ、新柵之人衆出合候て、松

山口ニおひこまれ候、

一十日、吉田衆・新柵之人衆松山口ニ指寄ニて候、手火やいられ候、此晚 若殿様如鹿兒島御歸宅ニ而候、

一十一日、敵吉田之西之字都ニ而一人打候てのき候、城衆出合候てつき候へ共、何事なく候、

一十二日、新柵之野くひへ敵五百計出候て、馬十三疋取候てのき候、從是柵衆・吉田衆松山口までつかれ候へ共、無何事候、

一廿九日、新柵之麓ニ敵伏候のよし、使僧以被申上候、自是 御屋形様御父子以上宮裏迄御續候へ共、何事なし、

29 「山本氏日記」

七月分元年

一三日、吉田之野くひニ火事出來候、從是蒲生衆三百計、あまつゝミまで出來候、柵衆被出合候て矢軍有、鹿兒島衆藁輪次郎五郎手火矢ニあたり候て落どニ而候、吉田衆つゝき合れ候て、手負あまた候へ共、何事なし、

30 「義久公譜中」

一弘治元年七月廿五日、澁谷氏・蒲生氏之卒侵於帖佐來、我之士卒對于渠挑戰之際、渠等之軍敗矣、于時東郷將監・白濱氏已下屠殺者其數多矣、

八月分元年

一九日、帖佐之餅田ニ而下之者壹人取候て、のき口ヲヤかておひ落され候て、敵壹人打捕候、

一十一日、十一夜吉田之くきの宇都ニさくかりニ敵參候ヲ、耳聞衆聞付候て、てき貳人打取候、

一十二日、郡山衆入來江仕役ニはへの山を被越候處ニ、敵此方へ仕方ニ越候處ヲ見付之、河殿へ注進候て、つき送られ候敵壹人打取候、其外持具足五拾五おひ落れ

候、同日串木野之衆・市來之人衆少々談合以、千臺之くミ崎・塩屋破ニ被出候て、人衆ヲ二手ニ分候て、舟

くかより被指寄候へ共、敵早聞付候てふせき候間、塩

屋に火箭射付候て、やきくつされ候、湊の足輕七八人

手おひ候、くかよりの人衆ハ敵貳人打候て、無何事の

き候、
一十七日、蒲生衆新柁之麓迄百計來候、味方被出合候て

箭軍あり、敵一兩人射ふせられ候得共、打留ハなく候、

一十九日、帖佐之本城衆・山田衆蒲生ふもと近く出られ

て、住吉あたり之さく少々はらいせられ候處ニ、北村衆續合候て、寺師あたりまでつき送り候へ共、無何事

候、是ニ仍新柁之人衆横尾口ニ指寄候て矢軍有、吉田衆者松山口ニ指寄候て矢軍有て、味方手おひ五六人有、此内壹人ハ落とあり、是ニよつて 御屋形様宮裏迄御續有、

一廿三日、蒲生衆手計ニ而、吉田久木宇都の作敷候、城衆被出合候へ共、指儀もなし、從是 御屋形様御父子

中村まで御續ニ而候、此日郡山より入來へ仕方へ罷出候て、敵三人打取候、此外ニ壹人生捕ニ而參候の由、

御左右有、

一廿七日、蒲生より落人來候て、廿八日朝、吉田へ衆遣のよし申候、從是鹿兒島衆夜内ニ吉野、原迄被罷出候

へ共、無何事候、

一卅日、山田へ敵寄來候て作敷候、從是城衆被出候て、

頻ニさへられ候而指義もなし、のき候處ヲ、梅北方足輕ヲすゝめ被切付候程に、鳥崎と云所より敵打初候て、

松坂之野頭まで被切付、敵以上十九人被打取候、從是吉田衆・新柁之人衆横尾口ニ指寄候而矢軍候へ共、互

ニ何事なし、

32 天文廿四年乙卯 十月廿三日
弘治ニ改元

「山本氏日記」

九月分

- 九月五日、新納尾張守忠征日州目井城没落のとき戦て死之、新納河内守忠照忠征の子にて同しく戦死、芝四郎右衛門種子島氏臣にて亦同しく死之、十一月十六日、本田宗左衛門吉田衆にて蒲生横尾口に於て戦死、十二月五日、前田長門守下大隅伊地知重興よりの番衆にて、亦横尾口に戦死、蒲池某中間一人川邊衆也、鹿兒嶋衆、村田與五郎中間一人、嶋衆
- 一十三日、蒲生横尾口ニつり仕役たくまれ候へ共、敵不出合候間、何事なし、此晝ほととぎ百計新柁之麓まで來候、城衆被出合候て、横尾迄つきをくられ候得共、なに事なし、
- 一十八日、吉田之足輕久末口ニかけのふし仕候、敵壹人打取候、
- 十月何事なし、

「全」

閏十月分

- 一廿四日、此曉新柁之人衆横尾口ニふされ候、敵聞付候て伏草ヲとりまき候て、時ヲあけ候、みかたこゝかし

「全」

十一月分

- こ打破れ候て、一人もなに事なくのきとられ候、從是吉田まで御屋形様以上御父子御つゝきにて候、一廿五日、吉田衆五人にて蒲生横尾口にて敵貳人打取候、其外ニ十五六之童子壹人生捕にてのき候、
- 一十六日朝、新柁之人衆伏仕役たくまれ候、てき少々出合候へ共、ふし草までハ不來候處ニ、味方伏起候て、横尾垂ニおひこまれ候、垂越之合戦候、從是開れ候處ニ、敵又横尾迄つき來候て、味方ニ手おひ廿人計に候、此日吉田衆本田宗左衛門手火やニ當り候て、やかて法越度申され候、伊十院掃部助殿深手ニ而候、
- 一卅日、山田之足輕松坂浦より敵壹人打取候、

「日新公御譜中」

- 有稱日秀上人之貴僧、先是既渡補陀洛、而天之未喪也、扁舟不至覆没、身體亦不死亡、遂到琉球國之一浦矣、國人謂奇異靈妙、無貴無賤老若男女莫不尊敬者、然而不欲終其身於夫國也、又赴日城渡薩州坊津來、而後如意珠山

一乘院中殿堂閣舎補已破與未足、以琉球國之珍材、不亦

奇乎、且復請建立一多寶塔、安置五佛、是亦予之所以素

願也、匪啻容焉、所歸依實以厚矣、營作粧嚴既成、則令

現住賴忠法印、寫其銘於各佛體心柱如左、

阿闍如來 大檀那島津藤原朝臣左兵衛尉尚久

寶生如來 大檀那島津藤原朝臣三州太守貴久

大日如來 大檀那島津藤原朝臣忠良

法名梅岳常潤大和尚

阿弥陀如來 檀那穎娃左馬尉兼堅

釋迦如來 檀那曾山入道道玆坊津之住人

〔朱力キ〕〔願迎心柱ニ左文有之〕
本願日秀上人從補陀洛來作之、

上野國住人

天文廿四年乙卯十月十二日

37 「左兵衛尉尚久譜中」

天文廿四年乙卯 即弘治元年也 老父日新齋令日秀上人興作多寶

塔於坊津一乘院中、安置五佛、其中阿闍一體檀那尚久也、

十月十二日、教現住賴忠法印書其銘於佛體之心柱如左、

〔朱力キ〕〔阿闍心柱有之〕
大檀那嶋津藤原朝臣左兵衛尉尚久

右外細密有日新公譜中、仍略于此者也、

38 「貴久公御譜中」

「在大隅宮内林性坊」

正八幡宮 一七ヶ日參籠御祈所

〔奉力〕
華轉讀大般若經三部砌也、

初百内 二百内

三百内 二百内

五百内 六百内

右、奉御祈念者、爲護持大且那藤原朝臣貴久御息災受樂

長命有慶御子孫繁榮、殊御武運如意、怨敵退散而國家泰平

之故也、仍抽精誠眞文如件、

天文廿二年十一月吉日

正座主敬
白敬

39 「長谷場越前日記」

一爰に隅州之内に残て蒲生と云る逆臣、祁答院・入來院

・菱刈・北原方に與同仕り、御屋形様に奉對被停出仕

事、憚至極といへとも、儀者和也、仁者慈なりとて被

加御慈悲処に、弥構鉾楯ヲ、吉田境目ニ於て、敵方之

北村・松坂蒲生方より手切を致す刻に、帖佐之内に山田

の地頭梅北宮内左衛門尉とて、世に無隠兵者に被仰付、

其近處に松坂といへる山城を那答院之抱へなり、是を連々に梅北方ハ忍ひけり、彼在城之雜兵共、頃者天文廿四年十一月十八日の寒天に、雪の降る道凌ぎ、那答院之市立に出でけらし、此留守を見てハ、則天之与る所也と心得て、鹿兒嶋に早く言上被致けり、然る處ニ又四郎忠平様と奉申へ、十八歳になり給ふ、御武運を御祈願にて、小城權現に御參籠まし／＼て、丹精を被抽なり、此權現と奉申者云々、御願圓滿無疑、松坂城を被攻砌に者、爲先手忠平様之御人衆、大手の口に押寄て、梅北宮内左衛門尉と名乗て眞先に切て入り、板城戸を打破りける処に、寄手の兵もの落ちてかぎはしを取り懸て、彼の城戸を引崩す、其時に梅北方者きどり下に打敷る、是を見て引退んとせし間に、御太將忠平様の切て入せ給へハ、爰をせんと、防戦す、此場をも被切崩、敵の兵もの打烈て詰之城にそ引籠る、彼城主中村父子三人者進出て防き戦ふ処、澁谷の兵物廿騎計我先にと指合て、やだねをくつろげて征矢鷹侯を打番と、矢彘作て指詰め引詰め散／＼に射たりけり、懸りける処に、御太將軍御覽して、御神前より直ニ打立被成も此時之爲そとて、金覆輪の大太刀の鑄本すこし

くつろげて、御兵法者達者也、讀て見よとの上意にて、雲手角繩十文字八ツ花形と云物に御手を碎きて切り玉へは、敵の兵物指勤へ、本筈末筈一ツニ成と、弓をこぶしに引懸て、カつてづよく放ツ矢ハ、雨か霰の如くふり、忠平様之御身の上に降り懸る、御命もあやうかりける仕合と軍衆ハ申シ相ひニけり、神慮に叶ひ給ふ故、御具足下に征矢鷹侯者五ツ六ツまで通れとも、御身ニ矢疵者只一ツもなかりけり、御太刀下ニ敵餘多御打被成者、御供の兵物も高名を被仕、城主中村父子三人を始として、敵數十人被打取、則城を攻落し、神を敬ひ給ひてハ御運の添とそ被知けり、御大將軍修理太夫義久様之御供に、又六郎年久様(處)・右馬頭殿・左兵衛佐殿御粉骨を盡されけり、其外の諸軍兵雜兵已下に至る迄、各高名仕り、勝吐氣に打付て喜ふ事者無限、彼の山城を被持せ、去間、國方衆ハ猶々迷惑仕り、那答院と入來院・東郷・蒲生者一致して御敵に罷成る、其續きに相良・北原・伊東方も同心とそ聞得ける、此番ひを見合て、蒲生方ハ弥武略を被廻時分也、村田越前守ハ隅州吉田の地頭にて、彼の一行を見切りて被令言上、御評定事了り云々、

「山本氏日記」

十二月分

一五日期、新柁より狩野伏ニ出られ候處ニ、敵少々出合候て矢軍有、みかた横尾口迄おひこまれ候所ニ、敵之草より三千計伏起候、切掛候程ニ味方無勢ニて、如城ひらかれ候ほとに、はけしくとて合戦有て、味方に手おひ死人有、先下大隅之番衆前田長門方打死候、其外川野邊衆蒲池方中間壹人、鹿兒島衆村田与五郎方中間壹人、此分も敵ニも一兩人死人候へ共、味方まけいくさにて候間、しるしハとらす候、

一十二日、山田之足輕蒲生浦にて敵壹人打取候、
一廿八日、郡山之足輕入來堺ニ而敵壹人打取候、

41 「國史」卷十 大中公 松輪公

二年丙辰春三月、公伐蒲生氏、以本城險固難可猝拔、十五日、先攻松坂壘不克、據大中公・松輪公舊譜、松輪公軍記、蒲生十郎兵衛系圖、松坂壘遺墟在始羅郡山田郷地頭館西北十四町許、係木津志村、按木津志村、郡村高辻、飯屋蒲生郷、今屬山田郷、山田郷事見上。 秋八月十七日、島津忠親攻大崎、肝付河内守兼續禦之、忠親擊破之、殺三百餘人、據島津內膳系譜、兼續、兼興之子也、肝付兼興見第十五卷。 永正十七年、冬十月十八日夜、公復攻松坂壘、明日陷之、殺

地頭中原氏父子及祇答院蒲生氏軍百餘人、據大中公舊譜、黃套軍記、蒲生十郎兵衛系圖、十一月二十五日、進向蒲生城、一軍屯七曲、一軍屯馬立、

據大中公舊譜、蒲生十郎兵衛系圖、七曲在蒲生郷地頭館南二十四町、係久末村、或稱荒平、馬立在蒲生郷地頭館東北十五町餘、係久末村、十二月一日、公屯蒲生新城、 據黃套軍記、蒲生頭館東南二十五町有餘、今菱刈氏遣宗人左馬權頭、屯北村、以稱尼个城、係下久德村、據大中公・松輪公舊譜、蒲生十郎兵衛系圖、北村營爲蒲生氏外援、連墟在蒲生郷地頭館西北十四町餘、係北村、北村營見上、與此是歲琉球王尚元嗣位、 據琉球國同村異處、王世譜

42 「貴久公御譜中」

「在上町小倉仲左衛門」

弘治二年正月十六日

賦何船連歌

初春にあひにあふ梅の色か哉
 もゝちの鳥のともなへる聲
 久堅の月の明ほの長閑にて
 風ふきすさむむねのよこ雲
 梶まくらいさなはれゆく友舟に
 歸るなミをそたひにうらやむ
 古郷の空たに見えず日ハ暮て
 はれぬなかめのいとゝ身にしむ

貴久
 義久
 珠全
 芳林
 季久
 圀足
 珠玄
 重延

とおく來し翹よいかに鴈の聲
 秋のけしきもかせに更けん
 月になをいを安からぬね覺して
 なにのひとつもおもひのこさし
 見れはその昔もつかふことの葉に
 うちもをかれすひらくまきく
 おりくのいさめを深く身に知て
 法にいりぬるわか心さし
 明くれハ水をくミ又薪とり
 かくても経たりすミわふる庵
 花の後なを春雨のつれく
 竹をよすかとうくひすそ啼
 朝なく野へをかすミのたちこめて
 くらきをたとるミちのはるけさ
 あふきてそ胸にすむへき月ならし
 おもひをつくす秋のよなく
 問はやときけは軒はの萩の聲
 たかこより身へうかるらむ
 やすかれと世を出ぬるにかひもなし
 すミつきかたく山そさひしき

正成 珠全 經威 兼盛 國眞 純利 義久 貴久 芳林 珠全 圮足 季久 重延 珠玄 珠重 正成 兼盛 國眞 經威 貴久

たへむにハレハし岩尾の苔むしろ
 夕すミまつ夏の日さかり
 うつせミの啼音もさそとあハれしれ
 かへすころものうらミある中
 夢にたに見えすハさてもいかくせん
 夜半にせきもるかよひちへうし
 おもひやる行ゑもとをき草まくら
 いつわけつくすむさしの原
 音聞は馴しにかハる秋のかせ
 一葉のちるもこころほそしな
 露よりもろきハ老のなミたにて
 めてしや月におもひそふ暮
 何にかハ夢とハ戀をさまざまし
 忘なとこそことかハしつれ
 偽りのよにしや人のならふらん
 いのるもいかに神の御こころ
 さすらふる罪のはてく打敷き
 せはきわら屋にとしも經にけり
 悲しさに身をしる夜の雨きうて
 あすとたのむも花はのこらし

珠全 圮足 珠玄 芳林 珠全 重延 正成 珠重 圮足 珠全 重延 珠玄 兼盛 國眞 圮足 貴久 珠玄 正成 季久

歸るさの手毎にかさせ山さくら

珠重

大ミヤ人のいとまある春

芳林

終日にあハする歌をすぎミにて

圮足

あはれことなく世ををくらはや

珠全

いもせともなりしハ浅き契りかハ

重延

おもふこゝろをえやハのこさん

國眞

しほかまを色こにかたる月のもと

珠玄

浦こくふねも秋はひとしほ

珠全

薄霧に松の木すえも村立て

珠重

風のひゞきのしつかなる暮

貴久

春もやゝちかくなりぬる冬こもり

圮足

又やま里をすみや替なん

珠玄

捨る身を人の行てに問ふもうし

芳林

よしやゆかりをかけはなれてよ

重延

さのミヤハマよふ心にまかせてむ

貴久

おもひゆへなるそらおほれかも

經威

あひ見るもかハす事なく打向ひ

正成

我も露けき花のゆふかけ

珠全

佗つゝも春はあまたの蓬生に
宿をかすミのたちハわかれし

珠玄
國眞

佐保ひめや姿を深く忍ぶらむ

季久

おくにやたつねいらむみよし野

圮足

心さへなひく田面の秋の色

珠全

つまにをしかのなくもことハリ

珠玄

露さむき片山もとの暮渡り

正成

見れば雲間にしるき月しろ

芳林

槇の戸に待宵する人ハこて

珠全

ひとりねよとのかねか悲しも

重延

いつまでかありてこゝろを盡さまし

貴久

かるゝ草葉にのこる虫の音

兼盛

あたゝかに冬の朝日のさし出て

圮足

雪をすかたにたかき山の端

珠玄

浦なみもはるかにつゝくきちの海

重延

舟人いかに渡るあやうさ

珠重

うき世そといひてもおしむ我命

圮足

とハしいまハもたのむのミ也

國眞

あたなるハつれなきとても定なし

經威

夕かせたちぬ松のはの露

珠玄

眞木ひはら秋知ぬかけも猶さひて
月くもる夜の山のした道

季久
正成

「日新公御譜中」

「在加世田今泉寺鐘銘」

大檀越日新在家菩薩

勸進衆

ふくろふの聲ほとちかきしは牆に	珠重
雨うちそよぎものすこき比	貴久
かきならす身のふることあちきなし	珠玄
すみかへたれそとひもよらはや	圯足
しるしらすたよりもとむる旅にして	芳林
かたらうにこそなさけ見えけれ	重延
いとけなき心からもむつましミ	珠重
へたてぬ君かめくミ深しな	國眞
水無月もけふをかきりにはや成て	圯足
おしみし春もおさかり行	兼盛
ちる花のうき面影は忘れてよ	貴久
かすみのうちの山ほとよきす	珠玄
貴久九句 正成七 義久二句 珠重八 珠全十一	
經威四 芳林七 兼盛五 季久五 國眞七	
圯足十二 純利一 珠玄十三 重延九△	

「貴久公御譜中」

讚岐坊 快義
 河上備前守忠本
 野村美作守斯綱
 中山越中守貞綱
 井尻伊賀守盛貞
 弘治二年二月 日
 願主沙門政譽
 右大檀越所鑄之鯨鐘
 破損故重改鑄焉而已
 諸行無常
 是生滅法
 生滅滅已
 寂滅已樂

弘治二年丙辰三月十五日、貴久患蒲生之未入手裏、而欲
 攻之、則彼城岸高谷深、而四面共是絕地、以故先將責松
 坂之壘、此地亦門壁墮柵全備堅固、然而多勢逼迫挑戰、
 則飛羽箭投大石防禦不緩、于時梅北宮内左衛門尉國兼先
 諸兵、以督戰也、二男又四郎忠平手三尺劔責破城門、且

將超壁之際、戎衣強敵突出前來、忠平斬伏當敵捕其首、退戰場見鎧上、則所受之敵矢有實五個、茲時忠平二十二歲、斬敵之初也、

弘治二年十月十九日、攻松坂城、忽以陷之、祇答院氏・蒲生氏之士卒戮一百餘人、我之軍中戰死者士一人・民庶一人、只二人耳、

同年十一月廿五日、進蒲生城邊、占稱七曲之地、結一陣矣、以馬立之地又結一陣也、爰蒲生氏之與黨有菱刈左馬權頭者、十二月中旬、救蒲生氏來、設一陣於北村堺、以在于此矣、

45 「義弘公御譜中」

弘治二年丙辰三月十五日、太守修理大夫貴久公攻大隅州蒲生城之邊地松坂壘、門壁全備騎步堅守、然而味方進於四面、發鬨動於山谷、城裏士卒飛羽箭投大石防禦不敢緩也、丁此之時、梅北宮内左衛門尉國兼魁于諸兵、于時兄三郎左衛門尉義久主與忠平提三尺劍、直前攻破城門、且復將超城壁之際、戎衣勇士忽突出來對我、忠平自匍曰、島津又四郎忠平、強敵陣干戈、挑戰盡筋力、雖然忠平遂獲其首、而後退戰場見身體、則受五矢於鎧上、實忠平廿

有二歲、斬敵首之初也、

46 「參考二」

弘治二年三月 大中公 貫明公 松齡公 又四郎 忠平 心岳公 又六郎 歲久 右馬頭 左兵衛尉忠辰何れ茂蒲生城攻ニ御出馬、從軍する輩ニは、

北郷讚岐守忠相トモ久

新納近江守忠武

佐多伯耆守忠孝

樺山安藝守善久

河上上野守久隅

大野駿河守

大野治部太輔

吉利下總守「忠澄カ」

吉利山城守「忠在カ」

喜入攝津守「忠俊カ」

喜入三郎四郎「季久カ」

伊集院山城守

穎娃左馬助

種子島左近大夫時亮 (印朱書アリ、以下同)

根占右近大夫重武

△肝付河内入道省鈞

△肝付左馬助良兼 【兼初為兼トアリ】

△伊地知民部大夫重興

上井伊勢守兼元

敷根中務丞頼繼

廻伊豆守頼連

比志鳥式部少輔義鎮

河田駿河守義朗

△伊集院右衛門大夫「忠棟」

平田美濃守「昌宗カ」

村田越前守「經定」

三原遠江守「重秋入道正菴」

二階堂三郎五郎

天文廿四年十一月十八日同年三月十日蒲生松坂ニ押寄防戦、

御大将 忠平公御年貳拾二歳

△梅北宮内左衛門

河上上野守

川上左近將監久朗

新納刑部太輔忠元

山田藏人有徳

理安ノ父觸州宮ケ
原合戦ニ永禄元年
也一功アリ日體之
山田ヲ領ス

伊集院右衛門太夫忠棟

平田將監

市來内藏助松坂の地頭
被仰付候

同廿一日横尾口ニテ合戦、

濱田民部左衛門

伊集院弥六

梶原藤七兵衛

箕匂舍人

福屋善三郎

同十一月十七日蒲生鼠ヶ尾ニテ合戦、

桑波田主馬助

弘治三年四月十五日菱刈左馬頭か陣ニ責入高名す、
御大将 忠平主 右馬頭殿

村田越前守 〔鑑定〕 三原右京亮

47 弘治二年丙辰

正月十一日、出羽守殿原一人 蒲生笹ヶ尾
にて戦死

48の1

〔御文庫廿二番箱一巻中〕

三月七日、島田隠岐守 吉田衆にて北村賊早坂口まで尾
撃するに返戦して死之、下同し、川内

主馬帖佐平田小三郎田布加治木某伊集院大
和守殿原、遠矢某伊地
知筑

殿原、長田某喜入典厩御中間一人、桑波田中間一人
宮内

御中間孫七兵衛帖佐

二十三日、長濱足輕一人、加治木足輕一人、溝邊足輕

一人 皆北原菱刈の賊
に接戦して死之

六月廿日、新納駿河守忠雄 刑部少輔忠親弟八郎左衛門尉久
次嫡子也、戦死其場を詳にせず、

八月十七日、日置彈正 豊州忠親の肝付兵を大崎に破る時き、
戦死するもの五拾餘人、其一人なり、

伊鹿倉織部丞忠兼 大崎勢箇嶋にて
同しく戦て死之、

九月五日、梅北宮内左衛門蒲生松坂、是枝大善坊快秀同
く戦、長田堯正の合戦に戦死、二十三歳、子孫羽月の士なり、

十月朔日、川上氏臣一人 松山に
て戦死、

十四日、足輕二人 北原賊溝邊に
寇するに死す、

十九日、上床方 山田衆にて北村口
に戦死、下同し、大迫兵八郎、

十二月六日、加藤某 御中間なり、横
尾口にて戦死、

廿四日、伊佐敷又九郎猛久 蒲生馬立にて戦
死、年二十六、

此年、弟子丸源次 蒲生にて戦死、月日なし、以下同し、小牟田彌六左

衛門 本姓伊地知氏なり、白銀七曲に
戦死、天文廿三年九月の事歟、小牟田右衛門四郎 上に
同し、

「琉球國王五御返書案文 弘治二 卯月六」

謹奉復、御慶千吉万祥、猶更至祝至禱、抑爲專對之儀、建善寺月泉和尚被凌蒼波万頃、就中聚礪之芳簡則拜披、多幸々、抑悅無極、剩異邦之種々珍重候、不知所謝、近歲者兵革蜂起、往反因故障、不慮之中絶候歟、自他國以同前之儀、頗非本懷候、蓋故舊不忘者、君子風乎、千秋不變、萬歲不易、爲松柏之期者乎、隣交之儀□先例、可爲連綿甚深之事本望候、此委旨月泉尊老可有演説、仍輕微之至雖憚多、方物於令猷 閣下、酬來瑞之万一分際在別副、以此趣、宜被達之左右之事所希也、

48の2

「別紙ニテ」

琉球へ

御返物之目錄

- 一 太刀 一腰 悉以黃金具
- 一 鎧 一領 紫紅白糸三種 段々綴
- 一 甲 一翅 同毛 鞆形
- 一 扇子 十本 研付
- 一 楮薄 百束

以上

弘治二初夏六日

49

「蒲生山本氏日記」

弘治二年丙辰正月分

酉日

一 朔日朝、吉田人數蒲生のひさせに出入られ候處ニ、敵出合候て、互ニ手火矢射られ候、敵あまた矢ニ當り候、

御方ニハ無何事、

牛日

一 五日、さるの時計、吉田の足輕衆松山口の野に火を付候、これによつて新柵之人數少々横尾まで被出候、敵も少々出合候得共、いくさなとハなし、

午日

一 十日の夜、新柵之をもて口よりこみや仕候、しかれとも指義もなし、

未

一 十一日のひる程、新柵之野頸の遠見の尾迄、敵六十計來り候へ共、指義もなく候處ニ、吉田衆つゝかれ候て、

さゝか尾あたり矢いくさあつて、出羽守殿殿原壹人越

度ニ候、其外無何事、

度ニ候、其外無何事、

牛日

一 廿九日、吉田の足輕衆久木せ口にて敵壹人打取候、

寅

一 卅日、吉田の足輕衆三十計にて、蒲生のをもて大渡ニて、かけ野ふしにて敵壹人打取候、兩日ともに弥八兵衛と申御中間高名仕候、

二月之分

子日 二十日、吉田の衆二十計にて、蒲生の荒比良口の垂二重
取やふられ候て、番屋ニ火を掛られ候、てき出合候へ
共、指義もなし、

寅日 一十二日、吉田の衆百計にて、蒲生の岩上にて見きり一
人打取られ候、殊外はたらきにて、帖佐衆一兩人すり
てをハレ候、城衆つゝきあひ、吉田のさかひまでつき
來り候へ共、指義もなし、此日帖佐の本城の足輕三人、

卯日 蒲生浦にて敵三人打て來り候、

一十三日、山田の人数蒲生松坂の柵へつり仕役たくまれ
候て、敵三人打とられ候、

午日 一十六日の朝、てき五百計新柵の麓まで來り候へ共、指
義もなく候、此晚むくの瀬といふ所にて下々者壹人、

敵より打取候、

未日 一十七日の夜半計、村田越前守内衆濱田善三郎、蒲生よ
り落來り候者貳人、案内者いまひたの柵へしのひ入、
家十四五焼くつし候、それより無何事、新柵のことく

退き來り候、

申日 一拾八日、山田の足輕五人北村麓ニ出て、敵貳人打取候、

酉日 一十九日、堺目さませつきこへ候て、御屋形様御父子

以上、吉田のことく御つゝき有、

牛日 一廿三日の吉田衆、蒲生のつちやくらに忍ひ入あかられ
候て、番衆四人打て、番屋ニ火を掛ケ、無何事ひく、

寅日 一廿四日、新柵の人数横尾口ニさし寄れ候て、はくさく
少々ちらされ候、てき出合候て軍有、帖佐の衆も住吉
の川こしに矢いくさ有、然共指儀もなし、是によつて
御屋形様鹿兒島の人衆五百ハかり御供にて、吉野のハ
らまで御つゝきあり、

51 「山本氏日記」

三月之分二年

寅日 一七日、蒲生へ御衆遣有、御はたの役者梶原方、さして
ハ瀬戸口藤兵衛、御太刀者阿多源三郎方、御馬は伊作
野の栗毛也、同 若殿様の御太刀者本田弥六方、御馬
者市來野ゝつき毛也、御仕方の趣ハしやうかうあんの
原のはくさくはらはせられ候、此日 御屋形様御父子
御分者、よこ尾に御馬をよせられ候、かくて八幡の御
山のあたりまでさく不残ちらされ候て、住吉あたりま
て少々ひらかれ候處ニ、北村衆つゝきあひ候て、原中

までつき来り候處を、三千計にて川より向へまで追詰
られ候へ共、敵足早くにけ候間無何事、それより本
ア本
ニ、もとのことひらかれ候ほどに、いました口にて合戦あつて、御方あまた越
ことく合戦有て、あまた越度有、まつ吉田衆嶋田隠岐
度云々
守、帖佐衆川内主馬方、南方田布施に平田小三郎方、

鹿兒嶋へ伊十院大和殿殿原、加治木名字者伊地知筑前
守殿原、遠矢名字の者、喜入衆ニ長田名字の人、大寸

ミへ典厩様の御中間壹人、宮内ニ桑波田方の中間壹人、
帖佐ニ御中間孫七兵衛、以上此分候、其外手負あまた

有、此日北郷殿御供あり、同日置伊勢介方御供被申候、
此日吉田へ御滞留あり、

辰日
一九日、山田の足輕七人出候て、祇答院大村といふ所ニ

て下々者四生とつて来り候、

卯日
一十八日、帖佐衆五百計ニて松坂の城ニ指寄られ候て、

火矢いつけられ候へ共取消候間、指儀もなくひらかれ
候處ニ、てき三百へかりにてつき来り候て、御方ニも

敵ニも手おひあまたあり、

申日
一廿三日、溝邊ニ北原衆・菱刈の衆以上六千計寄来り候

て、はくさくちらし候而ひらき候處ニ、加治木衆・長
濱衆つゞきあひ、つきをくられ候程ニ、御方ニ三人越

アリ、先長濱へ足輕壹人、加治木ニ壹人、みそべに壹

人此分候、此日帖佐くちニも、蒲生しふや衆二千計ニ
て寄来り候へ共、指儀もなし、
一廿四日の朝、新柵の野くびまで敵来り候へ共、指儀も
なし、

52

〔全〕

四月之分

亥日
一日當山ニ敵出候て馬とつてのき候處ヲ、城衆出合きり

つかれ候程ニ、原中ニて軍有て、御方ニ池上名字の人
越度被申候、此外ニ今壹人越度被申候へ共、たれ共も

なし、

53

〔全〕

五月之分二年

酉日
一三日夜、溝邊の城内ニ北原方ニ心合ル者有て、夜半計

ニ中城ニ敵を引あげ候處ニ、肝付名字の人、其外無比
類働ニ而候、きりかへされ候、アニ取てかかれ候類ニ十三也、
其外手負云々、ニイニかへり候て其外手負數をしらす

てき方かつり候て、あまた越度のよし聞候、此日肝付
三郎五郎方高名仕られ候、其後二三日有て、敵方心あ

はせし竹下名字、其外くやうかひさせられ候、

一 去程ニ弘治二年ニ成リ、新玉ノ春モ已ニ過ントス、去レハ國一揆ノ与黨未多シ、是ヲ退治セザレハ國中不靜トテ、宗徒ノ人々ヲ召集メ評定アル、貴久仰ケルハ、一揆黨ノ中ニモ、蒲生ハ鹿兒島近キ所也、彼ヲ早速可退治トソ宣ヒケル、各承テ蒲生出陣ト評定アレハ、同〔季直按、三月七日ナルベシ、山本日記見合スベシ〕二年ノ三月、貴久・義久父子御馬ヲ出サルレハ、一家ノ人々ニハ、又四郎忠平・又六郎歳久・右馬頭忠將・左兵衛尉忠辰・北郷讚岐守忠相・新納近江守忠武・佐多伯耆守忠孝、一門ニハ樺山安藝守善久・川上上野守久偶・大野駿河守・同治部太輔・吉利下總守・同山城守・喜入攝津守・同三郎四郎・伊集院山城守、一郡一莊ヲ領スル人々ニハ、頼娃左馬助・種子島左近太夫將監時堯・根占右近太夫將監重武・肝付河内入道省鈞・同左馬助良包・伊地知民部太夫重興・上井伊勢守兼元・敷根中務丞頼継・廻伊豆守頼連・比志嶋式部少輔義鎮・河田駿河守義朗、其外諸所地頭職ノ人々數十人、執事ニ伊集院右衛門太夫・平田美濃守・村田越前守・三原遠江守ヲ始トシテ、都合其勢五千餘騎蒲生城へ押寄、陣ヲ着玉ヒケル、日々ノ打廻、時々ノ矢軍隙モ

ナシ、去トモ此城ト申ハ、岸高ク蟻峨トシテ溪深シテ四方地連ナレハ、輒ク攻カタキ城也、然ルニ又四郎忠平ト申ハ、貴久ノ一男修理太夫義久ノ御弟也、十五歳ノ春ノ頃ヨリ、鹿兒島ノ小城權現ヲ信シ、武運ヲ祈玉フコト日々不惰、此權現ト申ハ云々、忠平申玉ヒケルハ、松坂ハ今山田ノ内木津志村久木野々門ノ上也、松坂ノ要害ヲ先可攻ト存候、蒲生ハ急速ニ難落去覚へ候、脇ノ小城要害ヲ攻落シ候ハ、此城一ツニ成テ、城中ノ者トモ自ラ氣廻リ退屈仕ラント覚へ候ト申玉へハ、尤可然ニゾ定リケル、忠平竊ニ忍ンテ彼要害ヲ見玉へハ、乱杭逆茂木ヲ引、城戸數重立テ堅ク取構へタリ、乍去忠平罷ヒ向テ一攻攻テ見ント申玉へハ、各其支度ヲソセラレケル、同天文廿四年十一月十八日〔季直按、本文十一月八日トモ、三月十八日はナリ、山本日記見合スルヘシ〕勢ヲ引分テ三千人松坂ノ要害ニ押寄せ、四方ヲ圍ミ民屋ニ放火ヲ、時ヲ動ト揚レハ、城中ヨリモ攀フ合テ防キ戰フ、放火擲石コト降雨ノ如シ、忠平時刻移リ悪リナント思召シ、自ラ鎗ヲ取テ眞先ニ進玉へバ、軍兵我不劣ト攻上ル、梅北宮内左衛門ト名乗テ眞先ニ切入シニ、石ニ打レ堀底ヘソ打落サル、寄手是ヲ見テ進ミカネタル処ニ、大將忠平後レス攻玉へハ、河上上野守・

同名左近將監・新納刑部太輔・山田藏人・伊集院右衛門兵衛尉〔本夫放〕・平田將監、其外宗徒ノ人々三百余人我ノ劣ト責入散々ニ戦ヒ合フ、忠平モ軍兵ニ打交リテ高名セント争ヒ玉ウヲ、大將ト見ルヨリモ武者一騎懸出テ、忠平ニ渡合ヒ戦テ太刀下ニ打伏セ、頸ヲ取テ我カ身ヲ急ト見玉ヘハ、鎧ノ上ニ矢五六筋立タリ、去トモ鎧ヨケレハ裏カ、ス、忠平廿二歳分捕ノ初也、忠平ノ武勇ノ程ヲ皆人感シ申ケル、何レモ宗徒ノ人々輕一命、武勇ヲ勵ケレハ、ハゲシキ戦ト云トモ遂ニ城ヲ攻落シ、城ノ地頭ノ中村父子三人、其外數十人ノ頸ヲ打取リ、各高名ヲ究ツ、勝吐氣動ト作ル、其勢ヒ中々申ス計ナシ、彼松坂ヲ取構ヘ、地頭ハ市來内藏助ヲ被仰付、軍兵ヲ差遣シ、馬立末村方迄柵ヒトテ三陣ヲ取セ玉ヘハ、今ハ澁谷黨諸方ノ一揆ノ通用モ不輒、蒲生城モ小脇ニ狹テソ見ヘタリケル、又同廿一日、蒲生横尾口ニ敵少ク廻ル、陣中ヨリモ出合フテ矢軍シケル、敵モ慈モミカタ次第二馳重リ烈ク戦ヒ合フ、伊集院弥六・梶原藤七兵衛・箕倉舍人・勝部主殿助・福屋善三郎城戸口ヘ攻入テ楯ノ端ヲ切崩シ、各合戦シテ引退ケハ、勝部主殿助ハ垂ノ口ヘ射伏ラレ、即其ニテ討レケリ、福屋善三郎

ハ痛手ヲ負テソ退キニケル、

55

二丙辰 弘治元、此年十月十九日、松坂ヲ被責落、那・蒲ノ人衆百人計打死、守護方ニ兩人打死、一人ハ已下ノ者、同霜月廿五日、自守護方蒲生之内七曲ノ陣被取、又極月五日、馬立ヲ陣ニ取、同中旬ノ比、菱刈爲蒲生与力、北村堺ニ向陣ヲ取、

56

「山本氏日記」

六月之分二年

寅日 一十五日、山田へてきかけ野ふし仕候て、名字の人一人

越度被申候、

酉日 一廿二日、山田ニ敵來り候て、下々者二人打て退候、城

衆つゝき合つき送られ候へ共、無何事候、

戌日 一廿三日、吉田衆三十計にて待野ふしせられ候處ニ、敵

六十計來り候を、十壹人打とられ候、此内三人ハ名字の者也、此分鹿兒島へ御左右あり、

七月之分、無何事、

八月之分、無何事、

九月之分

西日 一五日、松坂の野くひにてつり仕方たくまれ候て、敵三人打伏られ候、梅北宮内左衛門尉方壹人打れ候、山田衆細田五藤兵衛方壹人、鹿兒島衆福島新左衛門壹人、以上此衆三人高名被申候、其比山田ニ御屋形様御光儀時分にて、松坂の城のむかへの長。迄御馬をよせられ、城の躰御覽あり、此日の勝吐氣者鎌田刑部左衛門方、此日典厩さま・又四郎様御供アリ、

十月之分

戌日 一朔日、吉田衆・新椿の人衆談合にて松山口ニつり仕たくまれ候て、敵壹人打れ候、御方ニも手火矢ニあてて、川上殿内衆一人越度あり、其時分 若殿様吉田へ御光儀時分にて、さゝか尾まで御馬を出され候、
 亥日 一十四日、溝邊江北原衆五六千計にてよせ來り候て、谷といふ所ややらん仕候へ共、御方しきりニふせきたゝかひ候間、合戦度々有て、敵七人打留め候、此内六人者名字の者なり、御方ニハ手火矢ニあたつて、足輕貳

人越度仕候、無其外何事、

卯日 一十八日、蒲生松坂の城ニ衆遣有へきためニ、ひつし刺計が 御屋形さま帖佐のこく御光儀有、同 若殿様

者山田のこく御光儀有、

辰日 一十九日、松坂の城に御衆遣あり、其趣ハ又四郎殿様鹿兒嶋衆御供にて、西の口にさし寄候、野頸口ニは大隅の衆典厩御大將にてさしよられ候、水のての口ニハ左兵衛佐殿南方の衆めしつれられ候て指よられ候、吉田衆・伊集院衆をハ、北村の衆から見のために二草ふせられ候、かくて明ほのゝ時分、三方よりときをあはせてせめられ候、城衆中ニも祁答院の番衆、其外三百計にてふせき戦といへ共不叶、則時ニきり掛れ候、西の口にて又四郎殿様御合戦めされ候、其外こゝかしこにて合戦有、此日打とられ候敵、松坂の地頭中原加賀父子三人、祁答院番衆ニ名字の人拾壹人、此外とつてかけ候くひ四十二なり、其外ニかしこニきりすてられ候死人、以上此日九十二なり、北村口ニのふし草ニもてき來り候を、村田越前守の内衆濱田善三郎敵壹人打とめ候、自其上村といふ所を破られ候て、放火させられ候、かくて北村の城ちかく 若殿様人衆三千計にて、

〔宴輪日記〕

御馬をよせ候て、北村の城ニわたすへきのよし、以使
 僧被仰候へ共、指答て申候間、それより 御屋形様御
 父子〔本、レ〕以之内城に御坐有て、如佳例伊集院大和守殿勝吐
 氣、太平の吐氣あけられ候、此日 御屋形さまの御太
 刀の役ハ阿多若狭守、御馬者伊作野ノ栗毛也、おなし
 若殿様の御太刀は鎌田甚五郎方、御馬ハ市來野月
 毛なり、此日御方ニ越度之分、山田衆上床方・大迫兵
 八郎方此分候、此夜 若殿様ハ内城に御番也、 御屋
 形様ハ山田のことく御馬を入られ候、
巳日
 一廿日、松坂の人數うるしといふ所を破らんかために、
 人衆千計出られ候、敵三人打とられ候、其内壹人ハ名
 字の者なり、かくてこゝかしこに候村ことくく放火
 させられ候、其外無何事、

一同十一月十七日、蒲生城ヨリ打テ出、鼠カ尾ニサ、ヘ
 テ相戦フ、慈手負多クシテ引退ク、去レトモニ階堂帯
 刀・桑波田主馬助ナト馳合セ、分捕高名シテ退ケル、
 毎事小軍有ト云ヘトモ、城モ難落去シテ日ヲ送ル程ニ、
 弘治モ三年ニ成ニケリ云々、

〔山本氏日記〕

十一月分

申日
 一五日の朝、蒲生のをもて森園といふ所ニ而仕方たくま
 れ候て、敵三人打せられ候、何れも下々者也、御方ニ
〔本、レ〕
 ハすかてあり、其時分山田に 御屋形さま御光儀時分
 にて、住吉迄御馬を出され候、此日勝吐氣鎌田刑部左
 衛門尉事、
酉日
 一六日、ひかしまた厚地に敵來り候て、下々者貳人打候
 のよし、吉田より御左右アリ、
子
 一九日、溝邊より敵方へ仕方ニ罷出候處ニ、敵も此方仕
 のために來り候ほとに、中途ニて行あひ、殊之外のい
 くさ有て、敵四人打とゞめ候のよし、御左右有り、
辰日
 一廿五日、蒲生の荒比良に御陳とらせられ候、此日御は
 たの役者梶原方、さし手ハ瀬戸口藤兵衛、此日の御劔
 の役者本田丹波守、御馬ハ瀬崎野ノつき毛也、かくて
 吉田之人數ハ、其夜の丑刻より御陳へ〔イニ入られ候〕爲られ候、若
 殿様ハ辰ノ刻ニ御陳へ御出なり、是日のくハそめ三原
 右京亮、軍神觀讀ハ岩切三河守、くハんしやうの時ハ
 伊十院大和守殿、矢合ハ木脇大炊助、御陳の人衆者鹿
 兒島衆・谷山の人衆・市來の衆・吉田の人衆・喜入の

衆・頼娃衆・下大すみの衆・甌島の番衆、以上此分にてかためられ候、かくて敵御方互ニ手火矢はなされ、ときの聲ことハたゝかひおひたゝし、此日 御屋形さま山田より御馬を出され候、御太刀の役者阿多若狭守、めしの御馬者伊作野々栗毛也、御供の人衆者大すみの

衆三千はかりにて、蒲生の面ニ御馬を寄られ候て、若き衆少々とたれの本まで指寄て矢軍有、御屋形さまはくろせとより荒比良に御光儀有て、御陳の躰靜に御覽あつて、山田のことく御馬を入れ候、此日松坂の人數も北村の野頸ニさしよられ候へ共、無何事、此晚若殿様吉のことく御馬を入れ候、

^{巳日}一廿六日、蒲生のかた中の衆少々はせつゝき來り候へ共、指儀もなし、松山口と御陳と互ニ手火矢はなされ候、其外無何事、

^{午日}一廿七日、尾州より御使者として平田出羽守被參候、臈而 若殿様御目ニかゝられ候て、帖佐のことく御暇被申候、

^{未日}一廿八日、和州・遠州帖佐のことく越候て、尾州よりの御使者同心有て、山田のことく御參りあり、使者 御屋形さまの御目ニかゝられ候、御意趣者蒲生ニ御意見

のため也、臈而兩使僧をもつて蒲生ニ尾州・讃州の御意趣申わたされ候、然共御意見蒲生しやうゐん申されすして、出羽守十二月五日とらの日御暇被申候、

61 「山本氏日記」

十二月之分

^{寅日}一五日、蒲生の内馬立といふ所ニ御陳とりあり、御太將者典厩様、此日くわ初ハ三原右京亮、觀請のとき者伊集院大和守殿、陳衆ハ大隅の人衆・川邊の人衆・伊作の人衆・知覽の人衆、以上此分ニ而かためられ候、此日 御屋形様山田より御馬を出され候、其日の御太刀の役者高崎藤六方、めしの御馬ハ栗毛也、かくて御陳御覽有て、上村といふ所ニ御馬を扣へさせられ候處ニ、申の刻計敵三百計にて、御はた本ニかゝり矢軍少々と始り候處ニ、あらひらの御陳衆松山口に火矢射付られ候、是ニよつて敵城内ニ引入候、其ノ新櫓のことく御馬を入れ候、新櫓ニハ左兵衛佐殿・南方の人數ニテ御番あり、

^{卯日}一六日、若殿様馬立の御陳御覽のために御出有り、此日横尾にて御中間加藤越度仕候、

午日 一九日、帖佐のはるけの山にて下と者貳人敵方より打取

候、

巳 一廿日夜、新柵の衆横尾口の垂二重焼くつされ候、

未日 一廿二日、本城といふ所を菱刈方より陳とりかため候、

此夜荒比良の御陳衆松山口のたれ焼候、無其外何事、

一廿三日の夜、山田のきやうしこしきうらにしまちに

出候處ニ、敵五六拾計七谷のことく通候をしかく見

さため候て、馬立の御陳其外方々に此分注進申候間、

其夜の曉より敵の退へき方ニ人衆まはされ相待れ候處

ニ、梅北方人衆三拾計にて七谷のふし草にかゝられ候、

敵たまらずにけのき候處を、ふるせとゝいふ山にを

つめられ候て、敵十七人打とゝめられ候、かゝる處に

松坂の城の面に敵千計にて寄來り、川上殿御大將にて

北村の城近き所迄つき送られ候て、軍合戦有て、則時

にてき六人打とられ候、以上此日打留のてき貳十三人

なり、まつ蒲生衆五六人、祁答院衆五六人、其外ハ皆

菱刈の人數也、此日高名の人數をゝしといへ共、田布

施辻大藏事無比類働れ候、此日の勝吐氣者鎌田刑部左

衛門尉、此日御方に大事の手負多く候へ共、無何事、

一廿九日の夜、新柵の人衆松山口のたれ一重とられ候、

同夜荒比良より「オイニモ」こみ矢いさせられ候、

62 『長谷場越前日記』

一天文廿二年癸丑四月上旬に、軍兵を調て蒲生か居城へ
被指向、其儘に有御着陳ければ、爰やかしこに矢師有
り、又者合戦被致といへとも、國方人を頼宛言葉たゝ
かひ何そにも無恐申事そ、増ゝ軍兵を被遣、またて・
新城・新柵とて三陳を被取り、今者澁谷の通用も不
輒処に云々、

63 「御文庫拾六番箱壹卷中」

弘治二年八月吉日

御伊勢 御神樂

十二貫

八貫 ひきての分

二貫 口用

拾貫 宿人禮

五百文 まき錢

御八幡 百疋

貳十疋 散錢

織物三端宿坊

御春日 百疋

二十疋 散錢

織物二たん 一乘院

御愛宕

織物一束

沈香二斤

高野山

拾貫

公方様

進上物百貫

大御所

一堺宿 二十貫

一京上下 拾貫

一臨時 三十貫

一御太刀金作二腰

一御太刀大概三腰

一御腰之物十

以上金錢二千五百貫

「國史」卷十 大中公 梅岳君 貫明公

三年丁巳春正月十五日、公使顯娃左馬助領顯娃・揖

宿・山川如故、據大中公舊譜、顯娃右馬亮見上文二十三、此云顯娃左馬助、疑是一人、顯娃左京系圖、山城守

兼堅初稱左馬助、左馬助當是兼堅、兼友之弟、兼友見第十四卷永正十六年注。三月、梅岳君詣蒲生新

城、據黃套夏四月十五日、公與 貫明公 松齡公及

右馬頭忠將・左兵衛尉尚久攻北村營、菱刈軍據高射我、

衆不能進、松齡公先登、村田越前守經定・三原右京

亮等從之、松齡公斬楠原某、忠將發火箭燒夷壘壁、

菱刈左馬權頭自殺、遂取其營、取北村營、松齡公軍記在明年、大中公、貫明公、松齡

公舊譜、樺山玄佐自記、蒲生十郎兵衛系圖、黃套、松齡公軍記作柏原、經定、武秀之

軍記皆在此年、今從之、楠原、村田武秀見第十五卷大永、是日、松齡公被重創歸本屯、據大中公、

而 公方議攻蒲生城、

據大中公舊譜、十七日、祁答院氏遣使請赦蒲生氏、許之、明

日、範清遣矢神大膳・西保出羽約和、公使阿多但馬

守・岩切三河守等應客、明日遣鎌田上野、上城門管鑰、

岩切三河守受之、蒲生氏倔強、久歷年所、至是乃下、

群臣將甘心焉、公弗許曰、以怨報怨其怨不已、以恩

報怨其怨則止、且殺已降不祥、命送蒲生氏於祁答院、

據黃套軍記、大中公舊譜云、四月二十日、蒲生範清自燒其城奔祁答院、蒲生十郎兵衛系圖云、四月十八日、蒲生範清遣家臣矢神大膳・西保出

羽、因阿多加賀守、岩切三河守乞降、大中公許之、範清自燒其城奔祁答院、大中公舊譜、公下蒲生城事太略、蒲生氏系圖頗詳、而黃套軍記加

65 弘治三年丁巳

正月一日、久木田權兵衛尉松山口にて戦死
 十七日、河内玄蕃亮吉田衆にて蒲生の尾上村にて戦死
 二月十三日、鹿島郷兵衛尉帖佐衆にて蒲生の川向へに戦死

後奈良天皇崩、冬十一月二十七日、
 正親町天皇立、據日本正代一覽 是歲 公建南林寺、據南林寺古帳、南林寺在府城南

十町餘

入於公室矣、果如其言、此終樺山幸久之言、幸久之言見上天、文十八年、按樺山幸久蓋智謀之士也、
 觀其以生別府授本田氏、而後取之、所謂將欲取之必固與之者也、
 及其如宮内也、公使因際會取生別府、而其既至宮内也、既言救社家衛
 八幡宮、又言救本田董親、於是使伊集院忠朝取映隈城、使岩切左京亮
 等取生別府城、已若局外之人、然而生別府卒爲其有、所謂善藏其用者
 也、至於與肝付氏加治木、遂使帖佐平松、蒲生歸於公室、則是割地於
 此者一、而取價於彼者三、頗有戰國策士之風、非智謀、孰能若是乎、
 秋九月、

詳今從之、岩切氏族不詳、岩切六兵衛宗圖、以比志島美濃守國
 三河守信朝仕梅岳君、信朝男曰三河守善信、
 眞爲蒲生地頭、市來内藏助爲松坂地頭、鎌田刑部左衛
 門尉政年爲帖佐地頭、梅北國兼爲山田地頭、據大中、公舊譜、國
 眞、比志島氏之支庶、據比志島氏系圖、原書義重次子曰美濃守
 之次子也、比志島義、義信、義信男曰美濃守義住、國眞、義住
 重見第十卷長祿三年、政年、鎌田氏之支庶也、據鎌田典膳系
 五世孫曰越前守政經、政經第四子曰木工助政常、初樺山幸久爲
 政年、政常曾孫、鎌田清正見第五卷建武三年、
 公言、使肝付兼演與澁谷氏絕、則帖佐平松、蒲生將折而

十五日、高野三郎四郎伊集院衆にて蒲生の松坂に戦死 五代孫太郎喜入衆にて同
 戦死、鎌田某、同様に戦死、野邊某、同上、

三月十八日、弟子丸五郎次郎蒲生の尾上村にて戦死、年二

四月十五日、樺山助太郎忠副菱刈左馬頭か蒲生の陣塞に衝

死す、年二十一、是枝大善坊快秀、蒲生蜂起に戦死とも、樺山四

郎左衛門・伊佐敷又九郎・伊地知三河守重徳年二十五

北原戦死ともあり、貴嶋助五郎、市來、山田彦七、濱田藤五左衛門尉

・濱田後藤左衛門或藤左衛門ともあり、稱名墓志は後藤兵衛と

一、同時カ、四人、濱田右京市來衆、弘治中此に戦死と

十九日、本田宗左衛門尉親長蒲生風ケ尾にて戦死とあり、弘

て戦死ともあり、皆親長、家村源五左衛門、蒲生風ケ尾にて戦

父子同名歟、竝載て候考、 有馬新次郎年月ナシ、蒲生戦死と

六月十六日、宮田織部伊東氏新山城に、樗木某等六人、同し

死、

此日、松岡九郎島津義虎の臣に、橋本少次郎にて同しく死之、

十一月七日、湯田兵庫義虎の臣にて阿久根に居り、愛して犬

回るを怒て、往て其人を殺し、犬を取返すより、雪溪康和尚、根大

事起りて、阿久根の大河に戦ひ死之、以下同し、東郷重治か臣、

藏庵主僧にて、同し、飯尾善五郎、尾或、古垣前山城、

助左衛門・市來前備後・市來又四郎・牧前武藏・松岡

前紀伊・大磯民部・田野左衛門・遠矢與四郎・小幡

右近・上田四七郎四或作助 上田喜兵衛・中島小太郎鳥或作馬
 林彌七郎・濱田源三郎・市來内藏助・市來四郎五郎・
 佐谷田源左衛門・林前但馬・山本右馬・平城七郎左衛
 門・牧田神四郎或牧野田とも 西光寺僧・知識與次・隈本與
 四郎・長池彦七・久木本善右衛門善或作善 中尾藏人・岩
 崎新右衛門・土岐玄蕃・村田源次右衛門・千竈伊豆・
 賣島肥前・池上孫次郎・久米將監米或作木或未 大茂次郎右
 衛門・大茂次郎九郎・鷹口三郎右衛門・市來備後前備後と
父子知識孫六孫或作孫 佐多出羽・小木原番左衛門・小木
 原平五郎・市來助七郎・齋藤將監・窪彦三郎・柏木平
 四郎・小八・五郎次郎・四郎五郎・與五郎・太郎右衛
 門・新次郎・彦六郎・助八郎・彦太郎・助六郎・小三
 郎・三郎兵衛・新四郎・太郎兵衛・左衛門次郎・彦左
 衛門・太郎五郎・彦十郎・三郎次郎・太郎兵衛・三郎
 太郎・三郎左衛門・與六郎・太郎次郎・九郎三郎・七
 郎三郎・二郎五郎・彦九郎・藤兵衛・新右衛門・走太
 左衛門・太郎右衛門・早左衛門・孫六・七郎次郎・伴
 右衛門・郷八・助七・木左衛門・清太・吉左衛門・木
 六・弥八左衛門・次郎九郎・彦次郎・半兵衛・彦次郎
 ・竹右衛門・四郎三郎・八郎次郎・玄蕃・助兵衛・平

十郎・助太郎・孫七兵衛・郷八・彦兵衛・太郎三郎・
 左近兵衛・助三郎・弥五郎・源三郎・孫六・弥助・源
 六・孫右衛門・強助・九郎・次郎・新助・助五郎・藤太
 ・與九郎・又助・助太郎・善助・三吉・六郎次郎・助
 次郎・善助・飛太兵衛・小次郎・千六兵衛・次郎太郎
 ・萬七・彦次郎・助五郎・相兵衛・又次郎・八郎二郎
 ・七八・播磨・走太・五郎太郎・甚左衛門・平五郎・
 七左衛門・五郎三郎・孫右衛門・喜七・八郎五郎・善
 八・孫太郎・又左衛門・太郎三郎・彦太郎・四郎左衛
 門・源内左衛門・彦八上の松岡九郎已下多く、薩州義虎の巨
誰某までといふを詳にせず、今戦死大坪兵部天文中東郷杉鶴に
帳等の奮に従ひ、此に類記して候考て戦死とあり、此
に候島津治部少輔忠將自譜に「天文元年十月中、東郷杉島にて
東郷重清と戦ひ死す」とあり、吉利氏の祖
なり、
候考

66 「山本氏日記」

弘治三年丁巳正月之分
 一御屋形様新柁にて御越年有、若殿様者吉田ニ而御越

年あり、
卯日
 一朔日、若殿様新柁出あり、御太刀の役者伊集院孫太
 郎方、めしの馬は瀬崎野月毛也、此日馬立の御陳衆籠

之原と狩野伏に出られ候處ニ、敵少々出合候て、互ニ手火矢はなたれ候、敵に淵上隠岐と云者手火矢にて即時に射ふせられ候處ヲ、梶原藤七兵衛方驍而打留候、

從是敵續合、二俣川ニ而殊之外矢軍有、其時分敵城之麓ニ火事出來候而、家少々燒候、此日の勝吐氣者鎌田

刑部左衛門方、從其典厩様新柁之ことく御參り、此

日七曲之陳衆松山口の堀越ニ、互ニ手火矢離れ候、吉

田衆久木田權兵衛尉手火矢ニあたり候て越度申候、

巳日 一三日、御屋形様馬立之御陳江御光儀、正好庵之原を

直ニ御通り候處ニ、敵少々出會、河越ニ手火や互ニ離

候、御方ニ手負壹兩人有、

戌日 一九日、此夜馬立之陳衆いまひたの柁ニ火矢を射付られ

候て、家廿計燒くつされ候、是ニ新柁之人衆向村迄指

寄れ候得共、指儀もなし、

卯日 一十三日、新柁之人衆松山口ニさし寄れ候、番家火や射

付られ候へ共、敵其用心仕候間、何事なし、

未日 一十七日、人衆少々もよをされ候て、尾上柁あたりにて

つり仕役たくまれ候へ共、指義もなし、たかひニ計火

箭はなされ候て、敵あまた射ふせられ候へ共、注をも

取れす候、味方ニも手負二三人有、此内ニ吉田衆河内

女蕃亮一人おちとて候、是ニよつて馬立之陳衆も河

こしに矢軍せられ候得共、指義もなし、

寅日 一十二日、敵百計篠尾あたりに伏候て、晝程計かけ出し、

遠見の人衆おひこみ候て、松山口之ことく退取候所を、

新柁之人衆出合、つき送られ候、荒平之陳衆も續かれ

候間、敵春山口之ことく退入候、

子日 一廿二日、明早時分馬立之人衆菱刈陳之麓まで出られ候

處ニ、敵の外伏に行合、させる義もなし、ひらかれ候、

此日敵五百計にて馬立之陳之麓狩野伏仕候、此日新柁

之人衆松山口ニ指寄れ候て手火や離れ候、此夜吉田之

足輕五人尾上柁ニ忍入にて、家二三燒くつし候、

巳日 一廿七日、大殿様之御使僧として田布施之常珠寺蒲生

へ御越候、

午日 一廿八日、蒲生より新柁之麓まで使僧あり、

67 「山本氏日記」

二月之分三年

申日 一十二日、吉田之堤津留と云所まで敵拾人計かけ出し、

したくの者三人取てのき候、足輕衆馳續候へ共、何

事なし、

西日
一十三日、馬立之陳衆少く狩野伏ニ出れ候處ニ、敵出合、

矢軍仕候、味方より河を向へに追渡れ候處ニ、菱刈陳より三百計續合、以上人衆五百計ニ成候て、味方を自

河向へにおひわたし候、是より味方無勢にてひゝかれ候を、敵しきりに切付、爰かしこニてはけしき軍有、

從是新柵之人衆續、近き敵を又河よりむかへにおひ渡れ候、敵味方手おひあまた有、此之内帖佐衆鹿島郷兵

衛尉一人おち仕候、新柵より續人衆四五人手負有、此日荒比良の陳衆畠田へ指おろされ候、手こわき矢軍有

て、手おひ二三人有、敵ニハ當坐ニ越度貳三人見へ候、一拾四日、此夜吉田之若衆卅計ニて、松山口ニ籠いられ

候、
巳日
一廿一日、荒比良陳衆見切出られ候て、畠田ニ而敵壹人

打取れ候、安田名字之者也、味方ニ小野郷右衛門尉矢被射付候ヲ、濱田勘解由兵衛打取候、此日之勝時三原

右京亮、

申日
一廿四日、吉田之足輕卅計出候て、しらハ河内と云所ニ而馬三疋取てのき候處ニ、北村衆續合、山上山と云所

までつき來り候へ共、なに事なし、

戌日
一廿六日、松坂之人衆五拾計ニてかけ橋越にて、馬壹疋

とられ候、其外敵の持具足多く追落され候、

68 「山本氏日記」

三月分三年

巳日
一三日、此夜馬立之陳衆北村之麓之むら打破れ候而、敵

三人被打取候、其外家廿計放火させられ、何事なくひられ候、

西日
一七日、北村麓にて人壹人生捕候て如新柵之來候、

戌日
一八日、馬立之陳衆北村城近く行伏せられ候て、敵貳人

打取れ候、其外ニ馬貳疋取てのかれ候處ニ、城衆出合、矢いくさ有て、何事なく互ニひられ候、此夜吉田之

足輕、馬立之衆少く、松坂衆少く出合候て、敵方之内

掛之橋を落れ候、

亥日
一九日、馬立之陳より梅北宮内左衛門尉ハ新柵之ことく

參られ候處ヲなほひ松ニて、敵五六人かけ出し候得共、爲何儀もなくのき候處ヲ、新柵之衆續合、いまいた口

ニおひこまれ候て合戦有、味方ニ大寺大炊助方太刀初也、其外若衆多々軍ニ逢れ候て、敵壹人打取候得共、

しるしをハとられす候處ニ、敵走合其頸ヲ取候、しはしの御陳之物笑ニて候、此日味方手負多々候へ共、何

事なく候、

一拾五日、御家中催され御衆遣有、此日御旗の役者梶原

新兵衛尉、さしてハ瀬戸口藤兵衛、此日之御太刀役ハ

白濱次郎左衛門尉、めしの御馬ハ伊作野ノ栗毛也、

若殿様も御太刀役ハ鎌田治部左衛門、召之御馬御馬ハ

瀬崎野ノつき毛也、御仕役之趣ハ松坂之人衆北村之麓

ニ指寄伏せられ候處ニ、敵狩野伏出候處ヲかけ出れ候

て、敵貳人打取候、従是青色野と云ところにあひつノ

火をふすへられ候、自是所々に被隠置候大衆蒲生之城

麓に被指寄候て、麥作不残被敷候、此日 若殿様若宮

八幡へ御参りて候、其外之人衆悉御供被申候、此日

頼娃衆塩井殿口ニ指寄候て、五六人合戦被懸候、此日

味方ニおちと衆松坂ニ伊十院衆高野三郎四郎、喜入ニ

五代孫太郎、頼娃衆鎌田名字、野邊名字、以上此分候、

大隅へ足輕衆貳人、

一十七日、馬立の陳衆三拾計八幡の御山ニ待野ふしせら

れ候所迄ニ、敵五六人通候處をかけ出され候得共、敵

足はやくにけ退候、しほひとの口までおつこまれ候て、

無何事ひらかれ候、

一廿一日、てき三拾計住吉の渡ニ掛出し候而、下々の荷

物追落し候てのき候處ヲ、新栴之人數馬立之衆つゝき

合れ候て、いまひた口にて殊之外はけしき矢いくさ有

て、手火矢にて敵一人則時ニ射ふせられ候へ共、しる

しをハとられ候、御方にハ兩陳ニ手負十人計アリ、し

かれとも無何事、

一廿二日の朝、馬立之陳衆菱刈切付候程ニ、丑の刻計よ

り辰の刻半まで、こゝかしこニ而はけしき事有て、既ニ

御屋形様御父子御太刀をめされ候而、敵即時ニ三人打

取せられ候、此時御馬まハリ以上冊計にて、其外ニ敵

を方々江おつちらされ候、此日 御屋形様めしの御馬

の向うに征箭ヲ請留候、 若殿様めされ候所御甲のま

つかうに、はへのおも請留させ給へ共、下地よく候て

御身ハ何事なく候、同又六郎殿左之御もゝにはへおゝ

請させ給ひ、面より裏へぬけ候へ共、當所好く候て御

痛なし、かくてさまゝ御父子御手ヲ敵百計にて開候

ところに、種子島之番衆其外手火筋しきりにはなされ

候間、互ニ指義なし、此日 又四郎様ハ平松之人衆以

上五百計御供ニて、蒲生たやま口に衆からゝに御坐候

處ニ、御難儀之由被聞召候て、人衆百計御供ともにて

はせ續御参ニて候、是ニ寄て味方力をえ候、此日南方

人衆ハ左兵衛佐殿御供ニテ、松山口ノ衆から見ニ御坐候處ニ、御難儀之由聞召、麓迄御参り、此日祢寝殿参上ニテ、中途まで参られ候、

69 右軍記と題し、蒲生士松下源五左衛門カ家ニ藏ル所ノ、

宝永八年ニ寫タル古本アリ、世ニ所謂山本日記ハ虫ノ爲ニ切レ、或前後乱レテ讀ヘカラサル所多シ、此ハ古本ニシテ實ニ二ツナキ全本ナルヘシ、今茲弘化三年夏四月、蒲生士長谷場某ガ假テ寫載置もの也、

平季直

70 『長谷場越前日記』

〔弘治三年カ〕天文廿三年ナリ
一同廿三年甲寅四月中旬に、北原田間の苗代や亦麥作りを被拂せ、其場より御大將の右馬頭殿八幡宮ニ御参詣被成しか、菱刈陳を御覽して足輕衆を被遣、矢師をせさせツ、敵のてたてを見切りてハ、次第ニ加勢させられて本ノ口に指寄りて、爰を專とシ戦はせ、敵陳の後より高見の方之切岸に詰上る、是を見て軍兵ハ前後よりとき作り、我先にともミに／＼／＼攻か／＼れハ、むざんやな敵陳衆手を碎きて防きタリ、其中に進出たる

若武者菱刈權頭と名乗てハ最期之合戦仕る、寄手の兵物落合て、今は早何より以安るへしと見切り宛、音曲打上けて、一張の弓之勢ひたりとミかたの軍兵唄へハ、敵も同音ニ仕る、侍の義理とハ懸る事をそ申けん、即時に陳を被攻落、詰の城の本口にて、御名譽の又四郎殿を後に号兵庫頭様、御手自御合戦被遊、太刀下ニ敵貳人御打被成者、村田越前守御供にて高名を、三原右京亮も御供ニ而軍勢を被致、此日樺山助太郎御若年ニ而無比類御粉骨を被成宛、則御戦死を被遂、市來衆ニ貴嶋助五郎・濱田藤五左衛門尉無吳儀討死仕る、敵の首數三百余り被聚メ、勝吐氣も相過キテ、御大將軍奉始、諸軍衆に至迄陳所／＼ニ打歸リ、日を被流処ニ、蒲生方者責一人に宛まれハ、頻ニ侘を言上して、命に居城を申替へ、澁谷を頼ミテ退出す、蒲生方の有様ハ目も當られぬ氣色也、扱爰ニ物の哀を留たるは白尾半右衛門尉とそ聞得ける、於境目も御屋形衆ニ取合ひて、悪口過言の其科に沈ミ果にし故そかし、落人ニ交りて忍び通る処を、猿渡大炊入道是を見て、只世中にいさす刀は一ツそと思ひきりて、足輕衆ニ告知す、聊をくれす人々者御免有れと云捨て、押へて取て口をさき舌

をぬきける理ハ、末代の例にも可成物とそ被喫、是や此獄卒の身三口四意三の十悪を被致、罪人の禁もかくやとそハ申けれ、ケ様に世上も成り立者、國衆モ各出仕也、然者蒲生の地頭は比志島美濃守に被下、帖佐ハ鎌田刑部左衛門尉に被仰付、同処山田之城に者梅北宮内左衛門尉を被定、松坂を市來内藏助地頭也、加治木の城主者肝付彈正忠、長濱者桃山安藝守の城主也、上井と清水をハ右馬頭殿御領也、曾於郡を三原遠江守地頭にて、敷根の城主と廻の城主は在名也、庄内者北郷一雲掠ての惣地行也、飢肥・福嶋・志布志をは豊州之領知也、肝付郡ハ省釣齋之儘也、根占者重武格護也、日當山者新納江州ニ給分とて、萬方の境目も皆靜謐の刻に、大隅之國衆に廻と云へる侍に、父者盲眼になりけれハ、其子若年ニて有し時、彼の住城を肝付省釣齋ひ落しける間、大隅口の御弓箭ニ而火急也、

71 「貴久公御譜中」

「正文在顯娃右京久友」

顯娃・指宿・山川之事、當時爲領知之上者、今更非改沙汰處、但爲後乱欵御懇望之條、用一行者也、右三ヶ所之

事、永代無相違可被安堵之狀如件、

弘治三年正月十五日 貴久(花押)

顯娃左馬助殿

「上包」
顯娃左馬助殿 貴久

72 夫大日本國六十六部始給目錄之事

天竺ニテハ無量壽國ト名ケ、龍樹菩薩行シ玉フ、唐土ニテハ廻國經ト名ケ、善道和尚是ヲ行シ玉フ、日本ニテハ又廻國修行ト名ケ、大日如來依御示現ニ天智天皇ノ始玉フナリ、其後文武天王御代小國ナレハトテ、行基并文武天皇御談合有テ、日本六十六ヶ國ニ始ムルナリ、然者日本國十六大菩薩ト名付ルナリ、又藥王菩薩トモ名付ケ、又五智ノ如來トモ五大菩薩トモ名付ケ給フ也、九會之曼陀羅トモ胎金兩部之大日如來ト名付、天智天皇日本ニ行シ玉フ事は始メ也、其後白道上人・行勸上人・三光上人・立貞上人・慈覺大姉(師)・賴朝房・高氏將軍、如是各々行シ玉フ、誠以頼シキ哉、貴キ哉ヤ、一々ノ文字則金色之如來也、天下太平シテ悉聽聞ノ人々、現世安穩後世善所成佛スルコト無疑、况ヤ修スル人ハ、上品上生ニ往生

スルト無疑云々、願以此功德普及於一切我等與衆生皆
共成佛道、弘治三年丁巳三月廿一日書之、

〔顯朝房〕 此御形伊豆之
〔花押〕 楠現御室前有也

〔影時〕 時正
〔判略〕 判略

〔大隅之住秀音分ヨリ
圓滿坊〕

73 「貴久公御譜中」

弘治三年丁巳四月十五日、貴久及義久父子爲大將、弟島津右馬頭忠將・左兵衛尉尚久爲副將、二男忠平亦爲隨一將、及赴敵陣、先掃除山麓之樵夫牧童・曠野田畠之稼穡人等、而後進到攻菱刈氏之陣、而山高岸姐四面共以絕地、以故所賊徒放之矢如雨飛來、而莫不中于味方勇士、我軍之地卑、而所放之矢未有中于賊徒、所以難陷也、故我之騎步徒費心力芒々然耳、於茲乎忠平振鐵衣切牙齒、直前以欲攻登、于時賊徒開陣門、有一土之稱楠原某、而進出者、忠平下馬自匍島津又四郎忠平、而互欲決勝負挑戰、遂以斬首楠原氏矣、進其傍來勇士村田越前守・三原右京亮也、其外數輩攻入城中、討殺凶徒者未知其數、此日樺山助太郎・貴島助五郎・濱田藤左衛門遂戰死矣、菱刈氏欲逃去、而無一線之有走路、卒以自殺矣、我之兵乘勝競進斬首賊徒數百人也、是時忠平被刀刃傷、痛腦重引除本

營矣、熟謂菱刈氏之救蒲生氏來、宛如古昔龍且救齋、而無成功於齋、反爲韓信之所殺、終爲後人見笑矣、

欲攻蒲生本城、凝群議運計策之際、凶徒等傳聞其急也、

弘治三年四月廿日、放火城裏、而向禰答院、怖懼然所遁去至悲哀也、故綴一首之狂歌贈之曰、

遊やにはこゝろとまらし蒲生との

ちんのにほひに袖をふれなは

彼邊悉入手裏、而後蒲生者比志島美濃守、松坂者市來內藏助、帖佐者鎌田刑部左衛門尉政年後日任尾張守、山田者梅北宮内左衛門尉國兼共所以補地頭職也、

74 「義久公御譜中」

一弘治三年丁巳四月十五日、欲蒲生之攻菱刈氏之陣、與太守貴久公俱爲大將、率軍衆到其地、即日陷之、委曲記于貴久公譜中、故略于此矣、

75 「義弘公御譜中」

有菱刈左馬權頭者、弘治二年丙辰十二月中旬、救蒲生氏來、而築一陣於北村境、警衛者實堅矣、弘治三年丁巳四月十五日、太守貴久公同義久主爲大將、叔父島津右

77

「左兵衛尉尚久譜中」

有菱刈左馬權頭者、與蒲生某之逆亂、而弘治二年丙辰十

76

「右馬頭忠將譜中」

弘治三年丁巳四月十五日、太守貴久主及義久主率軍、
攻蒲生北村之陳、是菱刈氏為援蒲生氏、所遣之菱刈左馬權頭所陳、忠將與弟島津尚久
共為副將向彼地、數勞軍務、

78

「樺山善久入道玄佐譜中」

馬頭忠將・左兵衛尉尚久為副將、忠平亦為其隨一、而進
彼陣邊、先掃除山麓之樵夫・田臯之稼穡人等、而後攻菱刈
氏之陣、然而渠之陣山高據險、所飛之羽箭莫不中于我之
勇士競進者矣、所進我軍之地卑、而雖飛羽箭發鐵炮、無
中賊徒矣、我之軍來徒費心力茫然而已、忠平切齒振鐵衣
欲攻上、及此之時、賊徒開城門、有一士之稱楠原某者、
魁衆向來、此時我下馬自謂島津又四郎忠平對之、互欲決
勝負、遂斬首楠原氏、于時村田越前守・三原右京亮進來
戰傍、其外勇士爭前攻入陣中、討殺賊徒者不知其數、權
頭亦自刎矣、味方樺山助太郎・貴島助五郎・濱田藤左衛
門尉戰死而已、忠平被刀傷痛惱甚、是以引退本營也、委
曲記 貴久公譜中、故略于此也、

二月中旬、助其勢來、構向陣於北村之境、翌年四月十五
日、太守貴久主同 義久主引率大軍、發向其地、又四
郎忠平為隨一將、舍兄嶋津右馬頭忠將及尚久亦為副將、
同赴向矣、菱刈之陣山高難陷、雖然各為必死之勇、以攻
破陣壁、斬獲於數百人、則菱刈亦自殺也、委曲記于 太
守父子之譜中、故略于此矣、

弘治三年丁巳、蒲生馬立之陣大將島津右馬頭忠將、荒平
陣者 貴久主之二男又四郎忠平、如斯以多勢所相圍、菱
刈左馬權頭天命將盡也、合力於蒲生、既築向陣、弘治三
年四月十五日、攻亡彼陣、于時善久之嫡男助太郎致魁、
自下袴至上陣、於所責登處、蒙疵者不淺、有從者雖攜退
其場加療養、而同廿八日、時來死去、哀哉悲哉、
助太郎死去之訃音達 貴久主之聞、蒲生落去之後、貴
久主發於蒲生、解纜於脇本、渡御于長濱、見其夜之空煙
也、為君上抽忠功捨一命者、臣下之所職也、如此深情豈
非三世之奇緣乎、

79

尚々令申候、きのふ新刑より文ヲ見せられ候、それ

弘治三年丁巳四月十五日、責蒲生之菱刈左馬權頭陣之時
蒙疵、同廿八日死去、年廿一、法號花巖弓木、
太守義久公自書之賜高詠、記左、

81 一門樺山ハ代々安藝守にて、忠節家也、今の藝州幸久も

太刀をうたる事度となり、されハ家の子郎等、あるひ
ハ高名し、あるひハ打しにす、ことにちやくし忠副今度
於蒲生すゞミ出られ打死、不及是非事也、なげきの餘に、
弥陀六字を歌頭にとりあへすつらね侍る、雖外聞恥と、
心さしをいたす計也、

藤原義久

情ありてかたちも人にことなるを

さきたてゝ見るあなう世中

むかひてハなか／＼かなしそれとのミ

筆にとめをく人の名残ハ

あやなくも歎な侘そたらちねを

をくらすたくひころある世を

ミねの雲浦に塩やくけふりにも

見し面影の立やそふらむ

に今年上洛之由、見え申候、來年おほしたゞれ候て、

可目出とこそ存候へ、はや／＼かた／＼御屋へも内

儀申上候、御得心之様ニ聞へ候、されハ伊集院治部

少輔・野村民部少輔兩人之事、當年上洛之由申候へ

共、さしとゞめともものやう申付候、時分からと申、

かやうの事ハ何とやらん候へ共、そなたの御心のな

くさミにもやと、筆のすさミに書付申候、夢々他見

有間敷候、

御愁歎察入候、乍去武道之名譽本意之儀候之間、爰以

ほし延候て肝要ニ候、此方も哀傷之あまりきこへさるこ

と如此候、殊染悪筆候、いかゞに候へ共かなしミの至、

しかしなから外見を忘たる計ニ候、やかて／＼火中投ら

れへき事本望候、恐々謹言、

〔弘治三カ〕

五月十八日

義久(花押)

〔善久 初幸久〕
樺山藝州

〔上包〕

又三郎

樺山藝州

義久

〔樺山善久ノ譜中ニ在リ、正文在樺山源三郎久清トアリ〕

たかき名を残すハさすかうれしきも

はかなやわきて武士の道

吹かせのさそひし花の陰ならて

かゝる夢をも見る世成けり

「弘治二年秋」

『箕輪伊賀日記』

一 斯ル処ニ菱刈ヨリ蒲生ノ加勢トシテ菱刈左馬權助大將トシテ、蒲生ノ浦北村表へ打出テ陣ヲ取り相支ケル間、慈ノ頼ト成也、彼等何ツ迄置テタメラフヘキ、早速蹴拂ントテ、弘治三年丁巳四月十五日、又同音ニ打連テソ唄ヒケル、時ノ義理トハスルコトヲ申スラン、菱刈カ郎等ニ山田十郎・原小四郎・曾木筑前・嶋田新藏ヲ始トシテ、究竟之者共廿余人枕ヲ双テ打死ス、敵三百余人ノ頸トモ切、勝吐氣作テ慈ノ競ヒ限ナシ、大將ヲ奉始、諸軍皆々陣所ニ打歸レハ、蒲生ノ城弥力盡テソ思ヒケル、去トモ蒲生城堅固ニ持テ衰ユル躰モナシ、如今ニハ勝負不墓行事也トテ、城ノ野頸ニ荒平トテ地連キノ山アリ、嶮岨ナリト云ヘトモ、忠平大將トシテ荒平ニカケ登リ陣ヲ取り、次第ニ近ク攻寄レハ、城ヲ

眞下ニ見下シテ、日々夜々攻戦フ、今ハ一揆ノ奴原モ見次コト不能、蒲生方次第ニ力ヲ盡キ退屈シテ乞降、下城シテ澁谷ノ如ク退カレケル、爰ニ物ノ哀ヲ留シハ、白尾半右衛門ト云者アリ、於境目太守方ニ取合セ悪口過言ヲ成ス曲者也トテ、下城之刻忍ヒ通ル處ヲハ、猿渡大炊入道見付テ若者トモニ告知ラセケレハ、聊不後押サヘテ取テ口ヲサキ舌ヲヌキケル、罪ノホト末世ノ人ノ禁ニモ可成カトソ申ケル、是ヤ此獄卒ノ身三口四意三ツノ十惡ノ罪人ヲ禁ケルニ此ヤラントソ覺ヘケル、蒲生刑部太輔モ遂ニハ蒙免許、少地ヲモ安堵スヘキ処ニ、關白殿吉秀薩摩ヘ下向之折節シ逆心之志アル間、其後被打果、今ニ蒲生之家断ヘニケル、夫ヨリ蒲生之地頭ヲ比志島美濃守ニ仰付ラル、吉田ハ前ヨリ村田越前、帖佐ハ鎌田刑部左衛門尉、山田ハ前ヨリ梅北宮内左衛門、松坂ハ市來内藏助、加治木ハ肝付彈正忠、長濱ハ樺山安藝守自領トシテ被下、大隅表ハ上井・下井・清水ヲ典厩ノ御領トソ成ル、敷根ハ敷根中務丞、廻伊豆守自領トシテ被下、曾於郡ハ三原遠江守地頭也、日當山ハ新納近江守ヘ賜ヒケル、又莊内ハ北郷讚岐守、肝付ハ肝付河内守入道省鈞、志布志・福島・鉄肥ヲハ豊

後守忠親ニ進ラセ玉フ、如此仰置ルレハ國家之靜謐ノ至ナリ、

83 一丁巳 「三年ノ誤ナルヘシ」 弘治二年四月十五日、自守護方北村ニ衆使アリ、

同日菱刈陣被責崩、菱刈權守ヲ始、祁答院・眞幸・東郷・蒲生ノ人衆四百餘人打死、同十九日、蒲生城渡、蒲生方祁エ還、

84 「樺山玄佐自記」

一蒲生馬立之陣大將典厩様、荒平御陣ハ貴久様御二男又四郎殿様、如此被取圍之處、菱刈運盡始にや、蒲生を見續向陳を取、弘治二年四月十五日、彼陣を攻滅さる、安藝守嫡男助太郎廿一歳、最前合戦仕、下楯に切入、上陣ハ責登處豪深痕、供之者引立退といへとも、同廿八日死去す、即時蒲生之城は渡進上す、貴久様蒲生より助太郎去行之由被聞召付、脇本ノ小船にめされ、長濱へ御渡海有、其夜の煙を被成御覽、誠不淺御情、君之御爲臣之失一命事雖不無例、是ハ三世之因縁眼前ニこそ、助太郎花巖弓木と号す、爲其と向之島ニ赤水と云村を被下、其後入來院出頭す、爲何故にや、鹿兒島

大迫名を給云々、

85 「庄内平治記」

一弘治三年六月十六日、伊東カ族徒新山の城ニ寄來て、味方ニ宮田・樗木等打レぬ、其外日ノ夜ノ闘戰是をしるすに暇なし、豊州の軍勢數年の干戈ニ勞れはて、勢氣漸ク衰へたり、

86 「壹岐賀州年代記」

一弘治三年丁巳三月十二日、飢肥東光寺歛入、同十三日、陳取、同年、肝付殿御當家のかせひとして、志布志口ニ手方被出候、肝付殿をくれ候時分、又御當家ノおひニ東光寺と申候所を陳ニ取寄候、同六月十六日、新山之野頸ニつめ登候て鏈有、宮田織部・春かけ由、其外六人打取候、比類なき合戦候、伊東彈正忠殿・長倉勘解由殿、宮田方をは打取候、其外各辛勞ニ而候ツ、同九月廿日ニ飢肥殿衆・北郷殿衆兩家之衆ニて東光寺之城をツメ候得共、無何事ふせき返し候、此方平郡彦兵衛方壹人御奉公候、丁巳終、

「新納四郎久茂譜中」

「在新納喜右衛門久盛」

弘治三年丁巳七月、鹿兒嶋 御諫方居頭役之次第

新納四郎入道忠重ヲ題目トシテ、同名各以談合相定者也、

談合之座者淨光明寺之客殿也、此時代之御屋形貴久様に

而御座候、

左 居頭

越後守忠誠之子
十郎忠包 後兵部左衛門尉 後越後守ト云、

幣

紀伊守久景之子
又七 後四郎兵衛尉ト云、

初獻

後右衛門兵衛尉ト云、
加賀守賢久之子
八郎忠秀 後右衛門兵衛尉ト云、

二獻

駿河守後江釣ト云之次男
宮内少輔 後遠江守ト云、

三獻

典左衛門尉 後因幡守ト云、

嶋津左兵衛尉殿内衆也 常陸介忠苗之次男
相伴 又七郎 後民部少輔ト云、

右 居頭

加賀守祐久ノ子
刑部大輔忠元 後武藏守ト云、

幣

後八一珪ト云、
伊勢守康久之子
又八郎

初獻

治部少輔之子
八郎四郎忠秀 後治部少輔 後駿河守ト云、

二獻

尾張守忠光 後山城守ト云之孫
藤四郎忠明 後縫殿助ト云、

三獻

加賀守祐久之次男
次郎五郎 後五郎左衛門尉ト云、

相伴

兵庫介忠載之子
民部左衛門尉 後出雲守ト云、

「國分宮内澤氏文書」

正宮 宿直之御人數之事同

一番 儀景 朝廷

二番 永延 道綱

三番 香与 俊延

四番 道延 朝賢

五番 道門 道延

六番 朝順 宗榮

七番 專与 祐源

八番 道助 永範

九番 永堅 秀範

十番 景素

十一番 幡所 人

89 正宮 東廳御造營之茶番次第不同

一番 □親
 二番 香与
 三番 道延
 四番 朝順
 五番 朝賢
 六番 道助
 七番 直人
 八番 永堅
 九番 景素
 十番 尚与
 十一番 道隆
 十二番 道久
 十三番 道綱
 十四番 道兼
 十五番 俊延
 十六番 俊隆
 十七番 幸朝
 十八番 直人
 十九番 鑑嶋宮より

助延
〔當座不詳〕
 十三番 當座より

十二番

十五番

十六番

十七番

十八番

十九番

正興寺

正高寺

正國寺

弘治三年八月廿二日 田所檢校永堅(花押)

90 「吉利氏系圖」

三代久定

三郎九郎 右衛門大夫

永正十六年己卯誕生、母島津相模守忠幸女、

太守貴久主賜吉利於久定、而居住于此矣、

弘治三年丁巳九月十二日卒、年三十九、法名舜公、號

日山、

91 「吉利氏系圖」

元祖 秀久

弘治三年丁巳十月十三日

島津藤原貴久

三郎九郎 伊勢守 入道名休外
島津薩摩守國久四男、居住于加兒也、
弘治三年丁巳九月廿日卒、法名道周、號文學、

92

『在伊作八幡社』

一戸帳壹流 赤地之絹

右、貴久公御寄進左之通、

八幡大菩薩御寶前戸帳事



右、奉爲國土靜謐庄内泰平、右如件、

弘治三年丁巳十月十三日 島津藤原貴久

右、奉爲國家安全二如意満足、如件、

93

『伊作八幡末社』

一御戸帳一流 青地之絹

右、貴久公御寄進、

謹奉掛

四所大明神戸帳事

右、奉爲國土靜謐庄内泰平、如件、

94

「義久公御譜中」

「正文在國分衆楠本五郎左衛門」

弘治三年霜月七日

第十

賦何人連歌

梅さけは雪もやにほふ冬の庭

こゝろも春にちかくなる宿

あたゝかに夜への埋火なつさひて

山はあらしに月遅きそら

暮そむるすそ野やふしと鹿のこゑ

露はこほるゝ花のはきかえ

一むらの木すゑほのかに霧ふりて

秋いつしかにたちちあきぬらん

浦なみのかへりてたひや忘まし

つたへは風にとをきあら磯

里みえぬ山もと暮ていかゝねん

ミねにいさよふいり日さひしも

義久

貴久

其阿

忠元

純利

書延

珠全

圮足

珠玄

西恵

重綽

忠弘

行かえるよと路へあつき日さかりに

圮足

春にこそ心をものへすさひつれ

圮足

波かをとするをちの川つら

西惠

草をむしろの秋の夜はうし

珠玄

里人はしつまる夜ハの更過て

珠全

侘しくも露のふるの月にて

忠弘

さまく夢をいかに見るらん

其阿

かたうつらとやうちも啼らん

西惠

歎つゝおもふ心のくるしきに

書延

かりくらし歸りしあとハさひしきに

書延

そのことつての風のをとつれ

珠全

なきさを遠ミ風そをとする

忠元

ミヤこ出てねこし山こし遠さかり

忠元

名の前に海士の小舟ハこき過て

西惠

雪ともきえぬわか身あやしも

圮足

かきりそこと共わかぬ見渡し

珠全

長雨ふるはれまの春の草の庵

西惠

ひろき野の末はみとりの山高ミ

珠玄

つまん若なやちかき野の原

書延

里のけふりのはてや白雲

其阿

衣手をあさふむ月にうちはへて

珠玄

かの聲をいとふとすれは夜ハ明て

圮足

秋かせさむミこまなつミ行

其阿

風そよくとそよく竹の葉

西惠

何所とか霧のかくれに立よらん

西惠

あハ雪のつもりもやらぬ色ハおし

忠元

夜は明はてつかへりわひぬる

忠元

いまよりおもふことやまさらん

圮足

あひ見ての後ハなき名といはれめや

珠全

つらきにもせめてハおなし暮もかな

西惠

身に替てたにおもふあはれさ

圮足

をさふとするもなミたこほるゝ

書延

法ならぬ聲をもきかんほとゝきす

書延

たちゆかん門出をいわふたひ衣

忠弘

いてしと深く尋いるやま

珠玄

花も柳もおらは折なん

珠玄

人はミなかりに馴こし花のもと

其阿

いとゝな名残おほきハ老の春

珠全

かすミの袖よたちもわかるな

珠全

すきかてになげ今朝のうくひす

其阿

野をかけて軒はや霞こめぬらん

書延

いてゝも月はまた薄き影

圯足

きえぬ間の露へかすく見まほし

西惠

袖ふれあかぬすゝきかるかや

忠元

道のへをはるくきつゝ関越て

其阿

うつりもて行山はいくやま

重緯

いつくにか我あらましの庵しめん

珠玄

世はたゝ君か代のほかもなし

珠全

義久一句 珠玄十四 貴久一句 西惠十三

其阿十一 重緯五 忠元十一 忠弘三 純利二

書延十一 珠全十四 圯足十四△

95 『飯野劔大明神本佛裏書』

日州諸縣郡眞幸院飯野村劔大明神者、北原氏鼻祖左馬頭殿之神廟也、爲先年馬関田之德滿之城主矣、然時伊東勢寄懸切腹畢、然處有何子細乎、飯野城主於北原氏民部少輔殿怨念甚深、依之從民部少輔殿卜此地、造立精舎一字并拜殿、殊不動明王於爲本地、而奉勸請劔大明神矣、每年霜月廿二日、祭苗奉名濱殿下來也、然間神明增輝日新、而衆人崇敬深、故稱當町二日町、毎月二日、十二日、廿

二日、三ヶ度立市來自是始也、因相附神之市朝者也、

乞願以此功德力、爲護持篤信大檀主民部少輔武運永保、

孫枝子葉、家門繁榮、領内安全、萬民豊樂而已、

皆弘治三丁巳稔霜月廿有二日

正祝子川野丹後守欽記焉

96 「薩州家義虎譜中」初陽久

「正文在阿久根蓮華寺」

爰蓮華前任勅佛智慈勝禪師仁室和尚、寺外被求隱之居所、

而以有亡父昌岳居士深志、就于懇望之條、彼居号昌岳庵、

万歳々々多幸々々、

于時弘治三年十二月吉日

薩摩守藤原陽久(花押)

昌岳庵主

玉床下

(表紙)

忠 良 公	貴 久 公	義 久 公	義 弘 公
自永祿元年	至同四年		

後 編 舊記雜錄 卷二

97 「國史」卷十 大中公

永祿元年戊午、是年二月改元永祿、春二月二十八日改元、據和正月猶是弘治四年、事始、

肝付兼續擊莊内、北郷時久忠豊更、名時久、禦之、島津忠親遣日

置四郎左衛門島津内膳家譜作美作、今從島津支流系圖北郷氏譜、久範等助時久、三月

十九日、時久與兼續戰於恒吉郷宮ヶ原、不勝、叔父藏人久

厦及日置久範・石坂大和守久武等死、據島津支流系圖北郷氏・石坂氏譜、島津内膳家譜、壹岐彌四郎家藏文書、日置久範、久遂之孫、久武、氏忠五

凌見第十三卷永正十二年注、宮ヶ原在恒吉郷大谷村、氏忠五

世孫也、據島津支流系圖、石坂氏忠見第六卷貞治二年、冬十月二十三日、肝付兼續

攻志布志、島津忠親擊敗之、據島津内膳家譜、十一月四日、伊東

義祐攻飯肥新山城、島津忠親遣北郷忠孝等救之、不勝、

98 「福昌寺文書之内」

池上

權現領弓場之返地

坪付

鹿兒嶋郡之内

一 浮免

さうむた 一 反 二 反 同先

いちよ又六先 二反 同先 ひのうら

以上四反

弘治四年正月吉日

忠孝及北郷三郎右衛門久信等死、城陷、守將知覽大和守忠幸死、據島津支流系圖北郷氏・知覽氏譜、島津内膳家譜、壹岐彌四郎家藏文書、久信、尚久之子、忠幸、豊後守宗之後世也、北郷尚久見第十五卷大永三年注、十二月二十七日、公命使諸知覽宗見第五卷建武四年注、十二月二十七日、公命使諸公族各以其邑爲氏、於是島津式部大輔季久改曰喜入氏、島津常陸介忠利改曰桂氏、其外迫水氏・大島氏・大野氏・吉利氏・大田氏・寺山氏等皆是也、據島津支流系圖桂氏・寺山氏譜、喜入安房系圖、是時山田・川上・佐多・新納・樺山・北郷等已以其邑爲氏、稱島津氏者蓋寡矣、而此數家猶稱島津氏、故命改之、但如豐州家・薩州家者、仍季久、忠俊之子、忠利、克久之曾孫也、稱島津氏、不在此例、季久、忠俊之子、忠利、克久之曾孫也、據島津支流系圖、島津忠俊見上卷天文八年、島津克久見第十卷文明二年、

「貴久公御譜中」

「在興國寺」

興國寺領

坪付

大隅國帖佐郷之内山田之村寺師名

一 土堂廻之門

貳段 こくてん

一反卅 地しき

卅 堀町同所

五反 よこ枕

廿 堀町同所

十 ひやく田

廿口 ひらき

以上壹町廿口

弘治四年正月廿日

(川上) 忠克
(伊集院) 忠倉
(三原) 重秋

忠克

「貴久公御譜中」

「在興國寺」

龍盛院領

坪付

大隅國帖佐郷之内

五段廿 上錦

四反卅 小川

以上壹町

弘治四年二月吉日

忠倉
重秋

「貴久公御譜中」

「正文在善聚院」

右地之事、雖爲料所之内、此刻闕所無之之条、先以令寄進、何様出來次第、重而別所へ可被繰替也、

忠倉
重秋
忠克

新寄進

小城權現領

坪付

隅州帖佐之内

益田門之内

一段 市ノ坪

弘治四年二月吉日

忠克

重秋

忠倉

右地之事、雖爲料所之内、依無闕所之、先令寄進、何様重而他所可被繰替也、

102

尚々申候、明日番かハリのをくりの事、しかく、とたのミいり候、又岸良衆田代のうちいかくらたやすくやふり候て、敵九人討取候、五人取候、馬三十一疋取候、目出度候、こなたの物とり一人越度候、手おい六七人候へとも、いたます候、

明日廿四恒吉可爲番替候間、今夜より方々ふかくとミ、きくをいたされへく候、明日の遠見をもよく可衆

遣候、をくりの事をも無油断萬事く頼入候、連々其方

衆下々までも辛勞無申計候、よくくすめ候へく候、

兵糧も明日いるへく候間、別而申事候、西目無何事候、

かしこ、

〔永祿元年カ〕

二月廿三日

〔肝付河内守〕

兼續(花押)

〔宛書無之〕

103

〔日向記卷五〕

一 永祿元戊午年二月十三日、人數ヲ被出、東光寺ニ新城ヲ結構シテ番ヲナス、其比嶋津方ヨリ東光寺ト鬼ヶ城トノ間ニ野伏ヲ出シ、伏草ナトシテ計シカ共、味方少モノ不恐シテ、依テカ興覺テ伏草モ其儘起立、東光寺ニ押寄、火矢杯ヲ射、サマくアヤツルノ間、東光寺ヨリモ指出、一マクリニマクリ立シカハ、嶋津勢其功難成、若干ノ勢ヲ討取ラレテ引退ク云々、

104

〔北郷忠相譜中〕

永祿元年、忠相以曾於郡獻 太守公、是奉頼飫肥之後援

故也、時息男忠親續 豊州家住飫肥

永祿二年己未十一月十六日、卒於高城、號龍峯寺、

永祿元年戊午

三月十九日、北郷藏人頭久厦忠相の三男にて、時久及豊州忠親兵を合せ、肝付省釣か師を恒吉宮ヶ原にて迎戦ひ、高隈等に至り奮戦して死之、下皆同し、北郷又八郎久親刑部少忠直の死同少忠直の久親小者三人、北郷兵部少輔敦久右京允義知三代孫石坂大和守久武北郷氏、家臣也、石坂右衛門尉忠陳久武嫡子、或右小杉筑前守頼武此臣十六人、從テ死す、山内彈正少輔義種或作種少弼、山内美作守義盈上村源六頼重・頼重小者一人、城ヶ崎治部左衛門尉儀房上原宮内左衛門尉・莫根民部少輔良廣・清水彦三郎義貞河野主税介通當・稻元善左衛門尉以上北郷時久此日日置左衛門尉久範豊州忠親の臣にて右の戦の兵衆なり美作守久範とも作る、或四郎左衛門ともあり、考を俟、平田出羽守宗仍末吉の成將、年六十六ともあり、竹下孫七郎以下皆、宗仍臣、鍋倉三郎九郎川野左近・池山彌次郎・齋川神五・厚地孫八・平田新左衛門尉宗徳宗仍の子にて、從者六人死之、平田又十郎宗次此時北郷・豊州合て二百餘人、或は七百十四人戦死ともいへり、十月廿三日、日置伊勢守久岑亦豊州忠親の臣にて、肝付省釣兵を合せ、櫛間・志布志を侵伐するを拒き、伊地知式部大輔志布志にて戦死十三本に戦ひ死之、十一月四日、北郷左馬介忠孝忠相の三男、時久の臣にて伊孫義佐に有り、將ひて新山城を攻めるを拒き、敵時久の臣にて伊孫義佐に有り、知覧大和守忠幸豊州家臣なり、兵河野河内守二接戦して死之、新山城成將にて同し、吉田治部左衛門尉清香山内二郎右衛門尉義重

106

「北郷時久譜中」

川崎備前守と戦死之、天文十年六月廿六日の戦死一列にみゆ、同人欵、山内助左衛門義員・川野隼人通次・長井勘解由左衛門尉利始・河野兵部少輔通俊時久之臣、五日鉄肥、伊地知三郎九郎・高橋平次郎北郷新山にて戦死とあり、郷三郎右衛門久信以上清香まで北郷家臣なり、日置狩野介忠充豊州家臣なり、足輕以下二百人許死之といへり、
五日、伊地知美作守同しく伊東の兵長倉淡、尾にて山内五郎三郎と戦ひ死之、
十二月廿三日、上原式部鉄肥衆にて伊東師と中島田に戦ひ、荒武十郎次郎と接闘して死之、奈良原長門守尚久發向の時なり、春成兵庫介・梶原藤七兵衛伊東の兵、河野河内守と戦ひ死之、市久與八郎此外十三人・上原源四郎雜兵まで百人死之、九拾余

永祿元年戊午三月十九日、聞肝付之一族率大軍攻入莊内、時久之兵爭先馳、豊後守忠親兵亦續至、會戦于恒吉宮ヶ原、此行我兵不利、北郷藏人久厦年十九・同又八郎久親年十九・同兵部少輔敦久・小杉筑前守頼武・山内彈正少弼義種・同美作守義盈上村源六頼重・城ヶ崎治部左衛門儀房・上原宮内左衛門・清水彦三郎義貞・河野主税介通當・稻本善左衛門、此外豊州忠親之臣日置四郎左衛門久範・平田出

107

羽守宗仍末吉、息新左衛門戰死、其外兩家之兵卒二百餘
 遂戰死者也、永祿二年、忠親爲鉄肥
 後援、献上所知之末吉、

「北郷氏庶流系圖抄」

右京進久壽三男

敦久

源三郎 兵部

高城木崎口地頭職

永祿元年戊午三月十九日、討死於恒吉宮ヶ原云々、

108

『庄内平治記』

一 永祿元年三月十九日、肝付か大軍已ニ庄内ニ攻入のよし聞へけれハ、北郷左衛門尉時久の勢、先を争て馳向ふ、豊後守忠親の兵も共に進て、隅州恒吉宮ヶ原ニて攻戦ふ、已ニ兩家の軍勢高限の麓辻堂籠を攻破る処ニ、恒吉・市成・平房・廻の足輕共が味方の後を掛切て、跡を包て攻しによつて、兩家の軍は足を乱して忽ニ敗北す、忠相の三男藏人頭久厦・北郷又八郎久親・同姓兵部少輔敦久ハ共に當家の葛藁カヅルイニて、諸人も渴仰したりしか、合戦のその浅猿さハ、三人ともニ打れ給ふ、

109

「伊岐賀州年代記」

其外石坂大和守久武・嫡子右衛門尉忠陳一処ニて打れける、小杉筑前守頼武・山内彈正少輔義種・同姓美作守義盈・上村源六頼重・城ヶ崎治部左衛門尉儀房・上原宮内左衛門尉・清水彦三郎義員・河野主税介通當・稻元善左衛門尉等も打れける、忠親の家臣ニも日置左衛門尉久範、末吉の城主平田出羽守宗仍、息男新左衛門尉を始、兩家の軍勢凡二百余人或記ニ七百十
 四人ト云々、そ打れける、是より肝付勢ひニ募て庄内ニそ窺ける、

一 永祿元年戊午三月、肝付恒吉宮田八郎ニて、鉄肥衆・庄内衆兩家之衆を四百餘人肝付衆ニて打取候、其中ニ大將分之衆、日置四郎左衛門尉・平田出羽・同子新左衛門・其弟北郷藏人、其外歴々衆不及注候、同月ニ御當家も櫛間ニ御働候て、作なきはむら等御破候へ共、敵不出合候ニより無何事候、同九月義益様御元服ニ而後御城之下之犬之馬場ニて被遊候、長倉兵庫頭方御元服之御座ニ被參候云々、

「禪山善久入道玄佐譜中」

「正文在肝付伴兵衛兼屋」

契狀

一今度雜説之儀候者、此前以神判始中終申合候首尾、于今無相替心底之処ニ、如此之無實、弥々浮世之難儀口惜次第候、雖然、ケ様之刻者、互可申開一ケ条先札ニ候キ、於向後ニ、此段御同前可爲專一之事、

右此条於爲偽者、

奉始上者梵天帝釋四大天王、下者堅牢地神部類眷屬熊野三所權現 九州之守護彦山三所、別者當國之鎮守霧嶋六所權現 正八幡三所大菩薩 當処諏訪上下大明神 稻荷大明神 天満大自在天神、惣者日本國中六十余州大小之神祇等之御部類眷屬、各々可蒙御罰者也、仍起請文如件、

弘治肆年戊午六月十四日

幸久(花押)

肝付彈正忠殿

参

「上包」
肝付彈正忠殿

参

幸久「善久初名也」

「裏有之」

禪山安藝守

「義弘公御譜中ニアリ」

「正文」

好便令祝着馳筆候、抑家門事、對其國由緒吳于他子細、不始于今候、尚以、無疎意之様、對修理大夫執成肝要候、仍色紙雖其憚候、染禿筆候也、かしこ、

「永祿ノ初比カ」(天文廿一年) 六月廿七日

嶋津又四郎殿

参

「上包」
嶋津又四郎殿 (花押)

「御文庫三番箱中」

「貴久公御譜中ニ正文市後崎長右衛門親安進上トアリ」

永祿元年九月廿三日

和漢

貴久

雲にふけなれも月をや松の風
秋夜永於年

蛩韻似催句

初霜ならし暮さむくなる

旅衣はるかに分る野を廣

九高

意外

幸久

忠將

こゆへきすゑや山たかきかけ

芳林

ふるきミきりに残るやり水

忠元

瀑飛聞遠響

玄洞

山とのミ見えてやちりのつもるらん

幸久

村落簇疎烟

玄盛

經歲帶雲天

玄洞

袖ちかく夜るは螢になつさひて

忠元

窓閑云誦易

玄盛

聞くらしつるうつ蟬のこゑ

房政

實こんとたにかねてしらせよ

忠將

はかなしやいつを限の身ならまし

兼盛

信爲無媒断

正成

餓思首陽賢

九高

跡つけかたき雪のかよひち

房政

道厥古令一

玄盛

乘興廻舟好

意外

喝知無有先

正成

入江をひろミなミのすゝしき

貴久

入かたき法に心をつくしきて

貴久

むら芦の見えミみえすミ暮そめて

兼盛

門ものふかし杉の下かけ

幸久

射筈月張絃

九高

三輪の山尋て行はくるゝ日に

忠將

崇枕蟲聲切

智弘

河音すミて月いつるそら

芳林

かりねの野へに秋風の夢

幸久

舟とめて汀にふかす秋の風

房政

なミたのミ出し都の形見にて

忠元

鐘寒江寺邊

九高

つれなや命なにゝかゝるか

貴久

醉遊其李白

意外

自起放籠鳥

玄盛

貧樂獨顏淵

玄啓

吟闌聞杜鵑

九高

醉吟如絮乱

智璋

雨そゝく山さと人の夕まとひ

忠將

老色似花鶯

九高

こゝろのなきやうきも思ハぬ

兼盛

歸こぬむかしとはかりうち歎

貴久

久方の月のむら雲晴やらて

貴久

攀桂化登仙

九高

尋花開雅筵

智弘

蕭索下枝葉

意外

一盃鶯被勸

正成

水をのそみて猿やなくらん

忠元

雪もこほりも今朝やとけまし

忠元

巴江流學字

智鑑

谷かせに岩ゆく水も春みえて

房政

湖岫尖横鉞

九高

さそなけ色も浦のをちかた

兼盛

もろ共にうかれとはなにわかれまし

幸久

影薄曙窓月

九高

おもひやりても今ハなくさめ

貴久

露置そふるきぬくの跡

貴久

春輝雲瑞靄

九高

心やハきりのへたつる中ならむ

幸久

霞彩月嬋娟

玄盛

こゑのおちくる空のかりかね

忠將

花ハ猶しのゝめおしくうちかほり

貴久

何となくしらふる琴もたゝならて

芳林

羽かせしつかにならす鳥の音

忠元

湘水載詩船

玄仲

旅館動郷念

玄洞

翠竹似鳴玉

智鑑

儒林警懶眠

九高

縁陰宜讀篇

智璋

ミとり子を憐とおもうこゝろさし

兼盛

はかりことある國そ安けき

玄盛

無奈婿姉恨

忠將

千代もとや誰しも君を祈らん

幸久

あかしかねたるよなくの床

貴久

かけにまふつる住よしの松

忠將

茅店待鷄拍

正成

明石かたたのむ行ゑ二舟よせて

忠元

隣家有蝶連

智鑑

浦風をくる月の夕なミ

房政

驅景忘歸路

玄隆

霧暗閑鷗外

意外

秋幽双鷺前

正成

何邊姜笛遠

玄洞

專對太才偏

九高

奉勸梅香厚

玄盛

狀元花氣鮮

玄仲

春は猶心あるへき朝ほらけ

幸久

海山かけてかすむ難波津

貴久

栖老葦間屋

玄隆

門田にそよくかせそ身にしむ

忠元

民夏賑秋実

玄啓

客遊賞月圓

玄洞

よミかハす歌の席に夜ハ深て

貴久

こころの糸竹のこゑ

忠將

此會合歡毎

正成

政諄海内全

九高

貴久十三句

正成六

九高十三

忠元八

意外五

房政五

幸久八

兼盛五

忠將八

玄仲二

智鑑三

玄洞五

智璋三

玄盛七

玄隆二

智弘二

玄啓一

113 「栴山玄佐日記」

一其以後、忠平又四郎殿と申せし比、豊州爲養子飢肥江

御越なざる、其比豊州櫛間・志布志を覚悟之處、伊東

・肝付手強依相働、日置伊勢〔久壽〕なとも討死す云々、

〔永祿元年十月廿三日戰死〕

114 『山之口の野八幡宮棟札』

奉再興の野八幡宮一字云々、大檀那北郷主君讚岐守藤原

忠相并左金吾時久卿云々、伏以者、當社者辰旦國陳之大

皇 御息女七歳、而爰日天之陽氣令孀胎〔後〕、既在誕生、天

王大驚、此是不可有唐朝之王胤仁、到著之所於可君神國

結構虚船令捨捨廣海、漸而隅州八幡崎在御著岸、即從天

八流御幡來下而圍八方、故號正宮正八幡大菩薩、加之在一

之靈石、銘曰、昔在靈鷲山說妙法花經、今在正宮中示現

大菩薩顯、因茲、爲隅州崇廟、從尔已降、或勸請有緣之

所奉仰菩薩之悲願、或在影向元緣之境地、廻衆生脱苦之

善巧其隨一、而自大隅粧〔美〕三御與移當所、尔則建立社壇

奉安置御身躰、年代和銅三年從尔以來八百八十餘年也、

然則社頭修造之事、信心大且越忠相卿・同左金吾時久公

第一慶之御再興所也云々、

永祿元年 戊午十月吉辰

115 「北郷時久譜中」

永祿元年十一月五日、伊東某發大軍圍攻於鉄肥新山城、
北郷左馬助忠孝・同姓三郎右衛門久信・知覧大和守忠幸
・山内次郎右衛門・長井勘解由左衛門利始・河野兵部少
輔通俊遂戰死、以下士卒死者不記其數、

116 『庄内平治記』

一同十一月五日、伊東か猛卒鉄肥新山の城を圍て手痛く
そ攻たりける、味方ニ北郷左馬介忠孝ハ忠相の二男に
して、忠親ニは再從弟にして、去ぬる大永三年ニ野々
ミ谷の城にして、流矢ニ當て失にし右衛門尉尚久の嫡
男也、共ニ當家の貴族して、さしも優々敷かりしかと
も、合戦の場貴賤をゑらはす、共に戦土に骸を晒して
山東の土と成給ふ、三月十九日には三男藏人久厦宮ケ
原にて戦亡し、今又二男忠孝新山の城にて失られぬ、
僅三年の内ニして兄弟二人打たれ給ふ、合戦の習と云
なから、二人の愛子打死あり、忠相左こそ本意なく思
されけめ、其外知覧大和守忠幸・山内二郎右衛門尉・

長井勘解由左衛門尉利始・河野兵部少輔通俊以下士卒
の戦死數をしらす云々、

117 「壹岐賀州年代記」

一同霜月四日、新山城と申候城ヲ御當方もつめ落候、當
家衆各辛勞候、城柱(主)知覧大和守、城衆ニ伊地知三郎九
郎、庄内衆北郷左馬・同三郎右衛門、其外兩家之一家
年來衆八十余人、足輕以下二百人程打取候、同十二月
廿三日、本城サシヨリ火矢を被射候へ共、折節薩摩衆
・鉄肥衆・庄内衆三家之衆打こみ、新山ニ働するとて
儀定候、此類を日州ニハ不相知、城ニさし寄候をふせ
きもとし候、引足ニ三家之衆同前ニ付候、薩摩之大將
ニハ嶋津左兵衛殿、又やりをくミ候て六人の鎧大將こ
へられ候、梶原藤七兵衛・奈良原長門守・春成兵庫・伊
知久与八郎・梅北宮内左衛門・伊地知新四郎此衆、又
鉄肥衆ニ鎧先上原式部、是ハ十度余り合戦仕候者ニ而
候、此衆のすゞミにて板敷田を付渡り、中の尾迄つき
あかり候をまくり候て、大軍候つる、此方ノ御大將相
州内一人迄ニ而候、伊賀州ハ御くたひれ候、修理介殿
御手負、掃部介殿ハ新山之城の御番候、鬼ヶ城ノ人跡

〔日向記卷五〕

木脇六郎兵衛殿も手負候間、相州との御下知にて、や
かて太刀始被召候、別而辛勞候衆、野村清右衛門・河
島備前守・其子又十郎・同弟藤五、是はかち原ヲ被打
候、ゆち雲州・荒武十郎次郎・佐伯三郎太郎・長倉主
殿介、其外人と難注候間、あら／＼記之候、其まゝ中
島田におひこミ候て、鏑四五度も候ツル、薩摩之鏑大
將六人之内、飢肥之鏑崎上村をハ荒武十郎次郎打取候、
太刀下ニ而卅餘人くきやうの衆討捕候、

一同十一月ノ始、新山ノ城ヨリ落人有、彼者如何思ヒケ
ン、竊ニ私語申ケルハ、新山ニハ水切難儀ニ及聞、水
ノ手ヲ召レ可然由ヲソ申ケル、因茲同月四日、新山ノ
城ニ以使僧、下城可有旨、口能ヲ盡シ玉トモ、城主曾
テ同心ナカリシカハ、其日未ノ刻四方ニ人数ヲ回テ、
如稻麻竹葦取圍、元來逸雄ノ若武者共、一向息ヲモツ
カセス新手ヲ入替／＼、二時程ニ彼城ヲ乗捕、城主知
良見大和守・伊智地美作守・吉田治部左衛門尉此三人
ヲ始トシテ、都合百五十餘ノ頸帳ヲ以テ上別府下野守
受取、軍配ヲナシ、勝時ヲソ被行ケル、但シ伊智地美

〔日向記卷五〕

作守ヲハ長倉淡路守討捕之、北郷左馬頭ヲハ河野河内
守打取之、庄内財部老名山内次郎左衛門ヲハ河崎備前
守打捕之、蒙深手龜澤主水ヲハ行屋ケ尾ニテ山田五郎
三郎討取之、味方ニモ清武衆宮田丹波守・宇宿小次郎、
彼是雜兵共討死八人トソ聞ヘシ、

一去程ニ、義祐公へ伊東相州被申上ケルハ、先月四日ニ
新山ヲ攻落候以來、今五十日ニ及マテ、敵城ニ矢ノ一
ツモ射サルコト誠ニ浅間敷次第ナリ、何方ニモ可働旨
被申上シカハ、義祐聞召、於新山今度手負深手浅手凡
千人ニ餘ル、其指向木脇越前守カ手、未善惡モ不相知
間、今度働望夏無用タルヘキ由被仰出間、暫ク延引ニ
成ヌル也、其比豊州家ヨリ薩摩へ使ヲ以申越ハ、先月
四日ニ伊東方ヨリ新山ヲ被攻落、本城ノ格護難成様子
ニ覺候之間、御加勢頼入由申越ス、依之嶋津貴久大キ
ニ驚キ、嶋津左兵衛佐ヲ爲大將、介副衆ニハ奈良原長
門守・春成兵庫頭・梶原藤七兵衛・市久与八郎此人數
ヲ召集、今度豊州家危キ由申越間、各御頼有由仰也、
彼長承候トテ、都合三千ノ具足ニテ飢肥ニ指越、豊州

衆ト内議評サマ／＼也、其時猶原長州被申ケルハ、何トテ敵ヲハ頂上ニハアケ玉フヤト也、既肥被申ハ、伊東大勢ト云、其上次第ヲ追テツナキ寄ラル、ノ間、懸合難成トノ返夏也、春成兵庫申ハ、假令伊東大勢ト云トモ、少勢ヲ以勝ハ軍ノ習也、第一ハ手段器量ニヨル物ソヤト有シ時、其比於既肥一番ノ大兵剛名者ト沙汰ヲナス上原式部被申ハ、尤軍ハ手立器用ニヨルコト誰モ存知ノ前ニテ候、雖然伊東大勢ノ大マクリ、相州・加賀・右衛門佐・木脇・河崎・落合・長倉・山田・荒武ナトノ鬼ヲ欺ク勇士共カ、味方ノ小勢ヲアナドリ顔ニ、マクリ立／＼競カ、ル、其時ハ城ヨリ外ニ力ハナシト答ケル、其時梶原扇取ナラシ云様、何ト大マクリニ來ルトモ、其相州ナト躰ノ小男ヲヒザノ上ニハアゲマシト、辨慶顔ニソ匂リケル、其時上原聞モ敢ス、扱ハ落着申也、隨分此度ノ軍ノ御伽ヲハ可申カセキ玉ヘト答ツ、クスマカヘツテ居タリケリ、然所ニ嶋津左兵衛佐被申ハ、兎角薩州ヨリ大勢列越上ハ、一軍トノ議定也、カ、ル所ニ伊東相州、薩州ヨリ大勢本城ニ入ケルコトヲハ夢ニモ知玉ハス、西山寺ニ指寄テツキタイ火矢ナト射カケツ、敵ヲ釣出サン計略ニワサト小

勢カ、ラル、是ニ本城ノ敵驚テ城々ニ匂ル聲常ヨリ勢ヒ強ケレハ、先／＼味方ヲ引ヤトテ、比ハ十二月廿三日未ノ尅ヨリ引入ル、然ルニ案之如ク薩州勢永源寺ノ前ニ打出ル、味方ノ勢モ是ヲミテ、得タリ賢シト取テ返シ、敵味方入違火出討戰、夫ヨリ兎角ヘツラフテ中嶋田ノ味方ト一ツニ成、板敷玉ニ引退、然間味方足ウクヤウニ見ヘケレハ、豊州衆是ニ力ヲ得テ、今日ノ最後ト押懸ル、相州是ヲ御覽シテ、中ノ尾ノ平ヨリ打物ヲツトリ大手ヲヒロケ、千里モ咫尺ト馳下リ玉、是ヲミテ既肥ノ上原言葉ヲ懸タリケル、梶原モ心得タリト云儘ニ、ヤカテヲリ敷扣ヘケル、去共相州是ヲ少モ目ニ掛ス、カシヤカシ物共ト唯一文字ニカケ玉フ、物ニ馴タル味方ノ兵、大山ノ崩ル如クエイ／＼ワツト切カ、ル間、梶原・猶原・春成エツト思ヘル其内ニ、ヒザヲモナラサス討レケル、扱味方互ニ太刀ヲ打合、二三度迄ハセリ合シカ、猶原・春成・梶原・市久・既肥ノ上原式部・同源四郎・永源寺、彼是以上物頭・足輕頭十三人迄打捕ケレハ、敵ハ引テソ入ニケル、中嶋田マテ追詰、如何ニモカロ／＼ト引取ルヲ、中嶋田ヨリ見之、嶋津左兵衛被申ハ、伊東方ノ足仕ハ聞シヨリ

『日向記』

モハンカント褒ラル、是ヲ豊州衆聞テ、味方打セテ敵ホムルハ無益ナリ、上原カ詞ノ先ハ違フマシトソ旬リケル、二時計セリ合ナレトモ、難所敵溝多キ故、互ニ鍵ハ合スト也、夫ヨリ敵城内引退キ、味方モ陣屋ニ歸リケル、敵ハ大勢、殊ニ新手法加ツテ勇ミニイサム鋒先ニ、味方ハ僅三千タラスノ小勢ニテ敵城ニ押寄、カク大勝ヲ取玉フ、相模守守ノ其譽、古今希代ノ手柄ノ程申モ中ノ疎也、討捕敵雜兵ニ百九十八ノ頸帳ヲ以、義祐公ノ實檢ニ入奉リ、御感悅不斜、吉方吉時ヲ取、嚴重ニコソ祭ラレケル、落書ニ云、

梓弓春成兵庫討ルレハ矢筈ノ紋モ絶ル梶原

彼梶原ヲハ河崎河内守討取之、

一 永祿元戊午年冬ノ比、嶋津方ヨリ肝付ニ被働、其起リハ、近來肝付家ノ事ハ伊東方ニ味方ヲナス、此意ニテ清ヶ嶋ニテ合戦有、肝付衆劍崎常陸守・大野出羽守ヲ始三百余討亡シカハ、此競ヲ以、大勢肝付省釣ニ打懸ル、省釣少モサワカス打物ヲ取玉フヲ切ナハ、敵大勢追懸ルニ、仰天ノ切ヌルト沙汰セハ、敵味方ノ聞ヘ末

『正文國分宮内社司澤氏家藏』「貴久公御譜中正文在澤永賢トアリ」

代ノ不覚成ト靜カニ解セ玉フ、味方纔ニ三四十人程ノ人數ニテ太刀下ニ宗徒ノ士十七人討取玉フ、此勢力ニ關辟シテ皆散々ニ退散ス、飢肥・庄内ノ人數モ志布志ニ打入肝付ヲ攻ント巧シカ、省釣吾ト打物ヲ取、大軍追ナヒケ玉フニヨリ、暫シハ兵ヲ扣ケル、省釣ノ御手柄家ノ面目トソ聞ヘシ、去共清ヶ嶋ニテ劍崎・大野等宗徒ノ大將其外士多勢討セ、家ノ滅亡遠カルマシト聞ヘシカハ、義祐ノ御詔ヲ以テ新山ニハ番衆ヲソ被置、南郷ノ内目井ノ城ヲ足トシテ櫛間ノ大入ニ人數ヲ揚、櫛間ノ浦々ニ放火ヲシ、村里迄モ打破ル、肝付ヨリハ高山茶磨カ城ニ上リ、彼火ノ手ヲ見テ勢ヲナシ、悅更ハ限リナシ、

奉納置

鎧 一領 紫白赤糸毛 段々威

甲 一翼 同毛鍬形劔

太刀 一腰 恒次 金覆輪 金隈巾

長太刀 一振 銀作 青貝

以上

永祿元年十二月十二日

貴久(花押)

124

「國史」卷千 大中公 梅岳君
七年 實明公 松齡公

二年己未夏四月九日、公報琉球王書曰、閣下使天界寺

叔和尚・世名城大屋子脩音問、繼舊好、幸甚幸甚、餘付

長老、據大中
公舊譜、島津忠親使平山越後守忠智守松山城、十四

日、平山忠智如志布志、與肝付兼續軍遇於道、力戰而死、

兼續遂陷松山城、忠智二子右馬助久武・次郎四郎久次死、

忠智、近久之孫也、據島津內膳家譜、平山近
久見第十五卷永正十七年伊東軍擊斃肥、

左兵衛尉尚久救之、梅岳君遣春成久正、助尚久、六月十

六日、與伊東軍戰不勝、奈良原長門守資・梶原某等死、

尚久危急、春成久正自呼尚久而死、尚久得免、據島津支流
氏譜、島津內膳家譜、奈良原喜左衛門系圖、春成刑部左衛門家藏舊記、
壹枝彌四郎家藏文書在元年十二月、資、奈良原覺之五世孫、覺見第十二
卷永正、秋九月二十八日、公及 實明公與肝付彈正忠郎

五郎改稱 兼盛盟、據大中公舊譜、
彈正忠郎 肝付與膳系圖冬十月四日、與額娃山城守

盟、據大中公舊譜、山城守初稱
左馬助、見上弘治三年注十一月十八日、夫人花舜妙香

大姉 梅岳君女、實、
明公之夫人、實、
要覽 島津忠親居餓肥、末吉・梅北

與伊東氏接界、動見侵伐、忠親以為二邑終不能守、是歲

以末吉獻 公、以梅北與北鄉時久、據島津支流系圖北鄉氏譜、
島津內膳家譜、島津忠親案

二邑者、蓋蟹手則斬、蓋蟹手則斬
手、蟹足則斬足之意、又請以 松齡公為養子共守餓肥禦伊東

氏、公許之、據松齡公舊譜、
松齡公軍記

122

「吉利氏系圖」

忠澄

初清久 三郎九郎 狩野介 下總守

天文十八年己酉誕生、

永祿元年戊午十二月廿七日、初號吉利、

文祿四年乙未八月四日死、年四十七、

女子

伊集院右衛門大夫忠棟室

忠棟凡誅之後、息男等隱謀既以露顯、被加誅戮、吾

亦同誅於阿多矣、

123

「薩州家支流大田周防介忠與譜中」

永祿元年戊午十二月二十七日、承 太守之令、一門數多

定稱號、故始號大田、是亦薩摩州阿多郡中津野村之內領

知上大田門、其地省二字所以為稱號也、

補先阿多後加世田地頭職也、

天正六年戊寅八月七日、於薩州加世田死、年四十二、

125

〔清水北辰神社〕

止上之正（祝）はうり、清水之谷口方たるへき由、すゑよしにて町田加賀殿へ申談候間、餘儀有間敷候、神前之事、宮代官ニ被仰付候、□仰させ有候て、時分と申急度請取候て可然候、恐々謹言、

永祿二年

己未三月三日

谷口美濃殿
御宿所

財部筑前守

126

〔貴久公御譜中〕

〔正文有之〕

追而令申候、些少至□線織物九端令進覽候、表（按司カ）儀計候、

就好便用一書候、仍當年者、唐案土來臨必定候之間、乍恐申入候、自然從貴邦商船共罷下候へ、先年如申上候、任先例、武器腰刀等從那霸請取收置候而、出船刻可渡進候、是等趣堅固諸船ニ被仰付候へ、可爲祝着候、万一無御印判船者、申合候様用申間敷候、就其無理子細共候へ、可致其成敗候、可有御心得候、於此方難成事等者、以一通可申入候、於向後仰恩下外無他候、恐惶謹言、

〔永祿二年〕

三月初三日

那霸

主部中

（朱印、印文那霸）

河上將監殿（久朗）

伊集院掃部助殿（忠愈）

村田越前守殿（經定）
御老中

127

〔貴久公御譜中〕

〔在大隅宮内林性坊〕

尾州・讃州へ以相談申おろす御圖之事

條々

- 一 東目弓箭可然候者、一くし、
 - 一 西目之弓箭可然候者、二くし、
 - 一 無事之調儀可然候者、白くし、
- 永祿二年三月七日

128

〔正文在文庫御案文也〕〔貴久公御譜中ニ在リ〕

請賀章

右孟陽之吉慶、漸雖事舊候、逐日重疊、猶以幸甚々、抑天界寺叔和尚并世名城大屋子、爲御使節、遙凌蒼波、

無恙着岸、千秋萬歲候、就中種々恩問之至、珍重々、更不堪報謝、殊隣國之修好、倍可爲甚深之條、北南之星斗泰華山之譬喩、尤同意候、誠經千春如松柏不凋(備)矣、猶精彼長老可有御演說、餘者別副載之、以此趣可被達閣下、恐惶敬白、

永祿二年卯月九日

修理大夫貴久

進上 琉球國王 閣下

129

〔平山氏系圖 豊州家 庶子〕

〔越後守忠智之子右馬頭久武譜中〕

永祿二年己未四月十六日、肝付氏催軍衆來、陷於居城松山、于時兄弟共遂戰死、法號椿窓榮壽、此時當家之重器悉爲肝付之兵所奪捕者也、其後崇夫靈於松山、號於軍神摩利支天矣、

130

〔殉國名載中〕

永祿二年己未

四月十四日、平山越後守忠智松山の成將なり、肝付省約父子か来て侵伐するを拒き、大田尾

ニ戦て死之

十六日、平山右馬頭久武同しく省約か師と戦ひ死之、忠智の子なり、平山次郎

四郎久次久武弟にて俱に戦死

六月十六日、春成兵庫助久正伊東師と妖肥の長慶寺に、拜領の鎧を着し先登して戦ひ死之、

前年の兵庫と同人欽考へし、野村民部少輔是綱・本田與四郎親替此日牛根に戦

ひ死とあり、年二十一

十二月二十九日、伊地知又八重亮戦死、其場を許にせず、年十九歳

野口助五郎直本年月不詳此に埃考

131

〔山川郷神社由緒〕

一奉造立霧島御社一字

右意趣者云々、大檀那伴兼堅息災延命云々、

于時永〔永祿二年故〕二年己未卯花月五日

大工 田中右京進藤原純展

鍛冶 上野神兵衛平影乘

小工 五人

132

〔阿久根蓮花寺文書〕

薩摩國大願寺住持職事、任先例、可被執務之狀如件、

永祿二年四月廿三日

左中將判

宗寶首座

『全』

薩摩國大願寺住持職事、任先例、可被執務之狀、被仰下

之狀如件、

【年間不知、是ニ據考】

十月廿六日

宗寶首座

澁谷又次郎良重判

したふにもしはしとまらぬかりの聲

まところミやうてふかすなかき夜

あやしくも月をくもらす涙おち

よそにこゝろやうつり行人

まちとるもたのミすくなき筆の跡

かへらしたひとひはなちぬる

ふく風もあら地あら山こえうきに

はらふもさゆる袖のあはゆき

花はまた枝にこもるを尋きて

春にちぎりやふかき身ならし

うくひすの聲ほころふるあさな

かきあはするもことにたへなり

おもふとちおしむも時やうつるらん

かさねもあへぬ夜へのきぬ

見るほともなみたのこの夢覚て

やとりはかなき露の月かけ

風すさむ秋はすゑ野うら枯に

のこるもむしのそれならぬ聲

ひとりすむ里のかたはら物さひて

世をわふるともたれかしらまし

經威

貴久

意外

書延

珠玄

正成

重秀

爲阿

重綽

珠玄

書延

意外

貴久

重綽

珠玄

爲阿

正成

書延

意外

貴久

「正文在國分乘明山藏介」

永祿二年五月十八日

聖廟

法樂

賦初何連歌

花も實も夏を時なるにほひ哉

雨は五月の月の明ほの

よこ雲のやまほととぎす音つれて

かねやいつこのミねのをちかた

そことしもこととひかぬる夕ま暮

あらしふきたつ草かれのみち

かすかなる水のなかれも冬めきて

いやとをさかり秋やすくらむ

貴久

珠玄

書延

意外

正成

重綽

爲阿

重秀

かすならてこゝろふかきもいかなれや
 うき名たつともたつねてを見ん
 ふえ竹をさもありかほに吹ならし
 木こりのかへさしるきくれかた
 道ほそき山のかげ野をふみ分て
 のこれる雪にわかにつむころ
 春風のさむきハ袖にいとハめや
 たひたつへくは日のなかきそら
 なぞつらきわかれをかりのいそくらん
 すミはてんとやおもふふるさと
 いさきよき水をたよりのこゝろにて
 浪にうかへる月はひとしほ
 さしやらてふねもたよふ夕きりに
 秋の葉すゝし柳ちるかけ
 うちつけにあらぬけしきの初あらし
 いかたにたへまし草の戸のうち
 すつるより身をなき物におもハ、や
 こゝろにのこすおもかけハうし
 袖もはやくち行ハかりうちしほれ
 しのふとするもよハりはてにき

重綿 重綿
 殊玄 重綿
 意外 重綿
 正成 重綿
 殊玄 重綿
 貴久 重綿
 書延 重綿
 書延 重綿
 貴久 重綿
 正成 重綿
 殊玄 重綿
 爲阿 重綿
 重秀 重綿
 書延 重綿
 貴久 重綿
 正成 重綿
 殊玄 重綿
 爲阿 重綿

花にわか物おもふ色も見えつへし
 八重のかすミをしのか山ふミ
 三 なれきぬる春の夕くれ朝ほらけ
 のとかにあへる年やいくとせ
 しろくなる神の宮人たちめぐり
 又おりかさしうたふさか木葉
 玉さゝの霜も聲して深夜に
 おもひやるたにさそな山さと
 石はしるすゑもすゝしき水せきて
 心なき身といひはくたさし
 をしこむるしたのおもひはたれしらん
 うはへハかりや見えてつれなき
 松にかせよそのもみちをさそひきて
 たつたのやまのあきはふけけり
 いとゝしく夜さむの月のうちしくれ
 ねさめてきけはさをしかのこゑ
 三 世のほかをもとむるかたもつらき身に
 いかなるみちか心ならまし
 さまく／＼にときをく法のすゑひろミ
 をろかならんはあらしとそおもふ

書延 書延
 殊玄 書延
 貴久 書延
 爲阿 書延
 殊玄 書延
 書延 書延
 貴久 書延
 殊玄 書延
 意外 書延
 重綿 書延
 意外 書延
 殊玄 書延

ましハれる友をかゝミと見てもしれ	正成
花にそにたるミねのしら雲	貴久
御吉のゝおくハさくららのさかりにて	意外
くれ行かたのはるやしたはん	書延
こゝろゐるこゆミあそひにむすほれ	殊玄
まくるもかつもすさミとそなる	爲阿
すゝむるを人のなさけのさかつきに	正成
ほともあらしと身のとかをしれ	重綽
まちて見ん月にも老の夕まとひ	殊玄
ことしのあきのうさそまされる	貴久
^名 うへをきし宿は野らなる花薄	書延
とふともなきに松むしのこゑ	意外
暮ことのたのミも今はよハりはて	貴久
おもひけちてや身はしつかなる	殊玄
山の井のあさくもあらず世を出て	重綽
跡たえけりないはのかけみち	爲阿
雨に雪ふりかはりてやつもるらん	意外
かさねてもなをさむき衣手	貴久
ひとりねのこのよなゝあはれしれ	正成
めつれ八月におもひもそそふ	書延

135

「右馬頭忠將譚中」

「正文在本田作左衛門宣親」

大かたに萩ふく風もきゝなれよ	殊玄
ことゝなきにもあきはかなしき	意外
露しろきゆふへいかなる時ならん	貴久
野ハいろゝにわけもつくさし	重綽
^名 かり衣こなたかなたにこまなへて	殊玄
かへるミちにも身やうかれまし	意外
おりもてる花に吹そふ風のをと	爲阿
ちりても梅の香ハのこりなん	貴久
ことハリや春をしめのゝ神こゝろ	重秀
かすミもともになひくしらゆう	書延
袖とをミおほろ月夜に見えわかて	重綽
たのしむこゑのしるきさと人	正成
貴久十六句	殊玄十八
書延十五	意外十五
正成十	重綽十二
爲阿九	重秀四
經威一	

正八幡宮江 前豊後守忠朝御寄進候金 三枚
 本田紀伊入道殿爰迄持參、此節被上候、一段神妙之至
 候、則彼金三原遠江守方へ令渡候早、

永祿二年五月廿三日

忠將(花押)

本田紀伊入道殿
(兼題) 御宿所

〔上包〕
本田紀伊入道殿

御宿所

忠將

〔右裏有之〕
右馬頭

136 『正文在宮内社司澤氏』

奉納置

正八幡宮 御寶殿

一肺楯 一具

永祿二年

五月廿三日

『御名見ヘス候得共、御寄進ノ内ナラン』

137 一永祿二年己未八月、爲國家豊饒所中安全、鑄神鏡、天照大神奉勸請田布施牟禮之城、安置一社御正體并鯨口、

銘曰、

〔裏〕藤原朝臣久尚辛卯

天照皇大神御正躰

永祿二己未年八月時正

138

〔裏〕藤原女大英禮丙申
天照皇大神御正躰
永祿二己未年八月時正

〔貴久公御譜中〕

〔正文在肝付半兵衛兼屋〕

起請文

一今度其界雜說之事、曾而以非此方之所行之事、

一不依自他之上雜說之時者、無覆藏披露候て、區々可決

實否之事、

一於弥々頼存之外無他事、

〔牛王〕
三箇條之旨於違背者、

神名

永祿二季己未菊月廿八日

貴久(花押)

義久(花押)

肝付彈正忠殿
(兼盛)

139

〔貴久公御譜中〕

〔正文在額柱右京〕

〔牛王〕

起請文

一伊地知方心替之事、無御存知之通得其心候事、

一 不忠人ニ同心有間敷之由承候、從是茂對其ニ、隔心之方不可有同心事、

一 對其方、此前茂疎儀不存候、至自今以後茂相違有間敷之事、

右條々於違背者、

梵天帝釋四大天王、惣者日本六十余州大小神祇、殊者當國惣社開門正一位 新田八幡 大隅正八幡大菩薩、別者當所鎮守諏訪兩大明神 諸大明神 天滿天神部類眷屬神爵冥爵可蒙者也、仍起請文如件、

永祿二季己未十月四日 貴久(花押)

穎娃山城守殿

義久(花押)

『箕輪伊賀日記』

一 然處ニ、日州山東伊東修理太夫義祐、永祿二年秋ノ頃、宮崎郡飢肥へ打テ出、豊後守忠親ノ住城へ着陣ノ由申來ル、忠平是ヲ聞玉ヒ、既ニ打立ントシ玉ヒケルヲ、貴久・義久強テ留玉フ、忠平申玉ヒケルハ、忠親ニ一旦親子ノ契約ヲ成シ、此時ニ於テ疎意ノ至リ候ハ、他國ヨリノ誹謗難遁覚候、是非ニ御暇ヲ可賜由申分ケ、

忠親ニ加勢トシテ、軍兵三百計ヲ相具シテ飢肥へ打越へ玉フ也、

141 『入來院氏文書』

薩摩國鹿兒嶋之内大迫名之事、依奉公所宛行也、早任此旨、可被知行之狀如件、

永祿貳年己未十月貳月廿三日 貴久(花押)

入來院加賀守殿

142 「國史」卷十 大中公 實明公

三年庚申春三月十九日、松齡公如飢肥、據松齡公舊譜、津內膳 幕府遣伊勢備後守來在此年十月、則二書皆在今年明矣、夏六月二日、幕府與 公內書、使與伊東氏成、且言餘付近衛殿及貞孝、據實明 公舊譜、是日近衛植家遣 公書曰、

幕府遣伊勢備後守齋內書、使君與伊東氏成、君宜稟命、

據大中公舊譜、二書無年、而幕府書言、餘付近衛殿及貞孝、植家書言、幕府遣伊勢備後守、據伊勢備後守來在此年十月、則二書皆在今年明矣、舊譜置植家書於此是也、置幕府書於實明公譜、朱注於月日右方曰永祿七年誤也、且二書尾皆云島津修理大夫殿、島津系圖、大中公始稱三郎左衛門尉、叙修理大夫、實明公始稱三郎左衛門尉、至於永祿七年、大中公任陸奥守、實明公叙修理大夫、則二書云修理大夫者、皆大中公也、先史誤以幕府書所云修理大夫為實明公、遂置其書於七年焉、又按幕府書云貞孝、植家書云伊勢備後守、而伊勢備後守實來、新納左京系圖、永祿三年冬、大樹義輝公使伊勢備後守貞運於薩摩、又樺山助太郎文書、有伊勢備後守貞運運安藝守書、貞運、貞孝之弟、伊勢兵部系圖、貞孝之先出自小松重盛第三子下總守季衡、季衡為伊勢國守護職、傳七世、至伊勢守俊繼為伊勢氏、又傳十二世、至貞孝稱伊勢守、貞孝弟貞運稱備中守、而新納左京

系圖等云備後守、此等未必論其同意可也、肝冬十月四日、伊勢備
付典膳系圖亦載此事、以爲在永祿二年癸卯

後守至末吉、公往而見之、備後守言曰、幕府使君與伊

東氏息兵爭、九日、公使新納刑部太輔忠元・肝付兼盛

・樺山幸久對焉曰、謹聞命矣、據樺山助太郎文書、新納左京・肝付典膳系圖、忠元、

是久之玄孫也、據島津支流系圖、新納是久見第十二卷文明七年注、是歲 公修正八幡

宮、據大中
公舊譜、

143 「義久公御譜中」

「正文在本田助之丞親長」

三陽之御佳祥千幸々々、仍先日者、用使書候之處、乍早
晚御丁寧之儀祝着之至候、倍可得御意事無別儀候、恐々

謹言、

「永祿三年」

三月七日

頼房(花押)

嶋津殿

御宿所

相良

頼房

「上包」

嶋津殿

御宿所

「永三 三十三包紙有之」

144 「義弘公御譜中」

島津豊後守忠親爲日州飢肥之宰居彼地矣、伊東氏率軍衆
來侵飢肥之際、請令予爲猶子於太守、太守許焉、予熟慮

之、伊東氏一國之猛勢、飢肥一郡之士卒、且復綿々然無

斷絕兵革、以故勇銳之騎步大半遂戰死、今也所以存者、

感其餘裔耳、又雖曰薩摩之請援兵、海陸遠遠匪啻遠遠、

薩隅封疆亦未穩、欲救飢肥而或不能乎、然則對伊東氏決

雌雄屬安利如之何、只有待死亡耳、今也不得已、永祿三

年庚申三月十九日、首途於薩州到著於飢肥、不怠防禦警

衛堅固、俾敵人不得侵侮者有年矣、是以有歸薩摩、其際

又伊東氏告率大軍到飢肥之急、忽欲赴其地、則 貴久公

父子自早旦至黃昏、盡言曳裾、強以抑留、然而予既與忠

親爲親子之約者實以堅矣、亡父子之親不救急難者、不得

自佗國之免誹謗、背高命鞭駿馬馳以到飢肥、警衛防禦各

不敢怠慢者也、

145 「殉國名數」

永祿三年庚申

五月十一日、財部武藏盛慰北郷氏臣、飢肥新山ニ戰死とあり、

146 「左衛門督成久譜中」

「見田布施大明寺由緒書出」

一 田布施大明寺勝手大明神江御額一枚、御文字、

「國分宮内澤氏藏」

（本文書ハ一四七号文書ト同文ニシキ者略ス）

奉納置 正八幡宮御寶殿

刀 一柄 一文字 目貫筥
金雁巾 青銅

永祿三年庚申六月吉日 貴久（花押）

『正文國分宮内社司澤某藏』「貴久公御譜中正文在澤永賢トアリ」

（歳久）
又六郎殿

貴久

成候、恐々謹言、
日新より御意見度々及候、かやうの時分ハ用心能々可被
上定候、仍かこしまにてうけとめ候する、箭をさし出て
うけへき覺語（カキ）に候間、必月すゑハ彼堺へ可打立候、殊ハ
「朱カキ」
「永祿三年秋」五月十六日 貴久（花押）

一 勝手大明神

右、永祿三年 日新公御自筆御再興、

『箕輪伊賀日記』

一同三年夏ノ比、不思議ノコトコソ出来タリ、爰ニ肝付

河内守兼親入道省釣、太守ニ被取怨、其基ヲ聞ニ、伊

集院孤舟入道ノ息山城守掃部介 忠倉次ニ遣恨ノコトアリ、

就雑談被誘言コト遺恨トナレリ、其由ヲ聞ニ、忠純倉忠

ナルノ島津殿第三代ノ守護、豊後守久經ノ舍弟五郎忠

經ヨリ始ル伊集院ノ末葉ナレトモ、中頃領分損失シテ、

今家ヲ立ルコト二三代ノ間也、家ノ重代ト云コトニ付

テ、若シ家ノ重代ト云ハ、我家ナトニハ有ソカト嘲哂

ハレケレハ、忠純聞テ無念至極ニ思ハレケレハ、扱省

釣入道囊祖ヲ尋ルニ、大納言大伴良雄卿ノ後胤、兄弟

御位ヲ争ヒ有シ時、紀ノ兵衛督名虎ト相撲ヲ取シ人也、

此卿ノ子孫トシテ、時代久シク肝付ヲ領掌ス河内守兼

重八代ノ孫相模守入道義運ノ嫡子也、貴久ノ御妹ヲ申

請ヒ、御當家ノ縁屬ト成リ、御内ノ人々ニモ重ク被敬、

或時伯圍入道殿、匠作御父子ヲ兼續ノ亭へ奉請、碗飯

式正ノ饌へ山海ノ珍物ヲ調へモテナシ奉ル、山城忠純

カ家臣等前ノ過言ヲ胸臆ニ思ヒ啞、嚙テ是ハ忠純カ仕
業ナラン、異本ニ、肝付カ幕ノ紋
ナル蠶ノ首ヲタツナリ斯ク不覺ヲカキヌル上
ハ、我鹿兒嶋ノ出仕スルモ此度計也、先年帖佐平松ノ
御陣ノ時モ、御馬ノ前ニ立テ致忠節、今前忠ヲ虚シテ
貴久ヘ御怨ヲ申スモ無念也、忠純カ仕業不及力儀也ト、
此コト肝付ヘ聞ヘケレハ、古江新城ノ津迄連キ來テ如
何ト相待ニ、鹿兒島モ御暇出ケレハ、亦モヤ御意ノ替
ラヌ其先ニト、急キ舟ニソ乘ラレケル、兼續ノ舟與ノ
島崎ヲ漕キ過ルヲ見テ、藥丸出雲守・檢見崎常陸守靜
ニ後ヲ見合セ、調舟ニ乘リ、ヤガテ追付、無程高洲ニ着
ケハ、宿ノ亭主酒食ヲ調ヘ奉祝、爰肝付ヨリ連キ來ル
者トモモ一度ニトツト悦ヒオシキ連レテソ歸ラレケル、
備兼續高山ニ着ケハ、宗徒ノ者共ヲ召寄セ、入道此度
不思儀ニ耻辱ヲアタヘラレ、難面命ナカラヘテ、各ニ
對面申ス也、如何スヘキト仰ケレハ、一坐ニ在合フ人
々モ、其レ此レ申出ス者モナシ、其中ニ肝付加賀守カ
弟治部左衛門尉進ミ出、心易ク思召候ヘ、入道殿ノ會
稽ノ耻ヲ雪キ申スコト、案ノ内ニ覺ヘ候、先ツ廻伊豆
守カ居城ヲ忍取ルヘシ、左アラハ太守方ヨリ寄ルヘシ、
其時手ノ程々振舞テ、鬱憤ヲ散スヘシト申シケレハ、

151

省鈞入道聞之、代官殿ノ忠節無比類人也、今又汝如此
トテ、指合タル重寶ヲ腰ヨリ拔出シ、治部左衛門ニ引
レタリ、御腰物ヲ賜テ居直リ、ヤガテ指スマ、ニ御盃
ヲ三度マツ響ケ、治部左衛門打出シタリト聞召レ候ハ、
城落去セスト思召候ヘ、若シ生タリト聞召候ハ、忍
得タルト思召玉ヘト申テ、其促座ヲ立ケルカ、究竟ノ
者トモヲ三百計相具シテ、伊豆守ガ居城ヲ忍見ルニ、
大隅莊内皆和平ノ折節ナレハ、余リ用心モナカリケリ、
思ヒモヨラヌ或夜ノ明ボノニ、動ト時ヲ作テ攻入レハ、
未タ目モ不明者ハ帶モ刀モ不取得、起タル者ハ弓矢兵
具ヲ取得ズ、周章騒動テ落行ヲ、此ニ追詰彼ニ追掛テ
討取ル、伊豆入道モヤカテ討レタレバ、輒ク敵ヲ追落
テ、其促城ヲ取拵ヘテソ楯籠ル、此コト肝付ヘモ飛脚
到來スレハ、省鈞入道即チ馳越テ廻ノ城ニソ籠リケル、
此コト太守聞シ召シ、惡ヒ肝付ガ所存哉云々、

「貴久公御譜中」

「正文有之」

大隅國柔原郡正八幡宮三所大菩薩神躰九躰被造立候、備
觀覽候処、神妙思食候、繪旨如此候、殊檀那貴久馳走之

段、被聞召候、懇志大切之由、内々被仰下之狀如件、

〔朱力半〕

〔永祿三年〕九月十一日

〔花押〕

智定坊御房

152 「新納忠元譜」

一 永祿三年庚申、初伊東氏侵我邊疆、世結怨久矣、幕

府義輝使伊勢備後守貞運來成伊東於公、十月、公

會貞運於末吉、以寶壽庵
爲客舎乃使忠元及樺山安藝守幸久・

肝付彈正忠兼寛、就川井豊前守等應對之、忠元等有功

居多云、

153 「樺山安藝守善久筆記」

一 永祿三年十月四日、上使伊勢備後守殿下着、於庄内末

吉ニ 太守修理太夫殿御參會有、御意趣之段者、日向

於飢肥伊東起弓箭、廿ヶ年餘り不極勝負之段達 上聞、

無爲之御調儀与也、然者飢肥ニ伊東着兩陣、彼地爲公

領被召置、可爲和融之旨也、御返答之次第、使新納刑

部太輔・肝付彈正忠・愚身樺山安藝守、十月七日、伊

勢備州御宿江參申、條々刑部太輔弁也、

一 上意ニ、御無沙汰之儀、乱國又者依遠方非本意候之事、

一 大友家江申談、九州を治御奉公之事、

一 北郷左衛門尉江御内儀之旨、至飢肥伊東獻上之地有之

由、備後守殿被聞召付候、彼地伊東江被遣候、可然之

旨也、更々此段承間敷事、

右條々被聞候、川井豊前守、此等之御返事之時者、

岡元被相添候、御返答上意与、大友殿之前難分、嶋

津殿被思召候坎、爰元非本意と候、於當座安藝守雖

憚入候申上候、九州を治め、上意御奉公之儀ニ候、

被聞召分候得と申、罷立候、

一 八日、備後守殿御宿江 屋形様入御候、御面談ニ而御

歸、

一 九日、又兩三人を以被仰條、

一 如度々申入候、和融之儀、上意次第可爲事、

一 和談之儀、企弓箭を、伊東可有分別之事、

一 被屬無事者、大友殿茂同前可爲和融之事、

一 所領沙汰之事、同名豊後守一向領掌有間敷事、

一 伊東へ可有手付之由、不致分別之事、

右之條々、川井・岡元被成披露御返答之次第、

一日向境目和平之儀、被任 上意之旨、先以御喜悅之事、

一 大友殿同前ニ、伊東無爲之儀者非本意、乍去備後守爲

上使罷下上者、可致其調儀与之事、

一伊東飢肥境目所領向之儀、彼方へ少茂遣問敷之段、被成御得心之事、

右、此三ヶ條被仰、川井方物語として、伊東飢肥庄

内前と分國之由、申上之由、剩東山殿へ申入、三ヶ

國之守護職之御判頂載す、左右方之儀、更ニ上意ニ

もしろしめされず、備後守存知いたさぬ事共なれ共、

なと、言をほくい、つゝけらる、則安藝守田舎人は、

上方之御尊意不知案内也、川井殿私御物語之條、當

座之御返答に候、嶋津三ヶ國之守護之事は、頼朝御

代已來之儀、然者嶋津陸奥守忠國山東知行、伊東都

於郡一所ニ相殘候事無其隱、伊東飢肥庄内分國之儀、

更々虚言也、伊東至飢肥數度雖起逆乱、終に及恥辱

事眼前之与、猶以伊東逆心之旨を被仰候者、偏に

上使御非儀之可有沙汰、先當意之御調儀と一々申

候之處ニ、岡元尤無餘儀之由欵、川井茂同意ニ得心

候、然ハ伊東江可有手付之由、不致分別之一ヶ條、

是又上使御納得之由候、雖然、追而嶋津可被申欵と

て、先々罷立也、

二十日、又兩三人上使御宿江參、御意趣之次第昨日申入

候條々、皆々御得心之御返答致祝着候、就中飢肥境伊

東江少茂所領遣事有問敷之儀、御得心一段畏入候、彼

境公領之事、奉任備後守殿可致御相談候、此旨同名豊

後守江雖未相尋候、彼兩陣引退候者、可如吳見候也、

右之條々御返答、川井・岡元、

一飢肥被任御公領之儀祝着、備後守面目之至也、

一伊東江催促を以可被引兩陳也、自然伊東於難澁者、對

上意不忠者也、至其儀者西國に仰付、可令成敗之事無

疑、此度嶋津殿上意御上聞也、猶直ニ可被仰とて、備

後守殿御前ニ兩三人被召寄、以御面談蒙仰段、此度爲

上使下向之處ニ、和平之趣嶋津殿御得心満足不少候、

然者伊東三ヶ國御判東山殿書出、伊東に在彼一卷、備

後守披見之、雖然、京都ニ茂其疑有、今又當國之沙汰

一向無其理之由、備後守信之、伊東守護号之事更々不

入之儀也云々、若ケ様ニ被仰儀少も於偽者、八幡御照

覽云々、可蒙御爵与三度被仰、則地を御打、至末代伊

東守護職之事、不可有其證文、此度備後守此段於納得、

惣領伊勢守則同前と堅被仰含候、當家之面目不可過之

者也、此等之爲御礼、太守舍弟右馬頭殿、十一日ニ

上使御宿へ御參入也、則備後守殿爲御礼、屋形江御出

候、然處ニ不慮ニ御酒被取持被催興、備州御腰物を太夫殿江被進、川井方取、村田越前守方江渡之、則太守御受取、自是茂御腰物被進、其後及乱酒、御とうきぬを互に被召替候、其時河井方之肩衣を拙者江被着替、其日風呂を焼せられ 之間、先風呂へとて御立候也、

やかて此暮江、上使御宿江使者兩三人、爲御禮參候也、夜ニ入、岡元方爲御使、樽ニツ・折ニツ・三種安藝守宿へ從上使被下候、數通之御酒有、次朝上使御宿寶壽庵江安藝守致御礼、其刻河井殿へ天目、岡元殿へ脇刀進、則爲物語申、今度數度被申承候條之中、別而伊東江末代於飢肥境ニ手間有間敷候也、一ヶ条堅申納之由申候、領掌無餘儀候、満足にて三百町計候也、

一十五日、太守より備後守殿江御使被遣候趣者、三ヶ國御調達之事、次伊東方江飢肥之内永代遣間敷之由也、此等者後代迄之御證文たるへき由也、

一十七日ニ鳥之子一帖、奈良墨にて從備州被下候之条、爲御礼御宿へ參候処ニ、河井被申候儀者、飢肥境御料所之事、伊東於無事者不及申、自然御下知を背候へ、則豊後江罷登、大友殿江申談、嶋津殿御存分之まゝ、事成可申候由被申候、其時者、飢肥之事者御公領之儀

軟いかゝと候、又ヶ條當方伊東縁を結はれ候する内談之由、風説承及候、於其分者、上使御取成可有との儀ニ候、此兩條御返答、新刑と拙者兩人して申候、

一伊東和平之儀、於事成者無申事候、伊東背上意候て、大友・嶋津申合、剩上意爲御奉公山東退治之時、飢肥御料所之事、猶以無餘儀候、

一伊東江縁之儀者更不承候、雖然ヶ様之事、家景中より其調儀もか候らん、承事者なく候とにて候、

一以次而申候、乍重言、大友・嶋津申合事無其隠、伊東以調法、此段無相違様ニ備後守殿御取 奉頼之旨候、先河井得心目出度々々、

一上使御立之刻、上使へ河内茶はん・唐のほん進上仕候、橋本毛せん遣、閑看を送給候、無指事儘不書、御料所三百町ニ申成、從上使美濃紙一束・京筆二對被下候、從是しんのくま進上候、

〔永祿三年〕
十月七日

154
〔忠元勲功記〕

一永祿三申十月、將軍義輝公より御當家伊東家与爭戰及二十餘年由候間、御和談被成候

様、御調儀として上使伊勢備後守貞運被爲下向、於末吉 大中様御對顔之節茂、忠元并樺山安藝守幸久・肝付彈正忠兼寛ニ被仰付、萬端御應答爲申由御座候、

「正文在肝付氏」

罷越候以後者、指而爰元様躰可申處、從路次河井相煩候、于今散々式候、餘延引之条、以飛脚令申候、

一伊左御請之儀、彼入道殿種々儀雖被申候、其方御請依〔伊東方也〕 〔三位也〕

殿重候、菟角難被申候欵、昨日御請被申候、珍重候、拙者大慶此事候、

一雖先罷上度候、大事之御料所之儀候間罷越、様躰承度

候、又在々所々江、自其方下知付候而、百姓召出申付

度候、然者下知等之儀、御調候而可給候、自此方既肥

へ直罷越可申候、豊州江茂、從其方堅可被仰越儀肝要候、

一今度御和談立見申候へねはいかゝ候、於既肥自其方も

御年寄衆、自此方も年寄衆被召下、太方被取易各參會

候様調可申候、此等之趣可預御披露候、

十月廿八日

貞運判

樺山安藝守殿〔幸久〕

新納刑部太輔殿〔忠元〕
肝付彈正忠殿〔兼寛〕
御宿所

「在御譜中忠久」「貴久公御譜中ニアリ」

〔本文書ハ一五七号文書ト同文ニツキ省略ス〕

「御文庫拾六番箱壹卷中」「貴久公御譜中ニアリ」

猿渡

村山 村山惣領者猿渡与可被呼也、

外山

忠久御下向之人數代々役人之事

本田御幡奉行

御幡指左近尉、本ハ御幡指

酒勾御沓役人

ハ眞幸〔簡羽野愛甲〕ツ、ハノ相京方有シ

猿渡御劔役人

カ、氏久御代國合ノ合戰

東条

之時討死、其ヨリ左近尉御

西条

幡指也、

鎌田

山田

御下向之御役人七人也、

永祿三年庚申十月吉日

158 「貴久公御譜中」

貴久寤寐思正八幡宮再興之不速、而國中未穩、徒經年月耳、爰有稱日秀上人之貴僧、使此上人爲本願致勸進於我之國中、以如古昔靈社悉終土木之功矣、又令知定坊住僧、企行步上京師造立神體、且備

觀覽受綸旨、而愿以頂戴、海陸共無障尋下著當國也、以故、永祿三年庚申十二月十三日、既遂遷宮、且二十五菩薩更裝束、面具二獅子改文飾、寄進金欄之幡二十五流・白銀之幣二流、其外宮中莊嚴無大無小莫不華美也、於茲乎、分南無八幡大菩薩七字於假名、置之於冠首、詠十一首之和歌曰、

なにはつの今は春邊と神かきに匂へる梅の冬こもりかな
むつまじき世をしら雪の千里までかけてしきちの神の御
ころろ

はるちかきおとろかくまの下草も花さきミなる世をやま
つらん

ちはやふる神代ニはいさ玉こかねのへみかきたるこの殿
つくり

まもれなを人やりならずしひふかきちかひのうミのはかりなければ

むかしをもかへすたものと匂ひかなあまつ乙女のいとた

けのこゑ

たまたすきかゝるうき世のにこりにも心すめとのいハシ
水かな

いさきよきすミ家を捨て塵ふかき世にましハれる神ハた
のもし

ほとけまた世に出しほの四の海にみちかゝやける宮うつ
りかな

さしも草さしもしれとやうかりける世をしいとふはなかりける身を

月も日もひかりをそへていへ／＼の千代のさかへハ神の
まに／＼

159 「貴久公御譜中」

(本文ハ一五八号記事ト同文ニツキ省略ス)

160 一庚申 永祿三年、隅州正八幡御遷宮、極月十一日、

貴久御代、

四年辛酉、肝付兼續朝鹿兒島、宴 公於客館、伊集院忠朗戲其臣藥丸某曰、今日之宴、珍羞具備、盍進鶴羹、藥丸某應之曰、卿等盍以狐爲贄、又有斷帷幕者、正直章職鶴頭、兼續見之怒曰、鶴爲吾家章職、而斷其頭、乃戮吾也、不辭而去、遂以邑叛、據大中公舊譜、肝付氏以舞鶴爲章職、而忠朗云、盍進鶴羹、藥丸某以爲、欲食肝付氏肉也、故怒、而其言盍以狐爲贄者、蓋以孤王島津氏所主祭、亦欲食其肉云、按日本人食品、以鶴爲上、雁次之、鶩鴨次之、唐山人食品、以牛爲上、羊次之、狗爲次之、而以燒琴煮鶴爲殺風景、人心好尚不同、有如此者、肝付氏時領高隈、百引、平原、大崎、安樂、遠原、恒吉等地、樺山玄佐自肥、肝付兼續與伊東氏交通、共擊島津忠親、忠親思之、公遣兵乘成飢肥、志布志、而絕肝付氏、兼續遂以邑叛、與此不同、兼續妻者梅岳君之女也、梅岳君使人諫兼續、訓以恩義、曉以禍福、不聽、乃以和歌、弔其子曰、毛留^{モル}留^{ロト}止^ト毛^シ之^レ良^シ天^タ太^ノ乃^マ末^バ波^コ己^ノ乃^モ止^ト仁^ニ、太^ヒ比^ネ彌^ハ波^サ左^ソ曾^ソ奈^ユ津^ム由^シ與^シ之^レ久^ク禮^レ與^ル、據梅岳君舊譜、時廻城主某喪明、其子幼弱、夏五月十四日、兼續襲廻城而取之、使宗人治部左衛門守之、據大中公、松齡公舊譜、一流系圖、廻城遺墟在福山鄉地、鄉館東北十一町餘、係福山村、六月二十三日、公與 實明公圍兼續及伊地知周防介重興、禰寢右近大夫重長於廻城、軍大墓、右馬頭忠將軍馬立、諸將軍竹原山、秋七月十二日、肝付人與禰寢、下大隅人共攻竹原山壘、忠將救之、其臣町田加賀守忠林止之、不聽、遂往不勝、忠將戰歿、忠林等死者五十餘人、 公遣麾下兵擊肝付軍破走之、兼

續、重興、重長奔恒吉、據大中公、松齡公舊譜、島津支流系圖、竹原山在地頭館東南、其地皆屬福山、鄉福山村、大墓或作大塚、今稱總陣、重興、重周之孫、重長、清年之子、據秩父十郎兵衛、小松氏系圖、伊地知重周見、第十五卷大永三年、禰寢清年見上卷享祿二年、久林、久用之子也、據島津支流系圖、町田冬十月二日、公賜麥刈、久用見上卷天文五年、大和守重猛栗野院百二十町、據大中公舊譜、麥刈孫太郎系圖、北原氏以栗野獻公見後七年、然則此年栗野尚係北原氏邑、而以賜重猛者何也、世豫許之者乎、疑以傳疑、重猛、重州之子也、據麥刈系圖、麥刈重州、見上卷享祿三年、松齡公在飢肥、伊東義祐長之、不敢爲寇、據松齡公舊譜、島津內膳家譜、松齡公還鹿兒島、復侵飢肥、松齡公復如飢肥、乃引去、會是歲肝付兼續叛、薩隅騷動、公召松齡公於飢肥、辭以伊東氏之難、島津忠親勸令還曰、此間賴君之力、漸底平定、願君早還、與 公併力、攘除寇亂、則某亦受賜多矣、據大中公、松齡公舊譜、松齡公軍記、島津內膳家譜、

162 「藤野家文書」

於日州福嶋院高野之村、回國六十六部沙門本願眞如坊、擬爲所受信施或過去幽魂、道俗男女勸之、會于一處、打磬鳴大鼓、一日称阿弥陀之宝号一百万遍、誠是無上甚深之結緣何更如之哉、然釋云、自信教人信難中轉、更難大悲傳普化眞成、報佛恩斯文深銘心腑者乎、可貴可信矣、仍奉刻彫三身圓滿之妙鉢一尊、仰冀烈此善根之席輩、同

現世得壽命延長之法味、當來證快樂不退之妙果矣、乃至法界平等拔濟、

于時永祿四年辛酉二月十六日 施主敬白

「按ルニ、施主ハ忠良入道休庵カ、又ハ勝久公カ」

「日新公御譜中」

「日新記ニ有之」

肝付河内守兼續法師省鈞者、日新許娶長女、故結親子之交、盟約亦堅如金石矣、爰永祿四年辛酉、忽企叛逆著甲胄帶弓箭、日新聞有此企、則爲教訓曰、君子父子宛如鳥之兩翼車上之兩輪、絕其片方、則何得飛行乎、若有君臣父子之破大倫、所背義破倫之族即滅何疑之有乎、雖及再往、省鈞敢不應諾、於茲乎、日新不得已、而贈一首詠於長女曰、
もるよともしらてたのまは木のもとに

旅ねはさそな露よしくれよ

省鈞匪啻止出頭之禮爲仇敵、且娉奢如國家無人矣、嗚呼不思也、

肝付河内守兼續法名省鈞者貴久之姉婿也、不意忽有含恨之

事、尋其所由來、則貴久交會之時、伊集院大和守忠明名法

孤、喚兼續家臣藥丸某戲曰、備八珍實雖大、盍獻鶴一隻

之羹、藥丸某曰、汝再來、賜孤一匹於兼續焉、忠明聞此

言、則變色怒焉、其後斷兼續之所施帷幕紋之鶴首也、兼

續一見之、則號泣曰、鶴者我家累代之紋也、斷其首者非

凶兆哉、有何面目再得拜謁太守乎、乃含憤棹船歸肝付宅

地去、而後止出頭也、

隅州海邊有廻某者、父盲瞎、子幼弱也、肝付河内守兼續

知兵法乘其變、而永祿四年辛酉五月十四日、掠取廻城、

其罪不容誅也、由是貴久及義久憤怒之餘、同年六月廿三

日、引率多勢發向其地、結陣於大墓・馬立・竹原山三所、

稱大墓於本營、貴久及義久在于此、右馬頭忠將爲將帥、守馬立之陣、使諸將守竹原山之陣者也。 圍廻之城矣、伊

地知周防介重興・禰寢右近大夫重長亦背貴久、與兼續在

廻城、

同年七月十二日、肝付氏之賊徒以匹夫之小勇敵我三軍、

以却攻竹原山陣、右馬頭忠將勇氣有餘、不顧馮河之戒一

戎衣、而直前欲赴數千之敵、于時町田加賀守忠林雖曳裾

以諫、而忠將不可、直向凶徒、凶徒進來宛如雲霧、是以

我師見不利、則忠林定必死、欲捐其生輸忠於忠將酬恩於

太守、而挑戰半刻遂結子路之纓、忠將亦忽遂戰死矣、于時所以戰死之家人陪臣已下共七十餘人也、貴久聞彼敗軍之告、遣旗下騎步馳到其戰場、各直前挑戰、瀧聞美作守・梅北刑部左衛門尉得敵首者多矣、衆兵亦各決死、致鬪戰斬數十之敵首、於茲乎、兼續・重興・重長等漸及敗績、退恒吉去矣、置守兵於廻城、而貴久父子先所歸陣也、其後馳一价於鉄肥徵忠平、而不至曰、吾不得捨忠廣以應嚴命也、丁此之時、忠廣謂忠平曰、汝速可隨貴久之徵、歸薩摩州攻平賊徒、袋弓矢藏兵器、長復國家於泰山之安、則我之家亦無程開運、社稷如盤石、臣庶得平安、忠平聞此言屈其理、則感淚難禁至情有餘、歸薩摩來者也、

165 「義弘公御譜中」

肝付河内守兼續入道省鈞者、太守貴久公姉婿也、可致無二忠功、卻忽變心爲讎敵矣、爰有稱號於廻者、其父盲目、息男幼弱、而領廻城居其地、兼續與禰寢右近重長・伊地知周防重興俱謀、雖爲同僚掠捕廻城、據其地誇武威矣、由此太守貴久公深惡之、永祿四年辛酉六月廿三日夜暗、率軍來到彼地、構陣於三所、總陣、馬立、竹原山、攻責莫更止時、兼續之旗下在肝付郡者、及禰寢・下大隅之士卒爲教主君

窮困、七月十二日襲來攻竹原山之陣、於茲乎、叔父右馬頭忠將發於馬立陣進欲救竹原山陣、然而渠多勢、此少寡非對揚、雖盡筋力、忠將之軍敗、遂戰死矣、此際兼續委廻城逃恒吉去也、入置守兵於廻城、而太守父子先歸陣也、丁此之時、徵子於鉄肥、雖然今也對太敵、防禦警衛不敢怠慢最中、是以不應貴命云余、於茲忠親來予之旅館曰、汝歸薩摩攻平賊徒、追斥佞臣、則當家亦會開天運之佳期、以扶社稷自佗何不如磐石乎云云、聞此言屈至理、拭感淚縞襟袖、不得已、而雖曰不遂素意、歸薩摩者也、

166 「右馬頭忠將譜中 在支流忠興一の冊中」

肝屬河内守兼續入道省鈞者、世世食肝屬郡、隅州之豪家也、永祿年間、省鈞背于太守貴久主、掠取守護領數箇所、時禰寢・伊地知兩氏黨彼、省鈞弥奮逆威、永祿四年辛酉五月十四日、襲取廻城、使一族者守之、主令諸將攻之、六月二十三日、主將大軍陣大牟禮、幕下之諸將一隊一隊陣大塚原及鳥越・躑躅壇、且又令士卒守竹原山、于時忠將陣城南之古城、或並兵船衛海路、令賊徒不通一線矣、

同七月十二日、肝屬凶徒請伊東加勢、以大軍援來、分軍

〔石馬頭忠將譜中〕

大隅州傍有三士、曰肝付河内守兼續入道稱省鈞・禰寢七郎重武・伊地知周防介重興、共叛 太守不來謁、匪啻不來謁、永祿四年辛酉五月十四日、押領同僚廻氏之居城、省鈞據其地固在廻之城、而敵 太守者甚矣、 太守不得已、而同年六月廿三夜、築陣於三所、定大塚於本營、令馬立於守忠將、入諸將於竹原山、警衛堅固也、同七月十二日、肝付凶徒催多勢來、爲救省鈞、先攻竹原山陣、忠將修著戎衣手兵器、直前對凶徒、欲救竹原山、凶徒向我動地來者如雲霞、我之從軍盡筋力雖挑戰、漸力倦我軍敗遂戰死、法名大安號心翁、從兵五十餘輩不去前後左右、僉以遂戰死如左、

〔正文在福山大安寺〕

心清祖甘知藏禪師

重幸律師

孝播良忠居士

義翁常忠禪定門

天德善珍禪定門

圭珍上座

嬾桂道久禪定門

華岩玄香禪定門

才翁祐智禪定門

節窓常忠禪定門

西阿彌陀佛

有田文香禪定門

惠鏡了智禪定門

賢良上座

源喜禪定門

常慶禪定門

環勢道坂禪定門

永珍禪定門

月窓常三禪定門

野田中納言

町田加賀

同軍四郎

宇宿大學左衛門

加賀陣備

石谷因幡

酒勾源左衛門

益崎平内〔左〕右衛門

敷根掃部兵衛

澤右衛門

桑波田左近

多田〔忠〕畏源兵衛

有馬與市兵衛

重前新左衛門

坂本一彌太

岩城新三兵衛

池山備後

善禎禪定門	泊助六	田慶禪定門	宮田
永徹禪定門	三島兵庫	眞宗禪定門	有川
月窓善徹禪定門	能勢十郎次郎	稱阿彌陀佛	市來
宗竹禪定門	竹下和泉	元清禪定門	木下縫殿
傳翁常心禪定門	稻富石見	喚山慶舟上座	市來土 新納又八郎
月湄道花禪定門	坂本	花有宮紅上座	宮原三郎兵衛
椿昇禪定門	坂本	道周禪定門	中間
芳林禪定門	武本	淨金禪門	百房
諦仁光眞禪定門	山田土 大寺大炊	道本禪門	海江田吉左衛門中間
道心禪定門	草滿	常仲禪門	宮原右京中間
道滿禪定門	宮内 <small>〔田〕</small>	仲本禪門	岩切雅樂中間
心月祐善禪定門	市來	道樹禪門	奈良原狩野介中間
惠岳守徳禪定門	有馬	道宥禪門	又內中間
淨珍禪定門	益崎	傳明等孫居士	調所
道祐禪定門	添川	道貴禪門	調所人足
不凋秀公上座	加世田土 春成助三郎	道西禪門	又內中間
祖翁道宗禪定門	富松父	道休禪門	又內中間
固岳淨堅禪定門	富松子	道金禪門	又內中間
龍文禪定門	石塚雅樂	共五十七人	
玉山淨金禪定門	平岑滿兵衛		

「右馬頭忠將譜中」

「在清水阿寺」

永祿四年辛酉七月十二日戰死、

夫以、心翁大安居士戰死趣者、永祿四年辛酉、押領守護城

郷、逆心逐日頻也、爰隅州賢君大安居士執三州權柄、故

急切相鬪、忽焉戰死、雖然嫡子武運亨通万軍一將矣、逆

心凶徒敵退、海外武威忠孝名翼飛千里、薩隅日如鼎立、

君臣民如鏡明奇哉、領亡父落命地會稽如焉哉、頃勵甚深

孝心、奉彫刻七寶塔、稱亡父菩提真容、仰願、依此大功

力頓到覺場者也、專希乃子乃孫常安常樂万歳々々、殊者

當地職役加世田家廣・吉田清勝抽丹惱其功畢、

于爰小比丘綴十六句、拙偈奉上尊靈、伏望、昭鑒

法身露現七寶塔 雲霧不帶聳大千

百億莊嚴食舜照 五分功德發香烟

祖師心地鉄牛吼 賢聖靈場木馬遡

古往今來無別法 朝參暮請一如禪

溪邊流水奏奇曲 岸畔松風彈妙絃

可漢夜閑芦鷹宿 江波月朗白鷗眠

機梭動暗塵々潔 智鑑投明物々鮮

郡國昇平從是得 檀家万歳屬長年

天正三年乙亥八月中旬、廻之落命地大安居士之塔銘

「上書有之」

近澤作廻之塔銘

近澤書畢、

「川上左近將監久朗譜中」

「朱力半」

「川上因幡守久國自作之文也」

永祿四年五月十四日、肝付省釣忍取廻之城、自居住、六

月廿三日、 貴久主 義久主著陳大牟禮、馬立者島津右

馬頭忠將、竹原山撰勇士籠之、然肝付軍士爲救主之危急、

多勢競懸、丁陷竹原山之時、忠將發馬立救之、即遂戰死

訖、敵迎取省釣、乘勝利勢寄來大牟禮麓、久朗取七尺三

寸大太刀挑戰、瀧聞越後・河野玄番持鎗防戰、越後左指

四被切拂、鎗先落地、引載左腕突合、敵頓引退、久朗謂

兩君曰、二人舉働無類、殊越後勇猛可謂前代未聞也、越

後・玄番江可被行勸賞、雖爲諫言、此時公領相迫、故不

及勸賞也、於爰久朗私領之内帖佐道場窪一町之門與越後、

谷山中村内月白毛之門與玄番、經多年京檢地之時、自兩

人久辰江所返附者也、

「町田氏庶流系圖」

忠林

又七 縫殿助 加賀守

奉 貴久公之嚴命、爲島津右馬頭忠將之家老、

永祿四年七月十二日、於隅州廻竹原山戰死、法號孝播

良忠居士、

忠林二男

軍四郎 忠次

與父忠林俱於廻竹原山戰死、年十九、法名儀翁常忠禪

定門、

172 「町田氏庶流系圖」

忠成

三郎四郎 民部左衛門尉 因幡守

町田氏十四代家督伊賀守梅久之二男也、

依 太守貴久公之高命、爲島津右馬頭忠將之家老、

永祿四年辛酉七月十二日、於隅州廻竹原山戰死、

173 「川上氏支流系圖」

左近將監久朗弟

忠繼

右京亮

永祿四年七月十二日、島津右馬頭忠將戰死福山、忠繼

亦從之遂戰死、法名忠心長繼居士、

174 「壹岐加賀年代記」

一同四年辛酉、此三月本城の水の手ニさし寄麥なき候時

分、此方の衆大手負候、廿四日迄本城より酒谷ニ御働

候留主ニ、新山の遠見ノ尾ニ敵つめあかり候て戦ひ候、

肥田木右馬助太刀始にて手負おつと候、壹岐治部少輔

・長、倉刑部少輔殿兩人共ニ合戦、以上三人名譽の師候、

永祿元霜月より、かとの西の三月迄ハ定番にて候、

同月ニ三番替りニ罷成候、同年五月十二日ニ、肝付殿

めぐりノ城しのひをとされかく候、島津殿衆も悉候

詞上井敷根打入、めぐりニ陳ノ付られ、六月中旬ノ時

分ハ、廻ハなんきにて候、就夫肝付より使者使僧度

ニ當方へ被着候、廻ノかせいとして、日州も本城・

酒谷ノ間ニかまかくらと申候所ヲ陳ニめされ候事、

175 一辛酉 永祿四年、此年五月十四日、肝付廻ヲ忍落、六

月廿七日、自守護方大牟禮・馬立・竹原山三ヶ所ニ陳

「殉國名載中」
永祿四年辛酉

取、七月十二日、肝付攻破竹原山、忠將打死、同時七
十余人奉公、十一月七日、代賢福昌入院、

五月十七日、赤塚源太左衛門尉重徳信濃守光重ノ子、福山比良木野ニ於て戰死

七月十二日、島津右馬頭忠將馬立の陣より竹原山の成兵を救ひ、肝付の賊と廻阪に戰て、肝

属掃部か爲に討れ、從兵多く死之、町田加賀守忠林忠將の家、老なり、町田周防守忠

成同じく忠將の家老なり、町田軍四郎忠次忠林の二子、年十九、石谷因幡守忠

成新納又八郎伊勢守康久入道一珠の嫡子、市來來、八月十日被斃死、年十八、高野左京進

或作海江田八郎三郎、海江田吉左衛門中間、三原弥四郎

市來、福崎助八郎、松崎五郎左衛門貞清、山内孫左衛門

尉、中村宗四郎或作半三郎、大寺大炊助加世田人、或山田人、富松帶刀長

・富松弥八郎八或作七、春成助三郎久辰加世田人、春成彌左衛門

・稻留石見守田布施人、益崎平内左衛門清水人、益崎弥四郎同上、

川上右京亮忠繼、敷根掃部左衛門頼道或作兵衛、坂元助七

郎清昌或作助四郎、年三十一、坂本與次郎、坂本市弥太、酒勾源左

衛門尉子也、酒勾新左衛門同、奈良原僕、長田彌四郎、

宇宿大學左衛門、野田中納言中或作内、能勢十郎次郎或無、或無、

桑波田左近、同五郎左衛門、草滿某、又内中間四人陪從人なり

「樺山玄佐日記」

有馬與市兵衛・有馬某・有川某・加賀陣備・多田隈源
兵衛・樺山藏人・竹下和泉守・武本傳左衛門或傳、作典、祖
甘藏司百房・澤右衛門・池山備後・木下縫殿・市來某
・宮田某・三島兵庫・宮内萬石衛門或右作左、市來某・湊
川某・泊助六・宮原三郎兵衛・右京中間・宮原氏僕・
石塚雅樂助或作左近、平峯滿兵衛・岩城新三兵衛或作新左衛門、岩
切雅樂中間・重所新左衛門・調所人足・調所等孫・同
新助中間・阿多源四郎隅州廻戰死トアリ、倅考、

一守護方肝付ハ非弓箭、雖然豊州爲合力、肝付へ被成御
儀絶、飢肥・志布志へ被入御番衆之時節、肝付廻「永祿四年五月十四日」コト上忍
取、北原茂其比御敵にめしなし、庄内大隅之通路成か
たし、御屋形貴久様宮内在御逗留、忠平様は飢肥へ御
座なるに、伊東は陣餘多着添御難儀なれハ、踊白坂佐
渡介ハ其前も安藝守知音也、今度彼者を可近思かへ、
邊川名今程樺山拜領す、是を踊へ可遣衆中以談合、曾
於郡堺無事をと云遣、猶不承引、此事本田若狹守と云
者曾於郡ニ有けるを、使ニ而御屋形様へも申上、踊へ
も云、此事肝付彈正忠被承候付、我も三繩を可去、扱

横川をわけ、北原堺無何事候者、飢肥・櫛間一方之御弓筋と談合す、安藝守無比類御奉公とて、其比曾於郡へハ左衛門督又六郎殿と奉申比御座候時、彼城後ニハ安藝守に可給御約束、扱廻へ御陳、大平と云嶺を被取誘、義久様被成御座御在陣、馬立には蒲生之爲御佳例典厩御大將、廻へ肝付入道省釣をも取紛けれハ、此度肝付之事可被召取人々思所ニ、竹原山と云通路之陣に祢寢・下大隅迄之促數勢、彼陣へ攻入、馬立衆奉初典厩被續合雖爲合戦、敵巧立たる事ニ而、典厩御打死なれハ、其餘ハ無限、貴久様數根御續、大平御陣衆被成合戦、敵多被討取、其比安藝入道玄佐者、七月十日より爲先祖祭長濱へ歸、十二日之軍に不合、其日即續馬立之陣堅固雖取構、今度依不吉兩陣を御開也、數根指向之間被加知行、廻之本領田中半坂を御給、宮内に廻かりや有、典厩御存命之時、長濱籬中へ可進被仰置しとて、清水の御籬中より御まいらせ候処に、數根田中半坂同前候而無理にこれを領す、堺目大事の折なれハ、從長濱閉閤、其後帖佐青毛を給、田中半坂返上之時、清水へ貴久様御移被成之刻、此事被聞召、數根慮外之時節、御堪忍神妙也と而、彼かりや茶園屋敷・小

屋敷・野崎屋敷・水田島地等、皆々御坪付相添御給、定なき世間也云々、

178
「日向記」

一永祿四年辛酉五月十四日ニ、肝付ヨリ廻リノ城ヲ忍取、是肝付ヨリハ五里ノ所也、其ヨリ嶋津方人數廻ノ城ヲ取巻陣ハ三ヶ所也、惣陣ハ大崎ニ取、廻ヨリハ半道也、馬立ノ陣所ハ關懸リ、高原山ノ陣ハ廻ノ野首也、籠衆迄モ彼陣ニ籠ルト聞エシカハ、省釣ヨリ伊東陣ニ被申越ハ、飢肥ノ人數引退ヤウニ、武略頼入由ノ使也、是ヲ義祐被聞召、省釣ノ加勢トシテ本城・酒谷ノ間、鎌ヶ倉ト云所ヲ陣ニ取玉フ、依之飢肥衆モ引カヘル、其時豊州方ヨリ陣取ラレ、往來不自由迷惑トノ使也、嶋津方ヨリ返夏ニハ、廻ノ夏ハ追付知行有ヘキ聞、此人數ヲ飢肥ニ可差越トノ返夏也、其比肝付ヨリ鎌ヶ倉ニ使ヲ以被申越ハ、島津方高原山・馬立ニ一ヶ所ヲ伏落シ、其上嶋津右馬頭ヲ討取、大寺大炊助ヲ始トシテ、彼是七十人打捕申候トノ注進也、是ヲ鎌ヶ倉ノ陣衆聞テ勢ヒ悦コト無限、然間本城ノコトハ弥難儀ニ及ニ依テ、此旨ヲ嶋津ノ陣ニ注進ス、其返夏被申ハ、嶋津家ノ夏

ハ此度ニケ所陣被伐落、其上右馬頭ヲ討セタル仕合也、
此方ノ夏頼ミニ存間敷候、飢肥ノ事ハ伊東方ト宜ヤウ
ニ内談セヨトノ返夏也、

尚々申候、廻へふしんたうくとして方々申候、其方
より歟一具用意候て、是も廿七日八日之間ニくしら
にて請取可申候、又其方村人和市、是茂廿七八日之
比、めぐりへ御こめ有へく候、めぐりよりのうけ取
日記、堅此方へ御合點有へく候、平房への書狀御も
たせ有へく候、

態令啓候、廻江急度可被陳着之由、従有方聞え候、就其
方々役の人衆之事ハ不及申候、やくはつれの小衆までも
一反ニ竹尻一ツ、用意候て、今月廿七日八日、此兩日之
間、串良にて請取可申候、無御油断もたせ有へく候、恐
々謹言、

「永祿四年カ」
五月十八日

兼泰(花押)
九郎右衛門尉
兼政(花押)
兼嘉(花押)

検見崎

藥丸

(上巻)
河越玄心

御宿所

兼政

180 永祿四年七月、右馬頭忠將戰死、後其戰場ニ至リ防戦獲

斬、瀧聞美作守

梅北刑部左衛門 廻御陣ニ入敵ヲ打、浜田民部左衛門

181

『箕輪日記』

一去ラハ廻ニ陣ヲ付ヨトテ、惣陣ニ貴久御座ヲ成サルレ
ハ、竹原山・馬立其外端陣取構へ、上井・敷根ニモ在
番所々ヨリ馳集ル、互ニ陣士ヲカケ、折々出合ヒ小軍
アリ、然トモ多勢ニテ陣ハ付ラレタリ、廻ノ城逼迫シ
テ危急ノ由肝付ニ聞ヘシカハ、是肝付家ノ運ノ極也、
又省釣此度運ヲ不開討レ玉ハ、恥辱ノ上ノ恥辱也、
男子ニ生レタラン者トシテ、主人ヲ主人ト思ハン者ハ
何トカ見次、省釣ヲ助ケサラン、藥丸入道胡運ハ飢肥
ノ堺目ナル間、櫛間ヲ去ヘカラス、安樂備前守ハ牛根

ノ在番スヘシ、其餘ハ打立ヘシトテ、嫡子左馬助良兼
兼輔不四作兼亮、生于永登元年、此四年則當四歳、兼則不四作兼盛、生于永祿四年、實此年也、兼定以若其然乎、以下二子不可取也。
・二男修理亮兼定・三男四郎兼輔・四男三郎五郎兼則
打立玉ヘハ、大崎ノ地頭新納下野入道永侃・安樂下總

守・串良地頭檢見崎常陸守・恒吉地頭肝付加賀守ヲ宗徒ノ大將トシテ、我モノト馳連クホトニ、着到定六千余騎トソ申ケル、何トカ此勢ヲ以テ一万騎二万騎ニテ取込タリト云トモ、一陣破ラサラン、ハヤリニハヤリタル足輕共、竹原山ニ切カ、リ立合フ者ヲ打取り、逆ル者ヲ追散シ、其促馬立ノ陣へ切懸ル、馬立ニ在合フ人々、爰ヲ専度ト防キ戰フ、右馬頭忠將ハ敷根ニ御座シシカ、坂口迄續キ玉ヒ、馬立ハ如何ト仰セケルニ、河上出羽守ガ箆シカ大涉笠「本ノマ」疑クハ「本ノマ」ニテ下知仕ル、未タ健固ト見ヘテ候ト申セハ、イザ去ハ何ト見次ガザラントテ、登レノト下知ヲナシ、坂口中ニ攻上リ玉フ処ニ、肝付勢猛勢ナレハ馬立ノ陣ヲモ切崩シ、其威勢ニラシカ、リ、右馬頭ヲ奉討、典厩ノ者トモ川上・町田・酒勾等ヲ始トシテ宗徒ノ者トモ廿余人ソ討レタリ、御内ノ人々ハ氣迫テソ見ヘニケル、其促肝付勢廻ノ城ニ馳籠リ、省釣入道ヲ守護シケル、省釣右馬頭ノ打レ玉ヒタリト聞、大キニ驚キ、弓箭ハ一端ノコト、終ニハ和平ノ嘜トモ成ヘシ、典厩打レ玉フコト永キ遺恨ノ種子トナルヘシ、其典厩ト兄弟ノ契ヲ致シ「忠將ノ姉、兼續カ室ナリ」御懇志ノ至アサカラス、心ナラスモ相隔リ、弓箭ノ習

トハ云ナカラ、彼ヲ討申候コト無面目次第也トテ、袖ヲ顔ニ押當テ涙ヲ流サレケル、自夫肝付モ不進、守護方ヨリモ肝付ヲ急度難退治思ヒ玉ヘハ、貴久御父子宗徒ノ人々ニ談合有テ、先ツ此節ハ御開陣アルヘシトテ、和平ノ嘜ヲ引玉ヘハ、省釣不斜悦ヒ、廻ノ城ニハ番手計ヲ召置如肝付ノ引レケル、路次傳イ於市成晝柴屋ヘ居ラレケル処ニ、彦山伏同行五六人列ニテ通リシヲ柴屋ノ内ニ請シ入レ、酒ヲ進メテ仰ケルハ、定テ薩摩ノ方ヘ御通候ラン、肝付省釣ト云者不慮ノ軍ニ打勝テ、當時施面目、左扇ニテ罷歸リタルト、檀那々々ノ宿物語ニシ玉ヘトテ立レケル、其後肝付和談ニ成リ無事也ト云ヘトモ、互ニ隔心ノヤウニ思ハレケル、其頃忠平ハ飢肥ヘ打越シ御座シケルガ、典厩不意ニ打死シ玉ヒタルニ依テ、隅薩ノ兩國雜説ガマシケレハ、貴久蜜々ニ御家存亡ノ時節、早々歸國セラルヘキノ由仰セラル、忠平豊州ヲモ難見捨思ヒ玉ヒケル処ニ、忠親諫テ仰ケルハ、今事騒ガシキ時節也、忠平於歸國ハ國中モ相治リ、御家モ長久タルベシ、余レモ又運ヲ開ヘシ、何ソ國家ヲ不相鎮乎ト、終日涙ヲ流シ諫メ玉ヘバ、忠平モ力ナク歸リ玉ヒケリ、

「壹岐賀州年代記」

一 七月五日、同十二日ニ肝付殿衆陳をくつされ候て、嶋津殿御舎弟惣大将右馬頭殿を討捕候、其外曆々の宗徒の人数三百人被討候、其外數不知候由相聞へ候、扱めくりの番衆うんノひらかれ候、同此年四五月の時分、飢肥の日置周防介・柏原宮内少輔以分別ヲ、足輕出合候て馬あきなひ申候、其次ニ音蜜ニ作半候ん事、敵方より申出シ候、飢肥よりほうひてう三河度々の後、中馬武藏守、此方より海老原伊賀守度々の後、壹岐越中守出あわれ、大方申談候、其後清武の丸目野迄参度候由申候条、加江田越へこふく用心的ためとてからノ原の山を越候にとて被下、飢肥の談議所らいちう寺清武迄被参候、過分和与之儀被申談候事六月ニテ候、和与必定にハ相ふらし候つれ共、肝付の与力迄ニ七月之時分御陳をめされ候、扱其後ハひこの右衛門など申候人、談議所などに相そひ、殊之外のちう數申候て、其後兩方の足輕大将人質ニ入ミたれ候、飢肥よりハ仲馬武州、さて此方よりハ其後中尾にて参會候、此方よりハ長倉播磨守殿・同名武庫殿兩人さし出られ候、飢肥よりハ日置周防介・柏原宮内少輔さし出候、其後先宮

ノ城の丸一ツさり渡し候、此方より御受取候人数、左之衆長倉宮内太輔殿・かし岡衆野村出羽守・役者壹岐長門守此衆ニ而候、其後日置周防介都於郡江参被申候、飢肥殿の息龜殿と申候ニ、御りうにんさまヲ申受、御縁邊ニ参り度之由被申候条、其儀相調候、此方より一入の御取持ニて候、

183

「元禄七年肝付市郎右衛門兼明指出」

一 永禄四年辛酉七月十二日、於廻陳ニ 忠將公御戦死之時、大兄孫六・小兄仲右衛門於竹原山遂戦死、中ニモ中兄掃部之助ハ、於勢迫ニ 忠將公ヲ奉討、此年四十六トカ 忠將ト者御南之御捨弟也、云彼云是、生涯ノ思面目、終ニハ同月十七日於坂切腹ス、生年廿八 追跡殉死、小姓嶋子孫衛門、子孫喜之城ニ有、小者頼負ハ子孫末吉ノ町人、 右三人之戦死ハ、三郎五郎爲ニハいつれも兄也云々、

184

「長谷場越前日記」

一 去程に、五月上旬に御家系中の諸軍勢、夜白を不云懸つゝき、廻の上野ノ大牟礼ヲスレに御着陳を被成者、御南殿様御在陳ましゝて、北郷殿に被仰候通処に、省釣

の計策者濱表を通用す、其中道ニ馬立と云へる処を御陳所に被取せ、右馬頭殿御大將に被定、吐氣役者大寺大炊助に承る、此外者南方衆ニ大隅衆、宗徒之軍兵數千騎にて被固、其高上に竹原山^{カクツ}として柙^{カクヒ}有り、兩御陳より出合御番也、海上者船陳にて夜白共に被攻て、籠城之人々者、肝付省釣始として籠鳥の雲とかや、網の中なる魚に似て、遁ん方へ無りけり、哀なりける有様とて、味方陳之足輕衆ハ言葉戦ひ申す也、省釣此由を被聞せ、尤に被存、廻り・恒吉進上して和平と訴訟を言上す、彼の趣を承り、伊集院右衛門太夫の祖父にて有る大和守の被申上、扱數か度憚を爲仕、省釣に於てハ此度被加御成敗、國家の法度たるへしとさへて言上被致、是を聞人々者滿座同心被致けり、爰に出て新納伊勢守とて老者一人有けるか、此事を傳聞、下説に縦之出合者大蹶^{ツカ}より小づかミと申せし事を承る、先と廻り・恒吉を次第^{ツカ}に召上て、不忠人の省釣も永代御披官になりしかば、肝付の郡内者一処も無残所御家中に相同し、其上命を御扶助にて忝存知なば、若シ^{ツカ}御暇申宛、市來諏訪の御神事を可被取成、其爲に同六月

廿九日の未刻に、大牟礼御陳を打立て歸宅をこそはずせらるれ、角て日數も移り行て、【永祿四年】文月の十二日肝付勢を打出して竹原山を攻けるに、城内の軍兵者待構たる事ぞとて、時刻を移して防け共、續く其勢をそけれハ、武略茂更ニ絶はて、切て出んとせん儀して、新納又八郎者市來衆を同心す、町田因幡守者同く軍四郎に、清水上井衆同心して本口を切て出テ、【馬立】又手の御陳へ籠らんとせしか共、敵の兵物落合て、爰やかしこに太刀討す、心は武ク有なから、大敵に被仕付、新納又八郎ハ痛手負て引退く、市來衆中ニ三原彌四郎・高野左京亮・福崎助八郎・海江田八郎三郎・山之内孫左衛門尉・中村宗四郎戦死也、清水衆に町田因幡守・同軍四郎一抛に討死す、武き心の涼きを何に譬ん方そなき、竹原山を詰崩し、其競ひに懸りてハ、馬立の御陳に押寄て一合戦仕り、肝付方の軍兵者しとろになりて引退く、是を見て陳衆ハ各打出て、我先にと切て懸る処ニ、省釣方の兵物か、笠の手より指をろし手を碎きて矢師し、手負打んと戦ふを、御大將右馬頭殿御覽して、無二の合戦を被成んと懸入らせ玉へハ、味方も敵に入り乱り前後左右を分ぬ間ニ、敵者は御大將と拜見し、寄手

の兵物指合て典既様を奉討取者、御邊の人衆も一同に雖致手碎を、可惜をしかるへき朝の露とそ消にける、扱又大寺大炊助者、一番合戦に致高名、薄手負て居たりしが、此御左右を聞からに、人者一代名者末代、名譽を遂んと言捨て、大敵に切て入り、四方へばつと追散し、てき余多切伏て、其身も則戦死する、是は又加世田衆也、同処衆に富松帯刀長・同彌八郎・春成名字無余儀討死被致、田布施衆ニ稻留石見守、清水衆ニ益崎名字、此外之人とも宗徒之兵物戦死也、残る人衆ハ馬立の御陳に取籠り、陳中を持堅メ、種々の謀略をめぐらさる、懸りける御本陣の籠に者、御手勢を打出して一戦を被成けり、梅北刑部左衛門馬武者ニて致下知、究竟之兵物に鎧之袖をとかせつゝ、早業にそ懸りける、打物取て馳合て、敵大勢寄せきたる真中に切て入り、鹿兒島衆ニ瀧聞美作守太刀始と名乗れハ、我もくゝと合戦して其倭敵を切り崩し、太刀下ニ敵余多被討取、此外之者共の猛勢者敗北シテ、恒吉指てそ逃ニける、又省釣も薄氷を踏む心地して、肝付へとそ引て行く、路中ニて彦山伏に侍る者、今度之合戦に御太將を討取て、報の罪を如何はせんと歎く心の浅からぬ、南無廣

大慈悲權現之和光同塵に結縁し給て、省釣を武運長久、萬人安全と祈念を成してたび玉へ、拜進法施を可致と云より、先に下馬を成してそ通りける、此事世上に有其聞得しかは、境目に御隙も不入して御開陳を被成けり、然ハ國土ゆたかにそなりニける、扱又一とせ、日新様肝付省釣方へ爲御礼御光儀をましゝて、御當家ニ至り、以來御奉公可被申上之由、數ヶ度被仰下といへ共、聊以無承引、於此上者是非共爲可被加御憐愍、八拾余日肝付ニ御滞留之処ニ、猶以被背上意故力ニ及給はず、如加世田御歸鞍之刻、從鹿屋省釣方へ御詠歌被送下之事及承處也、

洩る世ともしらて頼バ木の本の旅ねは無と露よ泪よと被遊し御言葉の種子久敷も生茂り、さかゆく世の中を見渡せば、頓而秋野々に霜置増る夕暮ハ、虫の音迄も枯々に、扱々今の肝付入道者、一榮も亦一落とそ成り行果る、唯世の中ハ不忠不孝の前業かと有人の侍り玉へは、上中下輩ニ至迄耳目を驚す計り成り、彼の省釣者別て、上意を忝被仰聞せ事ハ、日新様之御嫡女聲君に成て無奉公の故、御罰に當り被申也、早竟富る者驕りを不知類にやあらんかし、

「大友殿奏行所」

隈庄甲斐守」

謹而言上仕候、自薩州内之旨候之条、去春此國御方分并吉岡長増・白杵鑑速迄令入魂候之処、被遂御上聞候哉、忝上意之由候、殊親守・長増・鑑速以御連署御懇示給候、早々可被遂御礼候之處、肝付對島津殿企緩怠、廻城忍取候故、薩广之取乱之条、此心疎之趣自伊集院大和入道殿被申越^ニ、先々爰元無油断之旨爲可申、華嚴院進上候、委細彼院口達之段日州江早々被成御下知候之様、^{「本書不分明」}守可被遂披露候、仍茶磨一口進上仕候、誠比與之至候、

此旨宜預御取合候、恐惶謹言、

「永祿四年」

七月廿六日

（隈庄）
親昌

志賀安房守殿

186 薩州立柄以花嚴院委細承候、得其意候、必至日州可加下

知之条、弥入魂肝要候、仍而茶磨送給候、祝着候、猶志

賀安房守可申候、恐々謹言、

八月六日

（大志）
義鎮在判

隈庄甲斐守殿

「正文在島津安藝守久雄」

今度軍衆飢肥へ立申候、就其承候趣得其心候、我々打立之事、よりくニ存候間、与義なく存候、さりながら各不可然被申候ハ、先々右馬頭殿被立候する程ニ、萬事頼申へく候、當所ニ有人衆にも、其方之時義申きかせ候、尤之よし申候、自然かへる事候ハ、重而可申入候、万吉、恐々謹言、

「朱力キ」

「永祿四年」八月廿四日

貴久（花押）

「上カキ」義久

又三郎殿

貴久

188

「貴久公御譜中」

日州眞幸院之宰北原兼守者、久臥床褥醫術無驗、卒以死去矣、渠之臣等引類結黨紛紜、而政道不正、爰踊城主白坂美濃守者謂三原遠江守曰、宜獻踊地於太守、而屬旗下、栗野・吉松・吉田・馬關田亦共以其言爲旗下、以故入置守兵於諸地也、又有北原伊勢介・同新介者、守横川城、而不隨守護也、當此之時、從飯野以西屬守護、從三山以東隨伊東氏、以故封疆不穩、且復球麻之相良氏・伊

「義久公御譜中」

東大膳大夫義祐、相共流延於北原氏之領地、于時使二男忠平移眞幸院、然而横川之地不得往還、經霧島嶽險路、入守于其地也、

〔公御譜中〕

〔正文在菱刈幸助〕

大隅國栗野院百廿町、依爲望所宛行也、早任先例、可被知行之狀如件、

永祿四年拾月二日

貴久(花押)

菱刈大和守殿

〔上包〕
菱刈大和守殿

貴久

善も悪あくも善なりなせはなす

こゝろよ心はちよおそれよ

一 不動愛染之衆生、愛顧之形容を能く可有見執之事、

一 聊尔之子細糺詰られは、各護身之符つゐには良薬たる

へき事、

一 關々候者、當日は憐愍之様にもいへとも、翌日ハ身を

日新

亡す禍殃之程たるへき事、

一 爲國家には身をおします、あやまちをあらため、腹立なきにいかり忿度をこらへ、聖人のこと葉を恐れ、被

任心底候者、則天道神慮も佛法も他所ニ有へからざるもの也、

一 内には鰥寡孤獨之あはれを密行し、上としてハ只臨別儀なきものか、假初にも人をそこなひ、やふらしの持戒を逼塞候而、外には五常を匡、辻々には禁籠張着をも可被構候、是まことの可爲慈悲候、

右五ヶ條、諫言に似たりといへとも、眞平老耄之至と可有有免候、

永祿四年十月吉日

義久

〔義久公御譜中ニあり、糺合す〕

〔日向記〕

一 永祿四年霜月ノ比、伊東方ヨリ使僧ヲ以テ豊州忠親方

エ被申ケルハ、其城之夏兵糧之ク、終ニハ飢死可有ト

覺候間、可被去渡旨頻ニ催促有シカハ、豊州方ヨリ先

鎌ヶ倉ノ人数ヲ新山ニ引遷ス、其時豊州ヨリ同十二月

廿一日ニ、使僧并日置周防介山東ニ越ス、佐土原ヨリ
 モ圓目ニ出合、和睦ノ談合調テ、宮藪可被相渡ニ極リ
 シカハ、同八九日比人數ヲ越、同晦日ニ宮藪ヲ請取、
 則番衆入城ス云々、

鰐口

薩州田布施村御伊勢大神宮沙弥

日新軒座主俊榮并鮫島藤原宗増

永祿四年 辛酉十二月吉日

(本文書底本ニ欠ク、県立図書館本ニヨリ補フ)